

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	7	03.医療・福祉	一般市	三原市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・医師法第8条、医師法施行令第6条等 ・医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について(昭和35年4月14日医第293号)(最終改正平成20年12月10日医政発1210第4号)各都道府県知事宛厚生省医務局長通知	医療従事者の籍(名簿)登録まっ消(削除)申請に係る手続の柔軟化	医療従事者の籍(名簿)登録まっ消(削除)申請の必要書類について、死亡診断書あるいは死体検案書の写し(原本照合なし)で可能とする。 ※医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、技能訓練士(緊要時)については、死亡診断書または死体検案書の写し(原本照合なし)が可能	【支障事例】 本市では、前から事務移管を受け、医療まっ消手続に係る事務を行っている。 手続に必要な書類は法令に申請書と規定されている手元には残らず、写しについても原本照合が必要であり、回線である。そのため、本市では、過去に遺族が医療まっ消手続きに来られた際、死亡診断書の写しを持参していたため、原本照合が必要であった。 しかし、既に原本は戸籍届出(死亡届)で提出済みであり、原本が手元になく苦情を言われたもの。 【制度改正の必要性】 現在は、死亡診断書等の原本(写し)の場合は原本照合が必要、あるいは戸籍抄(謄)本等のいずれが必要となっているが、死亡診断書または死体検案書は、戸籍届出で提出するため手元には残らず、写しについても原本照合が必要であり、回線である。そのため、戸籍抄(謄)本等が必要になるが、故人(まっ消対象者)の本籍地が住所地と異なる場合など、戸籍抄(謄)本または除籍抄(謄)本の取得及び故人(対象者)の住所地へ訪問しなければならず、申請者の負担が大きい。 また、戸籍抄(謄)本の場合、複製に時間が必要のため、取得にも時間がかかる。 【懸念の解消策】 薬剤師と同じく写しで可能となるよう取扱を同様にする。	【厚生労働省】 (10)医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法220)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び技能訓練士法(昭46法64) 医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の死亡の理由による籍(名簿)登録の抹消(削除)申請書の添付書類については、原本と相違ない旨の証明を得たうえで死亡診断書及び死体検案書の写しの提出が可能となる。医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について(昭35厚生省医務局長)を令和元年度中に改正する。
R1	8	03.医療・福祉	中核市	富山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法第63条、第88条	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて居宅以外の保育所や学校等を訪問先として認める。	医療的ケア児の受け入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応できる施設は少ない。本市の保育所等では、主治医の保育所等での集団生活が可能の判断があれば、受け入れ可能である。しかし看護師配置等の条件に対応することが困難な状況から、保護者が行き違い、医療的ケアを行っているケースがあり、保護者の負担が大きい。医療的ケア児の保護者が就学を希望しても、医療的ケアがあるため保育所等へ入れることが難しく、職場復帰できない等、保護者の就労に影響があること。保育所等での医療的ケアに対する訪問看護の利用については、健康保険法上、訪問先が「居宅」に限定されていることから、実質的にその利用が制限されている。	【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 (1)健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受け入れ体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	9	09.土木・建築	一般市	佐伯市、別府市、大分市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日田町、玖珠町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路整備特別措置法第24条第1項但書、同法施行令第11条、料金を徴収しない車両を定める告示第3号	災害ボランティア車両の有料道路無料化措置に係る運用の明確化	災害ボランティアのために使用する車両に係る有料道路の無料化措置について、被災地の社会福祉協議会やボランティアセンターが発行するボランティア証明書を持参した車両であれば、全国の地方自治体が発行する災害派遣等従事車両証明書がなくても有料道路の通行が可能となるよう、料金を徴収しない車両を定める告示の改正または解釈及び運用の明確化を行うこと。	【現状】 災害ボランティアのために使用するものとして料金を徴収しない車両は、告示において、地方公共団体等が要請したボランティア活動のため使用する車両で当該道路を管理する会社等が料金を徴収することができず、不適当であると認められたものが対象とされている。現状では、社会福祉協議会やボランティアセンターからのボランティア証明書に加えて、全国の地方自治体が発行する被災地等からの地方公共団体に基づき発行する災害派遣等従事車両証明書が別途必要と取扱いとなっている。 【具体的な支援】 ・申請者は、最寄りの市役所の窓口でボランティア証明書を持参した上で、車両証明書の発行を受ける。窓口では被災地までの経路の確認等をして、発行を行っている。 ・車両証明書は、積算する料金を所(出口)ごとに1枚の提出が必要であり、証明書に記載したICでしか利用することができないため、被災地が遠距離となれば、証明書を往復分でも何枚も発行する必要がある。 ・申請者がIC名や経路等を熟知していないケースが多く、その都度、窓口職員が高速道路会社のホームページ等で経路を確認している。 ・被災地との往復間で急な経路変更が発生した場合には、申請者は再度窓口に向かい、新たに発行した証明書を料金所に郵送しなければならない。 ・なお、被災自治体においても同様の事務が発生するため、復旧業務を行う上でも負担となっている。	
R1	10	05.教育・文化	都道府県	岩手県、盛岡市、一戸町、秋田県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	平成28年2月16日付け事務連絡(文部科学省初等中等教育局高校修学支援室)	マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの運用	マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの運用に当たっては、マイナンバー情報の入力を全国一律に都道府県が地処理する仕組みを見直し、都道府県の実状に応じて各学校においても地処理できる仕組みとすること。	就学支援金制度に係る認定関係事務は、教育委員会としての認定権限を公立学校長に委任していることにより認定関係事務が公立学校で完結している。 しかし、文部科学省初等中等教育局高校修学支援室からマイナンバー利用による就学支援金支給手続きの方針(平成28年2月16日付)事務連絡)が示され、認定権限を公立学校に委任している場合も含め、いづれの場合も公立学校で保護者等のマイナンバー情報の入力が入力できず、都道府県のみが行えることとされていること。本県の業務と大きく異なるが生じている。なお、特別支援就学奨励費の事務では、各学校でマイナンバー制度を利用した事務処理が可能であり、専用端末も配備されている。類似制度でありながら、取扱いが異なる。	
R1	11	07.産業振興	都道府県	岩手県、盛岡市、宮古市、陸前高田市、西和賀町、洋野町、一戸町、秋田県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	仮設施設有効活用等事業に係る助成金交付規程第4条第4項	仮設施設有効活用等事業の助成対象要件	完成5年経過後の仮設施設について、客観的に仮設施設としての役割を終えたことを理由とする撤去等を助成対象とするよう要件の見直しを求める。	独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置し、市町村に譲渡された仮設施設は、東日本大震災以降で被災した事業者が仮設復旧のために措置されたものであり、非常に有意な事業である。 当該仮設施設を市町村が撤去をした場合は中小機構から助成を受けることができる。また今般、令和2年度末まで助成期間が延長された。 本助成事業は、客観的に仮設施設としての利用を終了したものは除かれ、助成対象要件として、「仮設施設の継続利用の意思、及び土地所有者等の意思等により利用継続ができないことが必要とされていること。一方、県内において、例えば、多くの仮設住宅が撤去されたことにより商店等に使用していた仮設施設が空になる等、その後の活用方法が見込めない仮設施設も増加しており、県内市町村からは、まちづくりの観点から仮設施設の撤去助成を望む声が多くある。	
R1	12	03.医療・福祉	都道府県	岩手県、盛岡市、一関市、陸前高田市、西和賀町、一戸町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一第1章第2部通則5 ・医療法の一部を改正する法律の施行について(平成二〇年五月一九日健政発第六三九号各都道府県知事宛厚生省健康政策局長通知)第二の三(三)	・病院に係る診療報酬の算定方法の見直し(地域の実情に応じ、開設者が同一の病院間で承認した場合でも、病院ごとの入院日数を算定日として取り扱うこと) ・地域医療支援病院の承認案件である紹介・逆紹介事、同一開設者による病院間で紹介も含めて算定	広大な農土を有し、医療資源の乏しい地域を抱える岩手県では、県が開設者となつて26県立病院等(20病院及び6地域診療センター)及びICリハビリテーションセンターなどを設置し、各二次医療圏における基幹病院としての役割や、交通事情や医療資源に恵まれない地域における、地域の初期医療等の役割を担っている。これらの県立病院等においては、各医療圏域内で診療機能を担い、地域医療支援病院(仮診療機能)を担っており、地域住民への適切な医療提供体制を構築している。 現行の診療報酬の算定方法において、患者が転院した場合、通常は入院期間がセットされるが、同一の開設者など「特別の関係」の場合は、入院期間が通算される取扱となっている。このため、基幹の県立病院から入院患者を受け入れた後方支援の県立病院は、実質的には新規患者であるにも関わらず、基幹病院分も含めた入院期間となり、入院基本料への下記加算が低額又は算定不可となる。 ・14日以内の期間…1日あたり450点(1点=10円)で4,500円) ・15日以上30日以内の期間…1日あたり9192点 また、地域医療支援病院の承認要件である紹介・逆紹介事について、同一開設者間で紹介を含めることができる。		

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	13	06.消防・防災・安全	都道府県	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・災害救助法第4条、第7条 ・平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」 ・平成28年4月28日付事務連絡「平成28年熊本地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉(介護を含む。)」の追加	災害救助法第4条の救助の種類に「福祉(介護を含む。)」を、同法第7条の救助に従事させることができるものに「福祉(介護)関係者(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)を規程し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援が災害救助の基本施策の一つであることを明文化	【課題】 ・災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的な取扱いなどが課題。 【現状】 ・東日本大震災津波で被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 ・熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設置に係る経費として未だに後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ(熊本地震については経費のみが対象)。	
R1	14	06.消防・防災・安全	都道府県	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・災害救助法第4条、第7条 ・平成31年5月7日付厚生労働事務次官通知「生活困難者就労準備支援事業費等の国庫補助について(生活困難者就労準備支援事業費等補助金交付要綱)	「災害派遣福祉チーム」の制度化及び派遣・調整システムの構築	災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行い、要配慮者として良好な避難環境の整備・調整や介護、福祉接点などを担う「災害派遣福祉チーム」(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員で構成)を制度化するとともに、全ての都道府県において当該チームを派遣・調整するシステムを緊急に構築	【課題】 ・災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的な取扱いなどが課題。 【現状】 ・東日本大震災津波で被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 ・熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設置に係る経費として未だに後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ(熊本地震については経費のみが対象)。	
R1	15	03.医療・福祉	都道府県	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・自殺対策費補助金(地域自殺対策推進センター運営事業)交付要綱 ・地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱	自殺対策費補助金の早期の交付決定	自殺対策費補助金の年度当初の早期の交付決定	本県の事業(自殺対策事業費)の財源となっている国の自殺対策費補助金については、例年12～1月頃の交付決定となっており、平成30年度も1月の交付決定となっている。 地域自殺対策推進センター(精神保健福祉センター)に設置の運営費については、国補助金を財源としているが、事業費の9割が当該対応及び市町村計画策定等の支援にあたるスタッフ等の人件費であり、交付決定の遅れ等があると計画的な事業執行が困難となることから、年度当初の早期の交付決定が必要である。 (参考)平成30年度の交付決定日 平成31年1月8日	5【厚生労働省】 自殺対策基本法(平18法85) 自殺対策費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の実施が可能となるよう、令和2年度から可能な限り早期に交付決定を行う。
R1	16	11.その他	町	北栄町	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者へ委託することができる範囲について」(平成20年3月31日経行市第75号(ほか総務省)) 「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」(平成20年9月9日事務連絡総務省) 「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室) 「戸籍事務を民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲について(通知)」(平成25年3月28日民一第17号法務省) 「戸籍事務を民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲について」(平成27年3月31日事務連絡法務省)	住民基本台帳関係事務、戸籍事務及び地方税関係事務等に係る証明書の交付に係る規制緩和	住民票の写しや戸籍等持本、納税証明書などの証明書等の交付について、交付決定及び請求内容等の審査は公権力の行使にあたるため、民間事業者に行わせることはできないとされているが、自動交付機やコンビニ交付が普及している現状があり、民間事業者に行わせることができるようにしていただきたい。	平成27年度に支所の総合窓口業務、平成30年度には本庁舎の総合窓口業務を民間に委託したが、審査業務等のための職員を配置(職員が休暇を取得するための職員数の配慮)する必要がある。窓口業務を少人数の職員で行っていた規模の小さい自治体は、委託前に比較しても大幅な職員削減につながらず、民間委託の効果が薄い。	
R1	17	11.その他	町	北栄町	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公営企業法(第34条の2)	地方公営企業の出納事務等を会計管理者にも行わせることができる要件の緩和	地方公共団体が経営する企業における出納事務等については、管理者が行う事務となっている。(法第9条) 法第7条ただし書の規定により管理者を設置しないこととした公営企業においては、管理者の権限を行う地方公共団体の長が会計管理者に対して出納事務等が委任できる要件の緩和をいただきたい。	【根拠条文一部抜粋】 【財務規定等が適用される場合の管理者の権限】 第34条の2 地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合においては、当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条項で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができる。 【前置改正要求の内容】 財務適用企業は、地方公共団体の長が出納事務の責任者となるより、出納事務に熟識している会計管理者に行わせるのが事務処理の簡素化につながるものと考えられていると考えるが、法の全部を適用する企業の中にも少数で経営している企業もあり、本規定を財務適用企業に限らず、全部適用企業にも適用できるようにしていただきたい。 【支障事例】 財務適用企業は、地方公共団体の長が出納事務の責任者となるより、出納事務に熟識している会計管理者に行わせるのが事務処理の簡素化につながるものと考えられていると考えるが、法の全部を適用する企業の中にも少数で経営している企業もあり、本規定を財務適用企業に限らず、全部適用企業にも適用できるようにしていただきたい。 【支障事例】 本町では、特別会計(職員2名)で行っていた事業を平成21年4月から法全部適用の準備を進めてきた。出納事務は、特別会計では普通会計と同様に会計管理者が行っていたが、法適用に伴い出納事務の独自処理が事務効率を悪化させると懸念された。そのため、普通会計において出納事務を行っている職員に対し公営企業への併任を発生し出納業務を行わせることとした。しかし、本町の普通会計部門では、会計管理者と事務職員の2名で分担して出納事務を行っており、事務職員のみに出納事務を行っても、もう一方の者(会計管理者)が持つ出納事務のノウハウが活用できない。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	18	05.教育・文化	都道府県	東京都	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第6条及び別表第8	小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の授与要件の緩和	中学校教諭普通免許状所持者が小学校教諭二種免許状を取得する場合には、小学校の専科教員の在職年数を含めるなどの緩和措置を講ずること。	【現状】 中学校教諭普通免許状の所持者が、教育職員免許法別表第8に定める在職年数と修得単位数により小学校教諭免許状を取得する。在職年数については基礎となる免許状の学校種におけるものとされていることから、中学校教諭普通免許状所持者が小学校専科教員として勤務した期間を別表第8に定める在職年数に入算できない。このため、中学校での在職年数と同様に、小学校における教員としての在職年数も算入する方向で検討し、中央教育審議会での議論も踏まえ、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【調整結果】 【5】文部科学省 【5】教育職員免許法(昭24法147) 【19】中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数については、中学校における教員としての在職年数と同様に、小学校における教員としての在職年数も算入する方向で検討し、中央教育審議会での議論も踏まえ、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	19	03.医療・福祉	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日付「厚生労働省通知」)又は地方公共団体の若者から不動産の貸付を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について(平成12年9月8日付「厚生労働省通知」)	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件緩和について	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合も、国及び地方公共団体の外者から貸付を受けたものであっても実施する的时候可以よう、保育所等と同様の特例を認める。	近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため、全国的に放課後児童クラブの逼迫的な整備が不可欠な状況にある。本市においても、年々利用ニーズが増加しており、それに伴い、待機児童も増加傾向にある。待機児童の解消は喫緊の課題であり、市が設置する施設だけでなく増加する利用ニーズに対応することが困難な状況であることから、社会福祉法人等による事業者の促進を図っている。一方で、社会福祉法人の認可に関する基準では、社会福祉法人が通所施設を設置する場合、保育所等については、設置に必要な労働を担うのは地方公共団体の若者から貸付を受けて行うことができるよう要件緩和がされているが、放課後児童クラブは、この要件緩和の対象施設に含まれていない。そのため、本市では、市内の社会福祉法人から放課後児童クラブを新設したいとの相談を受けたが、民有地を借り受け整備を行う計画であったことから、事業実施を断念せざるを得ない事業が生じたところである。今後さらに増加する利用ニーズの対応に必要な施設の量的整備を進めるに当たって支障が生じている状況にある。	【5】厚生労働省 【19】社会福祉法(昭26法45) 【19】社会福祉法人の設置要件(25条)について、既設法人が放課後児童健全育成事業を設置する場合に、当該施設の使用に供する不動産の全て又は一部について、国又は地方公共団体以外の若者から貸付を受けていないこととし、令和元年度中に「国又は地方公共団体以外の若者から不動産の貸付を受けた既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年厚生大臣官房障害者保健福祉部長、社会・援護課長、老人保健課長、児童家庭局長)を改正する。
R1	20	06.環境・衛生	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	狂犬病予防法第4条第4項 平成14年6月11日付健康発第0611001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知	犬の登録情報の取扱いの変更	狂犬病予防法に基づく業務で、犬の所有者から死亡届が提出されない(登録簿簿について、平成14年6月11日付健康発第0611001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)にある転居先不明原簿と同様の取扱いとし、一定の条件を満たすものは登録簿に含めないものとする。	所有者が、義務である犬の死亡の届出をしないことが多く、市は登録を削除することができないため、現行の規定では、正確な犬の登録簿を把握することが困難なっており、適正な登録簿の管理に支障を来している状況である。また、登録簿を管理するための電算処理費、予防注射通知ハガキの郵送費等の経費がかかる。登録簿数が実際より多い場合は、予防接種の接種率にも影響がある。登録を削除するためには、所有者に直接確認する必要があるが、時間を要する。	【5】厚生労働省 【18】狂犬病予防法(昭25法247) 市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見を踏まえつつ、転居先及び死亡が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録簿除及及び犬の所在地が国外に変更される場合の取扱いについて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	21	06.環境・衛生	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	狂犬病予防法第4条第4項 平成14年6月11日付健康発第0611001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知	犬の登録情報の職権削除等ができる権限の付与	一定期間経過したものについては、その犬の登録を職権削除等ができる権限を付与すること。 (例) 職権削除できるもの:年齢が25歳を超えるもの	所有者が、義務である犬の死亡の届出をしないことが多く、市は登録を削除することができないため、現行の規定では、正確な犬の登録簿を把握することが困難なっており、適正な登録簿の管理に支障を来している状況である。また、登録簿を管理するための電算処理費、予防注射通知ハガキの郵送費等の経費がかかる。登録簿数が実際より多い場合は、予防接種の接種率にも影響がある。登録を削除するためには、所有者に直接確認する必要があるが、時間を要する。	【5】厚生労働省 【18】狂犬病予防法(昭25法247) 市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見を踏まえつつ、転居先及び死亡が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録簿除及及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	22	06.環境・衛生	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	狂犬病予防法 平成7年2月6日付衛乳第16号厚生省生活衛生局肉肉衛生課長通知	狂犬病予防法に国外転出の届出を義務化	狂犬病予防法に、登録を受けた犬の所有者は、その犬の所在地を国外へ変更する場合、その犬の所在地を所轄する市町村長に届け出なければならない旨の条文を追加する。	現行法では変更届(新所在地を所轄する市町村長へ届け出ること)となっているため、国外の場合、飼い主は変更届を提出することはない。このことから、市外に転出しているにも関わらず、法に届出が明記されていないため、原簿の適切な管理が行えない現状がある。また、平成7年2月6日付衛乳第16号厚生省生活衛生局肉肉衛生課長通知の中にも、犬の登録簿の管理について、変更届の届出を行うに付、転居先不明な犬の届出を求めるとしているが、提出を求める届出書が規定されていないため、犬の所在を正確に把握できず、所在不明犬として管理することとなる。	【5】厚生労働省 【18】狂犬病予防法(昭25法247) 市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見を踏まえつつ、転居先及び死亡が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録簿除及及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	23	03.医療・福祉	中核市	豊中市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法31条・43条、子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に係る留保事項について、子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて	特定地域型保育事業の確認の効力の拡大について	特定教育・保育施設と同様に、特定地域型保育事業の確認の効力が全国に及びよう制度の改正を求める。	本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用が行われている。現行では、地域型保育事業の確認の効力が確認を行う市町村の区域に限定されていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体の同意を得る必要がある。そのため、本市で事業所内保育事業を実施している事業所に、本市以外に居住している従業員が全国に及ぶのと、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による確認は不要とする。	【5】内閣府(11)【11】厚生労働省(33)(函) 子ども・子育て支援法(平24法65) 特定地域型保育事業の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区)の長を含む。以下この事項において同じ。この規定による確認の効力が全国に及ぶのと、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による確認は不要とする。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	24	09.土木・建築	一般市	東松島市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法43条、都市計画法施行令第36条第1項第1号イ・第3号ホ、都市計画法施行規則第34条、開発許可制度適用指針	市街化調整区域内における空家の用途変更手続の簡素化	空家である農家住宅を一般住宅へ用途変更の際の許可については、市町村が周辺の土地利用への影響の有無を確認した場合は、許可申請に係る届付書類等、申請手続の簡素化を行うことが可能としていただきたい。	市街化調整区域に立地している空家となった農家住宅を一般住宅が入居し、活用するためには、農家住宅から一般住宅への用途変更許可が必要となるが、その許可の申請に当たっては、都市計画法施行規則第34条の規定に基づき、許可申請書、付近見取図(方位、敷地の位置及び周囲の周辺公共施設を明示)、敷地状況図(敷地の境目、建築物の位置並びに排水施設の有無、敷設、排水の位置及び排水先を併せて明示)を提出しなければならない。当該申請書を作成するに当たっては、専門的見地を有する事業者(土地家屋調査士等)に作成を依頼し、現地調査測量などを行ってもらう必要があるため、貸し手である当該空家の所有者にとって大きな負担となり、当該空家を空き家バンクに登録する意欲を削ぐ要因となっている。用途変更前後で、当該建築物が住宅であること変わりなく、かつ改築を伴うものではないため、排水能力は変わらないものと考えられる。市町村において、周辺の土地利用への影響や地域づくりへの支障がなく、地域活性化につながることを確認できれば、都市計画法施行令第36条第1号の技術基準を適用除外とし、申請資料の簡素化を図ることが地方創生につながるから行政のメリットは大きい。	
R1	25	11.その他	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	総務省自治行政局選挙部管理課長通知(平成29年10月6日付総行管第333号)	「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に基づく執行経費認定の弾力的運用	システム改修の原因が明らか(法改正、OSサポート期間終了など)であったり、やむを得ない事情がある場合(システム改修に期間を要するには、監督官(総務省)と協議した上で、事業の事前への説明期間を省略できる旨の規定に準じて、議会への諮問の例外として、「審査請求が不適法であり、却下する場合」に加え、「申請に対する処分に関する審査請求を全部認容する場合」を追加する。	【制度の概要】 国会議員の選挙等の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)等に基づき都道府県及び市町村の選挙管理委員会が行い、これに関する経費(以下「執行経費」という。)、は、国が負担することとされている。執行経費については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」(昭和65年法律第179号)において、投票経費等の経費の種類ごとに基本額が定められている。なお、執行経費の実績報告等は、選挙ごとに発出される(国(総務省自治行政局選挙部管理課)からの通知に基づき実施している。 【支障事例】 本県では、民間企業が開発した「選挙速報システム」を導入し、投票開始時に市町選挙から報告される投票票データの集計に活用している。このたび、サーバーOS等のサポート期間満了や元号改正等に伴い、システムの改修が必要である。(執行期間約数ヶ月)当該業務は、選挙執行前に業務発注せざるを得ないが、国の通知より、備品の事前発注等は認められておらず、対応に苦慮している。	
R1	26	11.その他	中核市	下関市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第3項、第248条の2第2項、第243条の2第11項、第244条の4第2項 ・行政不服審査法第43条	審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項及び第244条の4第2項の各規定は、改正行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問期間を省略できる旨の規定に準じて、議会への諮問の例外として、「審査請求が不適法であり、却下する場合」に加え、「申請に対する処分に関する審査請求を全部認容する場合」を追加する。	本市において、公立保育所の保育料決定処分の取消しを求める審査請求が提出され、行政不服審査法に基づき審判員を指名し審判手続を行い、その結果として、当該審査請求を認容し、原処分を取り消すという内容の審判員意見書が提出された。改正行政不服審査法は、処分に関する審査請求を全部認容する場合は、行政不服審査会等への諮問を省略できる旨の規定となっているが、地方自治法に基づく議会への諮問を要する審査請求については、行政不服審査法の当該規定が適用されない。したがって、本市では、議会において、諮問の日から20日以内に委員会での審査及び本議会での意見の表決を行い、さらにその議決結果を受けて、審査庁で裁決を行っているところだが、本件のように審査請求を全部認容する場合は、審査請求人の権利利益の救済が完全に図られるため、議会手続に要する時間、経費、労力等に比べ、議会への諮問を行う意義が乏しい。また、審査請求人は、事前に裁決を待たず、議会手続の終了を待たなければならない。加えて、保育料に限って言えば、子ども・子育て支援法の施行により公立と私立の保育料で法的性質が異なる仕組みとなることから、本件が仮に私立保育所の保育料の審査請求であった場合は、行政不服審査法の規定に基づき行政不服審査会等への諮問を省略でき、救済手続に相違が生じないことは、保育所の利用者にとって理解しやすく、また、制度上不均衡が生じている。	
R1	27	11.その他	指定都市	京都市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条	自転車の撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務を私人に委託	市町村が「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として行う自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務について、私人に委託するにできることを明確化すること。又は、私人に同事務を委託するにできるより同法に規定を設けること。	本市で「自転車の撤去及び保管」による「費用」自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律を根拠として徴収・収納している。当該費用については、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定されている「手数料」に該当するか否かが不明確であり、同条に基づき私人に徴収・収納の事務を委託することができない。このため、自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務のみ市職員が実施しなければならず、非効率である。	5【内閣府(10)】 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(第55法附) 市町村長が行う放置自転車の撤去及び保管等に要した費用(6条5項)の徴収又は収納の事務については、放置自転車の返還を求めるから、当該自転車等を引き換えに、その撤去及び保管等に要した費用に係る対価として料金を徴収又は収納する場合には、私人に委託することが可能である旨を、その根拠等を整理した上で、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月5日付内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)事務連絡)]
R1	28	09.土木・建築	都道府県	奈良県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第29条、第32条 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金を私人に委託できるように求める制度改正	公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限が経過した不届入居者等に生じる損害賠償金について、地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託できるように公営住宅法及び施行令の改正等による制度改正を求め。	県営住宅の明渡し請求により生じる損害賠償金について、本県の条例では「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近隣同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる」(奈良県営住宅条例第4項第3項及び第4項)と定められており、更に規則において「近隣同種の住宅の家賃の2倍に相当する額」(奈良県営住宅条例施行規則第19条)と決定している。この条例・規則は、公営住宅法第29条及び第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)について」(平成28年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。「近隣同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭」とについては、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)することで入居決定を取り消し、それにより生じた明渡し義務を退去者が履行しないことによる債務不履行に係る損害賠償金であり、規則で定め、入居時に契約を行うことで、民法第420条における損害賠償額の予約している。当該県においては、県営住宅の退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、当該損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で徴収にあつては、退去者のうち、家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なる、債権回収業務が非効率になっている。	5【総務省(7)】 公営住宅法(昭和26法193) 公営住宅の明渡し請求後に「明渡業務を履行しないこと等に基づき損害賠償金」については、当該損害賠償金の徴収事務の円滑かつ効率的な実施に資するよう、当該事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を明確にした上で、その運用について留意事項とともに、地方公共団体に令和元年度中に通知する。
R1	29	02.農業・農地	都道府県	奈良県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱(平成28年1月20日付付27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知)	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業着手の早期化	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業において、事業の早期着手が可能となるよう、事務手続の簡素化や執行フローの見直しを行う。	畜産クラスター事業(施設整備事業・機械導入事業)は、必要な事務手続が多く、時間を要している。 【施設整備事業】 本事業は、交付決定が毎月順次あり、契約・着工は7月頃になることが多いため、施設整備に十分な工期間をとることができず、軽微なトラブルでも年度内の完成が危ぶまれることもあり、実際に年度内に間に合わず、事業繰越しとなった事例も存在する。国としても、交付決定前の工事の契約・着工を可能とすることや割当内示前の人札公告を可能とすることによって十分な工期の確保に向けた取組を行っているが、この場合、交付決定までのあらゆる損失は協議会の責任とされてしまふなどの懸念がある。要望調査と計画提出・承認の事務手続を一体化すること等の事業フローの見直しによって、事業着手時期を早めることが可能ではないか。 【機械導入事業】 本事業についても、要望調査から事業着手までに数ヶ月を要し、年度初めの要望でも着工が秋以降となる場合がある。本県では、近年の畜産の豊熟改善への対応策として、本事業を活用して豊熟対策用の機械整備を行うとしたが、秋以降になってようやく機械が整備できることから、メーカーの機械納入ができないために補助の申請を諦める事例も出てきている。要望調査を前倒しすることや要望調査の審査期間の短縮等の事業フローの見直しによって、事業着手時期を早めることが可能ではないか。	5【農林水産省(14)】 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(14)畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業については、事業計画等の策定手続の迅速化に資するよう、講習会の開催や計画の策定に係る留意事項の周知等必要な支援を令和2年度中に実施する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	30	03.医療・福祉	都道府県	奈良県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4、認定こども園施設整備交付金等のスケジュールの早期化	認定こども園施設整備交付金等のスケジュールの早期化	認定こども園施設整備交付金及び保育所施設整備交付金の交付決定及び資金交付を早期化すること。	認定こども園施設整備交付金は文科省、保育所施設整備交付金は厚労省から保育所等の整備に係る費用の一部を補助するが、国からの資金交付が年度末であるため、当該費用について事業者が立替え払いする必要がある。施設整備等に係る経費は事業者によって負担が大きく、立替え払いが資金繰りの負担となっている。このことが事業参入や事業拡大の障壁となり、創設や増築等必要な施設整備が進まない原因となっている。また、両者は範例を理由に内示後に事業者着手して良いこととしているが、整備事業を年度繰越する際、内示後から交付決定前的事由(地元との協議等)による年度繰越は財務省が認めていないため、繰越事由に苦慮している。	5【内閣府(15)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(39)】 (15)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金 (11)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、事業者の一般の早期着手を推進する観点から、地方公共団体の意見を踏まえてつつ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	31	11.その他	市区長会	特別区長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について(平成24年6月4日付総行第47号)	住民基本台帳事務関係様式からの「性別」欄削除	住民基本台帳事務における各種申請様式から、可能な範囲で「性別」欄を削除すること。	【例:住民基本台帳カード関係様式】 ・「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行第47号)で示された住民基本台帳事務関係様式には、性別欄が設けられている。 ・当該通知が技術的助産であるものの、様式へ「住民基本台帳カードがわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。」といった記載が付されていることを踏まえて、通知を受けた地方自治体側としては当該様式は性別欄があることを前提としたものと解するのが一般的だと考えられる。 ・様式に性別欄があると、「住民基本台帳上の性別」と「性同一性(性自認)」が異なる場合などに申請者へ心理的負担を強いことが懸念される。 当区を含む複数の地方自治体においては、申請書等の様式を点検し、性別欄を削除する等の取組を進めているところであるが、地方自治体へ統一的に示された各通知等によって、様式に性別欄への記載が規定されているため、取組の支障となっている。	
R1	32	11.その他	市区長会	特別区長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第26条、第27条 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第14条	マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間相違によるトラブルの回避策	マイナンバーカードの有効期間は、20歳以上の場合、発行の日から10回目の誕生日であるのに対し、マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間は、一律、発行の日から5回目の誕生日となっているため、電子証明書の有効期間到来による更新に際し、有効期間の相違によるトラブルが生じないよう対策を講じること。	20歳以上の場合、マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間が一致しないため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。 しかし、所有者が有効期間の不一致を認識していない場合、更新申請が行われず、電子証明書が有効期間切れにより失効のおそれがある。 この場合、マイナンバーカード本体が有効であるにもかかわらず、e-TAXや証明書のコンビニ交付サービス等を利用できない状況となり、利便性の点で問題がある。また、利用できないことに対する問い合わせが多数寄せられることが予想される。	5【総務省】 (12)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成15年)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようにするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月5日付け総務省行政局長任制度課事務連絡)]
R1	33	11.その他	市区長会	特別区長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱第4条	個人番号カード交付事業費補助金の交付対象の明確化	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱において、再交付がやむを得ないと認められる場合の該当性等に「有効期間到来による再交付」が対象に含まれることを明確化すること。	マイナンバーカードの交付手数料は条例で定めているが、個人番号カード交付事業費補助金交付要綱により補助金の対象となる場合は、手数料の対象外(無料)としており、補助金の対象としない場合は、手数料として規定している。 そのため、申請者の負担が大きい場合の再交付であっても国庫補助の対象とされていない場合は、自治体としては手数料を徴収できるを得ない。今後、有効期間到来によるマイナンバーカード更新の際に手数料が生じること、更新意欲の妨げとなり、カード普及率の低下につながる懸念がある。ひいては、今後、マイナンバーカードの利活用を推進していく上で、支障になると考えられる。	
R1	34	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	企業主導型保育事業費補助金実施要項、企業主導型保育事業助成要綱	平成28年3月31日以前に設置された院内保育施設に対する、企業主導型保育事業による助成の対象の拡大	平成28年3月31日以前に設置された院内保育施設に対する、企業主導型保育事業による助成の対象の拡大	出産や育児は、医師や看護師など、病院に勤める女性の離職理由として大部分を占めている。各病院では、離職防止のため、他の産業に先駆けて院内保育施設の整備を進め、女性の働きやすい職場づくりに努めている。一方で、企業主導型保育事業は、新たな保育の受け皿を基本としていることから、制度創設前に設置された施設への補助は認められていない。 保育所の必要性が高いため制度創設前から設置されている保育所が、制度創設前に設置されたという理由でこの制度を活用できず、制度後に設置された保育施設との格差が生じている。 病院からも「近年設置された院内保育施設は国から手厚い支援があるのに、設置時期が古いことを理由に、国の支援対象外となるのはおかしなのでは？」と意見を述べている。 認可外保育施設は、認可保育所と比べて公的な補助が乏しいが、医療従事者確保のためには、病院は保育施設の運営を控えていく必要がある。 医療従事者の確保は行政課題であるため、そのための支援策はあらゆる角度から検討していく必要がある。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	35	11.その他	都道府県	島根県、中国地方知事会	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・住民基本台帳制度におけるDV等被害者への支援措置 (1)住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2～3、第20条 (2)配偶者暴力防止法第1条第2項(3)～(4)期間法第5条 (4)児童虐待防止法第2条 ・番号利用法第19条第7号 (1)DV・虐待等被害者に係る不表示コード等の設定に関する基本的な対応等について(平成29年7月13日事務連絡) (2)DV・虐待等被害者に係る不表示コード等の設定に関する事例の送付について(平成29年7月14日事務連絡) (3)「マイナポータル」(お知らせ機能)の利用における留意事項について(平成29年8月9日事務連絡) (4)DV・虐待等被害者に係る不表示コード等の設定に関する留意事項について(平成29年11月8日事務連絡)	情報提供ネットワークシステムでのDV等被害者の情報共有	各市町村の「住民記録システム」に記録されているDV等支援対象者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」上の本人識別情報と連携し、「情報提供ネットワークシステム」連携させ、全国で自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有できるようにすること。	【現状】 ・マイナンバー制度では、マイナンバーを用いた情報提供ネットワークシステム上の自治体間のやりとりを、本人がポータルサイトで確認できる仕組みがマイナンバーが取り込まれている。 ・この仕組みを従って、DV等の加害者が、共同世帯だった被害者の避難先の自治体を把握できるおそれがある。 ・国・ID等の被害者に関しては情報提供ネットワークシステムにおける情報連携において、住所情報を保護する対応を求めている。(不表示コード、不表示該当フラグ、自動応答不フラグの設定) 【問題】 ・市町村では、「住民記録システム」を活用して、被害者情報を同一市町村内で共有し、マイナンバーの保護対応を実施している。(市町村間での情報共有はなされていない) ・一方、都道府県では、市町村のような情報共有システムがないため、DV等被害者から窓口で申し出てもらうこととしているが、被害者が申し出を行わなかった場合は把握対応ができません。加害者に避難先の都道府県が判明する恐れがある。 ・なお、DV等被害者からの申出の情報については、文書で関係課等と共有を行っているものの、申請が多い業務では逐一、文書を確認することは煩雑であり、完全な対応をとることが難しい実情である	
R1	36	08.消防・防災・安全	都道府県	島根県、中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第4条、第6条の3	災害復旧事業における事務の簡素化	災害復旧事業における国庫負担金の申請の際に提出する資料について、事務費(工事雑費)の記載を省略し、国庫負担対象費のみを記載するよう取扱いの見直し	・災害復旧事業における国庫負担申請において、申請から災害査定(未入れ)まで、工事雑費を含めた額で、国土交通省へ申請することとなっている。 ・現在、事務費については国庫負担は廃止されているが、手続き上は国庫負担がなされている際の取扱いのままとされている。 ・工事雑費を含めて申請すると端数調整が必要となる場合があり、申請額の誤りにも繋がるため取扱いを改める。 ・平成30年に農林水産省所管の農地等災害復旧事業においては、事務費の取扱いを改正されたところであり、国土交通省所管の公共土木施設等の災害復旧事業においても、同様に事務費の取扱いの見直しをお願いするもの	
R1	37	03.医療・福祉	都道府県	島根県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・管理者の常勤しない診療所の開設について(昭和29年10月19日医務省訓令第1号) ・医療法第25条第1項の規定に基づき立入検査要綱	都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をよむ旨の明確化	都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をよむ旨の明確化	・中山間地域や島島においては、開業医の高齢化が進み、後継者もない状況で閉院の危険がある。 ・その診療所を維持するために、周辺の病院から複数の医師が交代で代診すれば良いが、都道府県では誰も診療時間の8割を勤務することができず(夜勤等)、管理しきれない診療所も存在するという認識がある。 ・平成29年の地方分権改革に関する提案募集において厚生労働省からは「現行、診療所等の開設許可、管理者変更、管理者の種別管理の許可については、すでに都道府県等に権限が移譲されている。(中略)管理者の常勤性については、個別事例の判断については都道府県等の判断によるものとする。」との見解が示されたが、通知等がないため、この見解を把握している団体は少ないと考える。	【厚生労働省】 (1) 医療法(現)第25条 (2) 診療所の管理者(10条)については、原則として、当該診療所で定めた医師の勤務時間の全てにおいて勤務することとしているが、医師が不足している地域等でそのような医師を確保することが困難な診療所においては、そのような医師でなくとも、連絡体制の確保等による管理者責務の確実な履行を前提に、例外的に都道府県等が管理者と認めることができる旨を都道府県に通知する。 [措置済み(令和元年9月19日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長通知)]
R1	38	11.その他	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	総務省、外務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	①平成30年8月20日付け自国整第350号(平成31年度第33期)「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR-ALT)の配置希望調査について(照会)(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)に係る関係者等との連携強化による地方公共団体への連絡の円滑化	JETプログラムの導入については、連絡事項等について、関係者庁とクリアから関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全体像がつかない状況が、管内市町村への連絡取り立場として、事務が追いつき状況におかれている。具体的なことは、平成30年度は、JETプログラムの新規数量度管理課(1)について、クリアからJETプログラムの概略資料等がないままに照会が届き、その9日後、関係者庁(総務省、外務省、文科省)からJETプログラムの概略や活用促進通知(2)が届いている。照では、①の到着後速やかに管内市町村等へ照会していたため、②が届く前に「JETプログラムを活用しない」と回答している団体もあり、連絡調整に苦慮し、制度活用の妨げとなっている。	【総務省(22)】【外務省(1)】【文部科学省(13)】 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。	
R1	39	11.その他	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	総務省、外務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	①平成30年8月20日付け自国整第350号(平成31年度第33期)「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR-ALT)の配置希望調査について(照会)(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長) ③平成30年9月12日付け自国整第375号(平成31年度第33期)「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る新規招致者・再任用者数及び配置希望調査について(照会)(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長)	JETプログラムの導入に係る事務の運用改善	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会日程と照合して、遅くとも5月(前年度体制が整い、早期に検討を始められる時期)までには通知等の文書が発出すること。発出に当たっては、関係者庁が発出する制度概略や制度導入のりょう等を示した活用促進に関する文書と、クリアが発出する新規数量度管理課に係る文書等双方の進動した時期化が望ましいが、特に、関係者庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基点となるため、可能な限り早期に発出していたきたい。	県内では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体がいずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。なお、現在とはJETプログラム活用している市町村の多くは教育委員会(ALT)のみであるが、近年では、首長部局によるCIRの活用検討に向けた問い合わせが増えつつあり、導入実績のない部署や新規に活用する場合、検討はゼロからのスタートになるため、今後はさらには予算や議会の調整期間が必要となる場面が増えるものも想定される。	【総務省(22)】【外務省(1)】【文部科学省(13)】 (2) 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	40	11.その他	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	総務省	B 地方に対する規制緩和	・新地方公務員法第22条の2第2項及び7項 ・平成30年8月24日付総行国第140号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行等について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	ETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行について、ETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行に係る事務の簡略化	ETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行について、制度の特殊性を考慮し、会計年度につき、任用手続きと条件付き採用手続きが1回で済むように、次のいずれかの運用手続きを定めること。 ①会計年度任用職員制度の例外とし、取扱いを地方の運用にせよ。 ②会計年度任用職員制度に適合させるため、特に、初めて任用された年度の翌年度以降継続して任用する場合の任用期間を定めること。 ③ETプログラムは、年度途中で来日し、来日した翌日から1年間となっていること。また、ETプログラム参加者の報酬額は来日から1年ごとに変更して変更しなければならない(平成30年8月24日付総行国第140号「三省通知」が、クレーからは報酬額を変更した期間に「再度の任用(新たな職への採用)手続きをしなければならない」と考えられていること。 ・つまり、4月1日に新地公法に基づき「再度の任用」を行い、次に、来日から1年経過する時点で、報酬額の変更に伴い「再度の任用」手続きが必要となり、結果として任用期間が2回に分かれることになる。	ETプログラムの任用期間は、年度途中から1年間となることから、会計年度任用職員制度に移行することにより、年に2回の任用手続きとその年度の条件付き採用及び正式採用の判断が必要となる。 例えば、来日する場合、4月15日～3月31日、4月1日～4月14日の2回となり、同一職員を2年目以降任用する場合も同様に戻す2回の手続きが必要となる。こうした運用は非合理的であり、不要な事務負担である。 なお、制度の詳細は、次のとおり。 ・新地方公務員法第22条の2第2項により、会計年度任用職員は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間(範囲内で定められたもの)をのぞいて、3月31日まで一度任務を区切りなければならない。また、同条第7項により、採用から1日は条件付き採用の期間であり、その間の職務を怠らなければならない。 ただし、ETプログラムは、年度途中で来日し、来日した翌日から1年間となっていること。 ・ETプログラム参加者の報酬額は来日から1年ごとに変更して変更しなければならない(平成30年8月24日付総行国第140号「三省通知」が、クレーからは報酬額を変更した期間に「再度の任用(新たな職への採用)手続きをしなければならない」と考えられていること。 ・つまり、4月1日に新地公法に基づき「再度の任用」を行い、次に、来日から1年経過する時点で、報酬額の変更に伴い「再度の任用」手続きが必要となり、結果として任用期間が2回に分かれることになる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	41	11.その他	都道府県	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、西和賀町、湯沢市、大仙市、小坂町、羽後町、東成瀬村	法務省	B 地方に対する規制緩和	平成31年2月13日「外国人受入環境整備交付金(整備)交付要綱」、 「外国人受入環境整備交付金(整備)公募要綱」	外国人受入環境整備交付金の運用改善	外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や確実な日程に配慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、 ・交付申請等のスケジュール ・対象となる事業の要件 ・対象経費、対象外経費の別に関する情報を提供すること。	同交付金については、1月中旬に初めて国から説明があり、要綱案等の提示があったのは1月末であった。本県の場合、当初予算の編成及び月補正予算については、2月議会で提案するために作業を進める必要があり、その庁内の調整は年内に完了している。このようにスケジュールでは、交付金を活用した事業の実施は非常に困難である。	【法務省】 (5)外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、令和2年度交付分から、前年度の12月までで事業の経費について事務連絡等により地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月29日付出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡)]
R1	42	11.その他	都道府県	秋田県、湯沢市、小坂町、羽後町	総務省	B 地方に対する規制緩和	①平成30年6月7日付「事務連絡」第28年度決算における自治体情報システム構築改修推進事業に関する調査について(依頼) (総務省自治行政局地域情報政策室)及び同調査要綱 ②平成30年8月14日付「事務連絡」第27年度及び平成28年度決算に関する調査について(依頼) (総務省自治行政局地域情報政策室)及び同記入要領 ③平成31年2月4日付「総行国第131号(重点)に関する情報システム改修等の対応状況調査について(照会)」及び同記入要領	総務省から市町村に対する調査・照会業務に係る異議由事務の廃止	総務省から市町村に対する下記の上記の調査・照会業務について、県の経由事務を廃止すること。 (平成30年度に実施した調査の例) ・対象となる事業の要件 ・対象経費、対象外経費の別に関する情報を提供すること。 ②平成27年度及び平成28年度決算における市区町村情報システム経費に関する調査 ③改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査	現在、総務省からの調査・照会とは、各市町村の回答を県で一度取りまとめし、総務省へ報告する方法となっている。取りまとめにあたっては、調査趣旨と趣旨が異なる。調査要綱と市町村の回答を県で一度突き合わせ、必要に応じて回答内容について問合せを行い、回答修正を依頼する必要がある。このほか、市町村からの回答に係る問合せに対しては、県が判断することができず、国へ問合せが必要がある。回答のやりとりにのみならず、各市町村からの質問事項や、提出期限から遅れる旨の連絡についても、県で取りまとめ総務省へ報告するよう定められている調査もある。このため、県の担当職員が対応のために多大な時間を要することとなり、負担となっている。	
R1	43	02.農業・農地	都道府県	秋田県、湯沢市、由利本荘市、小坂町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	養蜂振興法第4条(配種義務の規制)及び同法第8条第1項(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等) 平成24年11月1日付け第24生第581号「養蜂振興法の施行について」(農林水産省生産局長通知) 平成29年8月24日付け第29生第581号「養蜂振興法の適切な運用について」(農林水産省生産部畜産振興課長)	養蜂振興法に基づく配種許可に係る規制の明確化等	養蜂振興法に基づく配種許可及び蜂群配置に係る規制について、国の通知に示す「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の配種を許可される」という基準の趣旨や解釈等を明確化する。 また、地方が不可判断を申請を行うことが可能となるよう、当該県の調査や解釈等に準じて必要となる科学的知見(遺伝的選別、蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等)の提供を行うこと。	【現行制】 養蜂振興法第4条において、養蜂業者が他の都道府県の区域内に配種するときは、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。一方、平成24年の生産局長通知では、「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の配種を許可される」としている。 本県ではこれまで国に対し、蜂群配置における適正蜂数や適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等の提示を求めたが、平成31年1月に示されたQ&Aでも「科学者においても統一の見解を下さず」とは困難とし、許可判断に関する具体的な情報はこれまで示されていない。 【支障事例】 平成27年、本県が不許可とした配種許可申請事案に対し、不許可処分取消請求が地方裁判所へ提訴された。裁判途中で取り下げたため裁判は取り下げられたが、「著しく過剰な状態」と判断する基準が明確になっていないと裁判官から指摘された。当該基準が明確になっていないため、不許可とした事案に対して不許可処分取消請求等が提訴された場合に取消する可能性があり、許可事務や配種調整に支障が出ている。取消した場合には県の措置の実効性が失われる事態が想定される。県内の配種許可申請件数は例年250件程度で、平成30年度の不許可件数は4件だった。県内での配種調整についても合わせてトータルは毎年10件程度ある。養蜂業者からもトラブル防止のためには基準が必要だという声がある。	【農林水産省】 (6)養蜂振興法(昭30法180) 配種の許可(4条1項)及び蜂群配置の適正等を図るための措置(8条1項)については、都道府県における円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、有識者、関係団体及び都道府県の参加を得て調査等を行い、配種の許可及び措置の実施に当たって参考となる科学的知見等を令和3年度中を目途に都道府県に情報提供する。
R1	44	10.運輸・交通	都道府県	秋田県、小坂町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空港法第9条第1項、第10条第1項・第3項 空港法施行令第4条 空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱第2条第1項	国土交通省空港施設災害復旧事業費補助の対象の明確化	国土交通省空港施設災害復旧事業(補助)について、補助対象及び補助採択要件の明確化を求める。	平成29年7月の大雨で秋田空港及び大館空港(空港内)の法面(滑走路外周の管理用道路の法面)が崩落した際、電話にて補助要望を打診したが、空港法上の補助対象となる「空港用地」に該当しないとの理由で、電話での打診段階で対象外とされた。また、本事業の対象となるのは「滑走路又は空港用地」に「排水施設等」の設置工事とされている。今回のケースでは、直轄(排水施設)が崩れたのではなく、また、「空港用地」は「航空用地」と定義されているため、対象にならぬと判断された。しかし、法面崩落により排水施設である側溝が土砂で埋まったことから、更なる被害拡大も懸念される状態であった。その後、急を要する案件であったため再度相談したところ、今度は、大雨被害であることを証明できるよう、日常点検のなかで法面を掘り上げたことで法面がどのような状態になっているのかを確認し、施設のすみずみまで点検している記録があるといった観点で補助採択要件が認められた。 当県では国土交通省から示されている指針に基づき策定した空港施設の維持管理に関する要綱や計画に基づく点検以上のごとくは実施していかつたため、結果的に別事業(県単災害復旧事業)として執行せざるを得ない状況となった。 補助要綱等にも明記されていない採択要件ではないが、通常の点検によって柔軟に採択することが可能となるよう、採択要件を明確化していただきたい。	【国土交通省】 (6)空港法(昭31法80) 空港施設災害復旧事業費補助金については、「空港内の施設維持管理指針」(平成26国土交通省航空法)に基づき地方公共団体が策定した維持管理計画に沿って空港施設の維持管理を適切に実施している場合には、災害復旧工事の対象外である「能くなく維持管理の義務を怠ったこと」を基に認められる災害に係るもの(施行令4条5号)に該当しないことを含め、採択要件等を明確化し、地方公共団体に令和2年中に通知する。
R1	45	11.その他	都道府県	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、湯沢市、西和賀町、軽米町、一戸町、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、羽後町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・2018年12月21日付「事務連絡」第181回地域再生計画の認定申請に係る事前届出及び認定申請交付金について(内閣府地方創生推進事務局) ・平成30年12月21日付「事務連絡」第2019年度地方創生推進交付金(先端タイプ、復興タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(内閣府地方創生推進事務局) ・地域再生計画認定申請マニュアル(総論)第1章1-2	地域再生計画に係る申請交付金(期間)の見直し	地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請の時期については、同交付金の内示後とするよう見直しを行うこと。	地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の作成に当たっては、大部分が地方創生推進交付金に係る実施計画からの転記で作成することとなっているが、再計画の申請期間がほぼ同時であり、交付金実施計画作成後、短期間で地域再生計画の作成となるため、集中的な事務作業となり負担が大きい。(参考)交付金の実施計画は1月24日までメール提出、地域再生計画認定申請書は1月25日までメール提出(届出は加印を押印の上、郵送提出が必要) また、地域再生計画は地方創生推進交付金申請時での作成のため、同交付金の採択状況(内示後)により修正や取り下げ処理が発生している。取り下げられると、地域再生計画の作成・提出、また提出後に指摘を受けて行った修正に係る作業について、不要な作業を行ったことになる。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
R1	46	06.消防・防災・安全	中核市	倉敷市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法	借上型仮設住宅(借り換え)の柔軟な運用	引越し費用、敷金礼金、仲介手数料などは被災者負担、かつ、現在より家賃が安い物件への転居については、自己都合によるものであっても借上型仮設住宅への借り換え(特に被災地域である真備町内)を可能とするような運用を望む。	昨年の平成30年7月豪雨では、借上型仮設住宅の入居申込みが短期間に集中し、申し込み世帯も非常に多かった(3,000世帯超)ため、不動産業者は物件の内覧等にとまどられない状況で、結果として、不都合物件を契約する被災世帯が数多くあった。生活が戻る程度で暮らしている、通勤・通学や買い物利便性を求め転居したいという声が出ている。また、被災から1年近く経過し、被災地域である真備町内のアパートも、復旧できており、より自宅に近い場所への借り換えを希望する声も上がっている。現在、方々に散らばった借上型仮設住宅の被災者の小中学生をスクールバスで真備町内の小学校に送迎しているが、バスの運行にかかる費用は年間10億円にのぼり財政的な負担が非常に大きい状況である。		
R1	47	03.医療・福祉	施行時特例市	福井市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉士及び介護福祉士法、同施行規則	医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲拡大	保育士の対応が可能な医療的ケアに医療療法の管理を加えること	都道府県知事が行う研修を修了し、認定証の交付を受けることにより、保育士ができる行為(特定行為)はたんの吸引と経管栄養に限定されている。そのため、当該行為以外の行為が必要となる医療的ケア児の保育園等への受け入れについて、相談の段階で断る例が生じている。本来であれば看護職を雇用し対応するのが理想的であるが、看護職の確保が困難な中、児童の社会的な発達に資する集団保育を経験する機会を奪うことにつながる。	【厚生労働省】 (29)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (14)保育士等が行うことのできる専ら吸引等の特定行為(施行規則1条)の対応に必要な療養法の管理を追加することについては、専門の見地や現場の実情、必要性等を踏まえた保育所における医療的ケア児の受け入れに係る調査を行った上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
R1	48	03.医療・福祉	施行時特例市	福井市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法第63条、第88条	医療的ケア児に対する訪問看護サービスの利用範囲拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所等を訪問先として認める。	医療的ケア児の受け入れに関する相談は、年々増加しているが、看護職を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看護職の確保や予算の関係上難しい。健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護職の訪問先は「居宅」に限定されており、保育所等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限され、保育士等だけの対応に限界がある中、医療的ケア児の受け入れが進まず苦しんでいる。	【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 健康保険法(六11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受け入れを促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
R1	49	01.土地利用(農地除く)	施行時特例市	福井市	総務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第10条の7の2、第191条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第26号)、固定資産税課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(昭和24年3月26日付け23林整計第342号)	森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報を利用するに当たり、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者に限らず、登記簿上実名のある者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報(限り、地方税法第22条の4第1項)の正確な記載を確保し、当該届出の届出が正確であることを確認すること。	【現行制度】 行政機関内部で森林所有者等に関する情報を利用する場合、森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、税務局が調査した結果知得た情報については、同条が施行される平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報(限り、地方税法第22条の4第1項)の正確な記載を確保することとされている。 【支障事例】 森林法第10条の4第1項の役員等について、役員等が立木を買い受けて役員等となる場合には役員等と所有者が共同で届出書を提出することとされている。当該届出書の記載内容と森林部局で把握している情報と不一致があった場合、固定資産課税台帳により確認を行うとともに上記のような制限があるため、受理等の作業の遅延や、受理自体ができない事態が発生している。また森林経営管理法において、経営管理意向調査を行う際に調査が円滑に進まないことが懸念されるなど、当該法律に基づく制度の適切かつ円滑な運用にも今後支障が出ることがある。	【総務省(8)】【農林水産省(5)】 森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35) 森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。		
R1	50	07.産業振興	都道府県	福井県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(第2条)、同法施行令(第3条)	農村地域への産業の導入の促進等の見直し	農村産業法における人口要件の緩和	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に定める農村地域につき、人口20万人以上の市であっても人口流出が著しい地方都市については農村地域の対象とするなど、人口要件を緩和すること	人口26万人の福井市は、農村産業法による農村地域の対象から除外されるため、農工団地の整備ができず、結果的に企業進出が進まない。	
R1	51	11.その他	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	平成30年12月21日付 内閣府地方創生推進事務局「移住・起業・就業」に関するQ&A	地方創生推進交付金地方創生移住支援事業の申請主体の見直し	国において「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づき創設された地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)の、地方創生移住支援事業について、県と市町村との共同申請に加え、市町村の単独申請を可能とする。	地方創生移住支援事業の事業主体は都道府県と市町村の両方とされ、財政負担割合は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とされている。このため、県が管内全市町村の移住支援金の給付要請人数に応じて事業を行うことは、県の財政負担が大きい。厳しい財政状況の下では困難であり、当該制度を利用して移住支援に取組もうとする市町村を支援しきれないこととなる。また、広域行政を担う県と住民との距離が近い市町村ではそもそも役割が異なることから、施策の優先順位や財政措置に自らと差異が生じるため、積極的に本事業を実施したい市町村は、県との考え方が違ふことにより本事業に申請できない場合がある。(なお、本県では令和元年度、移住支援金を給付する移住者の目標人数を5人(世帯)に設定し、求人対象企業を平成30年7月豪雨災害で被害が大きかった3市に事業所が存在する企業としている。)	【内閣府】 (14)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)の交付対象事業のうち、地方創生移住支援事業については、都道府県と市町村の負担割合をそれぞれ原則4分の1としているが、地域の実情等に応じてその割合を変更することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局連絡)]	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	52	11.その他	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、高知県	環境省	B 地方に対する規制緩和	地域環境保全基金質疑応答集 No.12	地域環境保全基金事業にかかる経費(旅費)の認定及び通知等による明確化	地域環境保全基金を活用した事業(例:県民向けの普及啓発事業)を行う際、現行では事業経費として認められていない職員の旅費(旅費)の認定及び通知等による明確化	職員旅費は、県内各地で普及啓発イベント等の基金事業を実施するために必要不可欠な経費であるが、環境省が示した地域環境保全基金質疑応答集において、基金事業の対象経費として認められないとされており、念のため環境省にも問い合わせたが、同様の回答であった。このため、今年度事業の実施に資する職員旅費については、基金の単体目上乗せ部分を活用して捻出する予定であるが、本年度は、土曜休日のため、対応が難しい。本県では過去に「地域グリーンニューデール基金」を活用した事業を実施しており、同基金では職員旅費も事業経費として認められていたことから、地域住民への普及啓発事業を目的とする地域環境保全基金において、職員旅費が事業経費として認められないとする現状の運用には疑問がある。また、地域環境保全基金の管理については本県も2分の1を負担している状況であり、県議会をはじめ、関係各所から職員旅費に対する基金充当について意見や問い合わせ等があれば、合理的な運用理由を説明する必要があるが、質疑応答集の内容は交付要綱の規定からは読み取れず、運用の根拠として不安を感じている。	【環境省】 ④地域環境保全基金事業 地域環境保全基金に基づく補助事業の対象経費については、事業を実施するために必要な地方公共団体の職員の旅費も含まれることを、都道府県及び指定都市に令和元年度中に通知する。
R1	53	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン(平成23年3月厚生労働省)	ビッグデータを活用した生活習慣病対策推進のためのデータ提供体制の構築	同一市区町村内においても、都市部、農村部、島嶼部、山間部等生活習慣の相違により健康課題も異なることが想定されるため、個人が特定されないよう十分に配慮した上で、詳細な地区別を踏まえた健康課題を住民へ公表・周知し、注意喚起が可能なようレセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインの地域区分の集計単位の制限を廃止し、地域の健康課題に応じた施策を展開するためのデータ提供体制を構築すること	保健医療分野のビッグデータ活用については、国において、平成29年7月に示された「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関する改革推進計画」に基づき、2020年度に健康・医療・介護の総合的な保健医療データプラットフォームを本格稼働へと準備が進められているところである。そうした中、平成30年度から、国民健康保険の被保険者が都道府県が関わったことにより、国民健康保険の被保険者については、国民データベースシステム等の活用により市区町村内の小地区での詳細な分析が可能となったが、他保険者を含む地域の健康課題の全体像を把握し、効果的な生活習慣病対策を展開するためには、都道府県・市区町村において、医療被保険者の区別なく分析を進め、地域別の生活習慣と健康課題等を把握する必要がある。しかしながら、左記ガイドラインにおいて、「特定健診等情報に係る受診者の住所地については、原則として公表される研究成果物における最も狭い地域区分の集計単位(22区未満または市区町村)とする」と規定されていることから、他保険者から提供される匿名加工データについては、地域区分が平成大合併後の現行市区町村単位となっており、詳細な地区分析に必要なデータを入手することが困難となっている。	
R1	54	11.その他	都道府県	山梨県	警察庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法附則第16条	交通安全対策特別交付金の交付	交通安全対策特別交付金の都道府県への交付を、現状の3月交付決定日の前倒し	交通安全対策特別交付金については、国から、年2回(9月、3月)都道府県に交付される。このうち、3月の交付については、例年2月20日前後に交付されるが、年度末の繁忙期にも重なると、当該交付金の県における受け入れ及び市町村への支払い業務に支障をきたしており、事務処理に負担が生じやすい状況である。平成30年度においては、国の交付決定から市町村への支出まで中3開閉日しかなく、その間に歳入歳出処理と市町村への交付額確定通知を作成・決裁を行う必要があり、特に各市町村への交付額決定通知の起草と、「支出負担行為即支出決定決裁書」に時間を要している。 【平成30年度事務処理日程】 平成31年3月22日(金) 交付決定 平成31年3月26日(火) 県会計担当部署に持ち込み 平成31年3月27日(水) 会計担当部署における確定処理 平成31年3月28日(木) 市町村口頭への取り込み	【警察庁(1)】【総務省(9)】 (1)道路交通法(昭35法105) 交通安全対策特別交付金(例則16条)の交付決定(3月交付分)については、地方公共団体の内閣事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。
R1	55	06.環境・衛生	都道府県	山梨県	総務省	B 地方に対する規制緩和	公害紛争処理法第18条1項	公害審査委員候補者の委嘱期間の条例委任	公害審査委員候補者の委嘱期間について、現在は公害紛争処理法により毎年とされているが、地域の実情に応じて条例により、1年より長い期間委嘱することができるようにする。	公害審査委員候補者の委嘱期間については、公害紛争処理法第18条第1項により毎年と定められている。しかし、実際には、1年を超えて再任される候補者が多く、直近では13名中12名が再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されるなど、短期的に改選手続きが発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた運営が可能となるよう見直しを求める。	【総務省】 (10)公害紛争処理法(昭45法108) 公害審査委員候補者(18条1項)の委嘱期間については、1年を超え3年を上限として都道府県が条例で定める期間とすることを可能とする。
R1	56	11.その他	指定都市	広島市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第231条の2、地方自治法施行令第157条の2	地方自治体で独自に設けているポイント制度のポインによる公金収納の取扱いの明確化	地方自治体の施設利用料及び手数料等の公金収納において、地方自治体で独自に設けているポイント制度のポインによる収納が、電子マネーと同様、指定代理納付者制度の活用により可能となるよう、法制度上の取扱いを明確化するよう求める。	地方公共団体の公金の納付方法については、現金による方法以外では、証紙、口座振替、クレジットカード、電子マネー等によることとされている。近年、民間企業では、1取当り当たりの金額に応じて独自のポイントを付与し、次回以降の取引でポイントによる値引きや商品交換を実施するよう決済手段が急速に普及している。こうした中、本市では、地域経済及び地域住民の活動の活性化を図るため、ICカードを活用した「広島広域都市圏ポイント」を導入しており、電子マネーと同様の指定代理納付者制度を活用し、ポイントによる公金(公共施設利用料及び地方自治体における証明書発行手数料等)の収納を行うよう準備を進めている。ポイントによる公金収納が可能となれば、本市市民のポイント制度の効用が高まり、圏域市町への更なる普及も期待できると考えられるが、現状では、法令や国の通知等において明確な規定がされておらず、実現への妨げとなっている。	
R1	57	05.教育・文化	指定都市	広島市、広島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校給食法第9条 *学校給食衛生管理基準 第3-(4)-①	学校給食における前日調理の規制の緩和	学校給食衛生管理基準において、「給食の食品は、原則として、前日調理を行う」と定められているが、前日調理を規制している県規(引)を明確にした上で、この引を排除することが可能となる場合は前日調理を可能とするよう求める。	本市では、平成29年度に最大1万2千食/日を調理できる民設民営の学校給食センターを開設し、献立にも工夫を加えながら、より多様な給食の提供に取り組んでいる。こうした中、食料ロスや多量の廃棄物を使用する献立の場合、その下処理(泥落としや皮むき)に時間を要することから、これらの作業を給食の提供前日に処理することの可否について文部科学省に確認したところ、学校給食衛生管理基準で原則禁止されている「前日調理」に当たるとの見解であった。本市の民設民営の学校給食センターは、HACCP支援法の認定を受けた高度な衛生管理体制を有する施設であり、前日調理による衛生上のリスクを排除するための取組(冷凍保存等)を行うことが可能にもかかわらず、この引が具体的に示されていないため、前日の下処理を認められない状況であり、多様な献立を使用した給食の実現の妨げとなっている。	【文部科学省】 (7)学校給食法(昭29法160) (1)学校給食における前日調理については、学校給食衛生管理基準(9条1項)において、食中毒予防の観点から原則として行わないこととしているが、当該基準は、学校設置者の責任において安全性を確保した上で前日調理を実施することを一律に排除しているものではないことを明確化するため、都道府県教育委員会等に通知する。 [調整経緯(令和元年12月9日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)]

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調査結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	58	05.教育・文化	指定都市	広島市、広島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	*学校教育法第37条第2項、第13項 *公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 *学校給食法第6条、第7条、第10条	栄養教諭等の配置基準の民設共同調理場への拡大	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準に民設民営の学校給食センター等を加えるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に關しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。 しかしながら、食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に準じ、同法に定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、給食調理施設が公設であるか民設であるかによって分かれており、著しく均衡を欠くものとなっている。こうした中、本市では、現在、民設の給食調理施設を含めて、児童生徒へ給食を提供できる体制をとっており、配置基準の対象とされている公設民営の学校給食センター(デパリール)の受配給に対しては、単独財源により栄養教諭や嘱託の栄養士を配置し、食育の指導等を行っているが、栄養教諭や学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うことと定めた学校給食法の規定や食育の推進、食物アレルギー対応における栄養教諭の必要性を踏まえれば、早急に改善が必要である。 【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校:児童生徒数 550人以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場:児童生徒数 1,500人以下が1人 1,501人~6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場:基準対象外	地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	59	05.教育・文化	指定都市	広島市、広島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	*学校教育法第37条第2項、第13項 *公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 *学校給食法第6条、第7条、第10条	栄養教諭等の配置基準の一本化	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、民設の共同調理場を対象とした上で、公設及び民設の共同調理場に係る配置基準の算定方法を、自校調理校と同様の学校単位に改めるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に關しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。 食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に準じ、同法に定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、単に学校給食が自校調理であるか共同調理であるかによって算定方法が大きく異なり、著しく均衡を欠くものとなっている。 平成17年度に食育基本法が施行されるとともに栄養教諭制度が創設され、従前の学校栄養職員に加え新たに栄養教諭が設けられ、栄養教諭は、従前は学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じて食に関する指導を行うことが必須となったことにより、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、従前の学校栄養職員の配置基準を踏襲することとなった。 学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒1人1人に対応した業務の重要性は高まっており、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準が実態に即していないため、学校における役割を十分に果たせるものになっておらず、改善が必要である。 【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校:児童生徒数 550人以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場:児童生徒数 1,500人以下が1人 1,501人~6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場:基準対象外	地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	60	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	*障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核都市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部(行通第)) *有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)	有料道路における障害者割引制度の改善	有料道路における障害者割引制度について、割引を適用する車両の指定及び申請日以降2日の誕生日以上の更年手続を厳格し、身体障害者手帳等の提示のみで適用する方法に改めるよう求める。 また、ETC割引手続での「ETC利用者証明書」を省略し、既定の申請書に身体障害者手帳等のコピーを添付し、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付すれば利用手続が行える方法に改めるよう求める。	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核都市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部(行通第))」等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)」により運用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるR2など多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2日の誕生日までに市町村福祉事務所等で更年手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重症化など、現代の障害者をより多く支援し、利用者の利便性を損ないたい大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。 また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。	地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	61	03.医療・福祉	指定都市	広島市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱ほか	幼保連携型認定子ども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化	幼保連携型認定子ども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化を求める。	制度の所管は内閣府だが、施設整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚生労働省と文科省に申請する必要があり、事業者が自治体の両府省に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による採分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。特に保育室の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの。	【内閣府(5)】 【文科省(3)】 【厚生労働省(8)】 (5)児童福祉法(附22法164)及び認定子ども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図ると、幼保連携型認定子ども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	62	03.医療・福祉	一般市	伊佐市、鹿儿岛県市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の見直し	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重篤な身体障害児と連携しているセンターにおいても、看護師を定数参入することができるようにされた。	福祉型発達支援センターに通所する乳幼児は、身体の虚部や病気を抱えている子どもも多く、医療機関や保護者等との日頃の連携・相談や、体調急変等などに適切な対応を行うためには、医療・保健に精通した看護師等資格者の存在が不可欠で、必要性が高まっている。しかし、現行の基準では、主として重篤な身体障害児が通うセンターとして指定を受けなければ、求められる従業員数に看護師を含めることができないため、小規模な自治体で重篤な身体障害児の数が少ない当市のセンターは、独自に看護師2人を配置している。 また、看護師を配置している当市のセンターの需要は高く、他市町在住の保護者から受け入れ相談が寄せられるが、定員を論ずる状態にあるためお断りしている。このことは、全国的にセンター設置を進め障害児支援が推進される中、医療的ケアの対応が出来ないことを理由に居住する地域でのセンター受け入れを断られ、児童発達支援を希望するにも関わらずサービスを受けられない乳幼児が存在することも示唆しており、看過できない問題である。 また、通所した子どもも、地域で子育てを支援し、安心して子育てができる環境を構築する上で児童発達支援は重要なサービスであり、その中核的施設である児童発達支援センターにおける看護師配置は必須条件である。	【厚生労働省】 (5)児童福祉法(附22法164) (iv)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に關する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	63	11.その他	都道府県	高知県、徳島県、香川県、愛媛県	環境省	B 地方に対する規制緩和	・鳥獣保護管理法43条、51条1項、56条1項1号、60条 ・鳥獣保護管理法施行規則48条1項2号及び3項、58条1項2号及び同項4号、60条3項、65条1項3号及び同条5項、66条1項	狩猟免許及び狩猟者登録証の統一化	狩猟免許の種類ごとに申請を受け付けている狩猟免許と狩猟者登録証を、個人的に1つの様式でまとめることができるよう制度改正を求め、	現行制度においては、狩猟免許と狩猟者登録証は狩猟免許の種類ごとに交付を行う必要がある。また上記制度と整合性を取るため、本県では申請書を各種類別に提出をお願いしている状況にある。そのため複数枚の申請書を受け付けている者については、それぞれ複数枚の狩猟免許と狩猟者登録証ごとに申請はもちろみ、交付された狩猟免許と狩猟者登録証は複数枚所持することになる。こうしたことから狩猟者の負担は大きく、1つの狩猟免許、1つの狩猟者登録証にまとめることができない要望を受けることがある。また本県の事務においても、上記の状況から各種ごとに申請書を受け付け、それぞれ免許等を作成・交付していることから、事務負担と軽減の観点で、狩猟者と同様の問題意識を持っている。求める内容とおり、県内でそれぞれ1つにまとめることができれば、本県では狩猟免許の発行枚数を約40%削減、また狩猟者登録証の発行枚数を約20%削減の期待でき、それに付随する行政事務を軽減・効率化できると考えている。また狩猟者にとっても、免許や登録証の管理がしやすくなるだけでなく、申請の煩雑さや、仮に紛失した際の再発行手数料の負担の軽減にもなるため、そのメリットはあるものと考えられる。	【環境省】 (3)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、複数種類の同免許及び同登録証(以下「複数枚型」といふ)を各々1つにまとめることと生じる課題を整理しながら、免許等の統合を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	64	01.土地利用(農地除く)	都道府県	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、樟原町	総務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第10条の7の2、第191条の2、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成24年4月22日付1723林整計第26号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報について(平成24年5月26日付1723林整計第342号)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。	【現行制度】 固定資産課税台帳記載情報の内部利用については、平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限って、税務局から提供を受けることができるとされている。 【支障事例】 森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理費積算を作成することになるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱われることになり、当制度を適切に運用しようとする支障が明らかになる。また、森林法第193条の規定に基づき、補助事業(森林環境復元整備事業等)で「行」林道の整備にあたり、その際に必要な用地(林道用地、残土処理場等)は、森林所有者から無償で使用するための「土地使用承諾書」を提出してもらい開設している。所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限が妨げるため、その探索に大きな労力を費やし、結果としてやむを得ず一部ルートを変更する事例もあつた。森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。	【総務省(8)】【農林水産省(5)】 森林法(第26条2号)及び森林経営管理法(平30法35) 森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するため、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。
R1	65	11.その他	都道府県	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	環境省	B 地方に対する規制緩和	災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)	海ごみに対する財政支援制度の要件緩和	豪雨等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対する財政支援に関して、対象要件を地域の実情に応じて緩和する。	豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海城関連施設(海洋、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。そのほか災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000㎥以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。 本県においては昨年度7月豪雨災害等により、施設別に10～数百㎥の漂着物があつたが、要件に届かず、補助制度が活用できなかった。 漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあつたが、その自治体の費用負担で処理を行っている。	
R1	66	11.その他	都道府県	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(農林水産省、国土交通省)	海ごみに対する財政支援制度の要件緩和	豪雨等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対する財政支援に関して、対象要件を地域の実情に応じて緩和する。	豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海城関連施設(海洋、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。そのほか災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000㎥以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。 本県においては昨年度7月豪雨災害等により、施設別に10～数百㎥の漂着物があつたが、要件に届かず、補助制度が活用できなかった。 漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあつたが、その自治体の費用負担で処理を行っている。	
R1	67	02.農業・農地	都道府県	青森県、青森市、八戸市、黒石市、つがる市、平川市、平内町、鯉川町、深浦町、西目屋村、鰺崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、五戸町、陸上町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付23経産第3543号農林水産事務次官依命通知)	農業次世代人材投資事業(経営開始型)における新規就農者に対する就業状況確認及び訪問に係る運用の弾力化	農業次世代人材投資事業(経営開始型)では、経営開始直後の新規就農者に対して、「経営・技術」「資金資金」「農地」に関する課題を相談対応するサポートチームを交付対象者ごとに擔任し、就業状況確認や訪問指導については、それぞれ年2回ずつ直接訪問により実施するよう指導されている。これを、地域の実情に応じ効果的かつ効果的なサポートを実施するため、交付対象者の状況に応じて、抱き合わせで実施するが、1回の直接訪問は1～2日を要し、年4回で最大4か月分の業務量となる。これにより、合格発表日までの間に2回以上実施することができ、かつ、電話等で対応するなど、弾力的な運用できるようにしたい。	本事業に交付対象者が多く(平成30実績576人)、審査やデータベースの管理、補助金事務等のほか、対象者ごとに就業状況確認を年2回行う必要がある。また、平成29年度から新たにサポートチームを整備し、平成29年度以降に採択した交付対象者(平成30年実績161人)に対して、チームが中心となって就業状況確認を行う仕組みが開始指導を年2回行う必要がある。メンバーは市町村・県・JA等で構成するため、膨大な業務量が生じている。さらに、メンバーは担当者制で業務量ができないため、市町村では日程調整等にも時間を要している。例えば、県内で最も交付対象者の多い市町では、平成30年度の就業状況確認対象者が116人、訪問指導交付対象者が37人のため、1回の直接訪問は1～2日を要し、年4回で最大4か月分の業務量となる。これにより、合格発表日までの間に2回以上実施することができ、かつ、電話等で対応するなど、弾力的な運用できるようにしたい。	【農林水産省(1)】 農業人材力強化総合支援事業(1)農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業(経営開始型)に係る就業状況確認及びサポートチームの訪問については、現状のサポート体制に関する実態調査を行った上で、適切な指導等が確保されることを前提に、現地確認及び訪問の回数や方法の見直しを含め、効果的かつ効果的なサポート体制の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	68	04.雇用・労働	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	職業能力開発促進法、職業能力開発促進法施行規則委託訓練実施要綱	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、専門学校又は専門職大学院の課程のみに認められていた委託先機関の定める卒業要件を修正し、大卒又は同等の課程にも認めること。	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、専門学校又は専門職大学院の課程のみに認められていた委託先機関の定める卒業要件を修正し、大卒又は同等の課程にも認めること。	【制度変更】 長期高度人材育成コースは、1年以上2年以下の訓練期間であつて、「資格の取得」がその修了要件とされている。そのため、新設して、入校から国家資格等の合格発表までの期間が2年を超えるを得ない場合(例:自動車整備士等)は、委託訓練の対象外となる。しかしながら、委託訓練実施要綱第4章第(1)において、専門学校又は専門職大学院の課程については、「委託先機関の定める卒業要件を修正し、大卒又は同等の課程にも認めること」とあり、自動車整備士等の資格取得に係る委託訓練を実施することが可能である。他方、大学又は短大においては、修了要件の設定に係る例外が認められておらず、専門学校等と同等のカリキュラムによる訓練を行う場合であっても、自動車整備士等の資格取得に係る委託訓練を実施することができない。結果として、本県の一部地域のように、専門学校等がないエリアにおいては、受講者が選択可能な国家資格が限られている。県としては、委託訓練実施要綱の目的にも掲げられている「多様な職業訓練の受講機会」を確保したいと考えているが、上記が支障が、阻害されている状況である。	【厚生労働省(2)】 職業能力開発促進法(第44法64) 委託訓練(15条7第3項)のうち、長期高度人材育成コースについては、訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表が行われないものもあつて、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつけないものは、合格発表を含めて訓練期間内に行われるようにするための調整に要する一定期間に限り、令和3年度から訓練を設定可能とし、令和元年度中に地方公共団体に周知する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	69	03.医療・福祉	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	労働者派遣法第4条、労働者派遣法施行令第2条	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能なよう労働者派遣法の規制緩和	へき地の病院においては、医師だけでなく、深刻な看護職員をはじめとする医療従事者の不足に悩まされており、救急患者の受入を一部中止する病院もあるなど、地域医療提供体制の変更を迫られている。 具体的には、ある町立病院では、365日24時間救急患者の受け入れを行っていたが、昨年度末に、複数の看護職員が退職予定となり、看護職員の補充確保の目的が立たず、4月から、平日の日勤帯以外の救急受け入れを全面中止せざるを得ない状況となった。町の積極的な採用活動に加え、県や関係団体等が看護職員の確保を支援し、日曜日の日勤帯の看護職員の確保ができたことから、4月から、日曜日の日勤帯での救急受け入れが可能となった。病院については、一部休廃止対応している。さらに6月から、看護職員の勤務体制の変更等により、土曜日の日勤帯と平日夜5日は21時までの救急受け入れが可能となったことであるが、連4日の夜間の救急受け入れは中止のままとなっている。 本県では、地域の公的医療機関が一体となった医療提供体制(南部・那賀モデル)を構築し、地域全体で医療従事者をフォローする体制づくりに取り組んでいるが、「労働者派遣法」上、医師を除く医療従事者の派遣が認められていないため、看護師をはじめ薬剤師や検査技師など必要不可欠な専門職員が不足するへき地医療機関への十分な支援ができない。	5【厚生労働省】 (28)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(第90号)第58条
R1	70	01.土地利用(農地除く)	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、京都府、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土調査法第2条 地籍調査作業規程(準則)第23条、第30条 地籍調査作業規程(準則)運用基準第15条の2	地籍調査における筆界確認の調査手法の見直し	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会い負担軽減のため、筆界線の郵送や電子的媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に關し、地籍調査作業規程(準則)運用基準第15条の2	山村部において、土地所有者の高齢化、「不在村人」などにより、筆界確認に時間を要している。 時間を要せずに、最終的に確認が得られない結果、筆界未定として処理せざるを得ないケースもある。 (例)登記簿に長年の記載のため、所在地不明により本人確認ができず、個人情報保護の観点から戸籍調査等でも対応できず、筆界未定となるケース。例)山間部の土地で、所有者が都市部在住の高齢者のため現地立会いを拒否され、土地周辺に委任できる親戚・知人もないことから、筆界未定となるケース。]	5【国土交通省】 (8)国土調査法(昭和26法180) (1)地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程(準則)第23条(総務省令11)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、筆界線の郵送を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手法の見直し等を行う方向で検討し、令和2年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	71	03.医療・福祉	都道府県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)	放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドラインに定められた放課後児童支援員認定資格研修了証(携帯用)の交付の見直し	放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドラインに定められた様式第2号①-②の削除	保育士証や教員免許状には携帯用形式がないにもかかわらず、放課後児童支援員に修了証の携帯を求めるのは不自然である。また、なにより、様式第2号①(形状形式)と合わせて2種類の修了証を交付しなければならないことが、都道府県等の業務を増大させている。	
R1	72	11.その他	中核市	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	総務省	B 地方に対する規制緩和	「個人番号カードの運用上の留意事項」及び「デジタルPMOの過去の問い合わせ20180629 案件ID11054」	マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合のシール添付対応の実施	マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合に、追記欄へのシール添付対応を認める。	マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合、最新内容の表面記載のカードが必要な場合は、現行では再交付手続きが必要だが、交付までに約1ヶ月以上の期間がかり、即時対応ができない。 ・再交付手続きを行わずに、表面記載が旧内容のままのため、現行カードでは本人確認書類として認められない。 ・転入者の場合、表面記載のみならず、継続した利用の手続きもできないことから、継続利用を行わず、カード機能が廃止となってしまう所持者も多い。 ・再交付手続きは、再度の写真の準備が必要であり、再交付までの期間が長い等の理由により、写真の用意が不要で、比較的短時間の手続きで自宅での受取が可能な通知カードに切り替える所持者もいる。 ・再交付手続き中や、旧情報のままのカード所持者は、マイナンバーカードを利用したサービスが受けられない。	5【総務省】 (16)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年27) (注)個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26総務省令85)29条1項)については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの活用促進に関する方針(令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議)において検討することとされている表面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村(特別区を含む)の負担軽減を図るための方策について検討し、令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	73	11.その他	中核市	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	マイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルの作成及び一元管理	通知カード及びマイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルを作成し、一元管理する。	通知カード及びマイナンバーカードに関する事務については、これまで事務処理要領などの各種通知や、質疑応答集の追加の中で補足的に示されているが、事務処理(例:市区町村が窓口で受付する手続き「表面記載事項変更」)に関する必要手順などについては、個別具体的な内容について、体系的に示されたものがなく、対応に苦慮している。 ・事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、随時専用サイトを更新すること等示しており、市区町村はそれぞれの確認が必要な状況となっている。 ・マイナンバー制度関連事務は、全国的に統一して行うべきものであると考えるが、事務処理内容の改正等について、各市区町村で確認し、蓄積している状況。市区町村において事務を円滑に行うため、統一した事務処理マニュアルを作成し、各通知等の格納場所を一本化するとしてほしい。	
R1	74	11.その他	中核市	松山市、八幡浜市、西条市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法、「生活に困難する外国人に対する生活保護の措置について」(厚生省社会局長通知(昭和29年5月8日 社発第382号))、「生活保護事務におけるマイナンバー導入に関する留意事項について」(厚生労働省社会・援護局長通知(平成27年9月16日 社保保案0916第1号))、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二	番号法での情報連携対象に外国人生活保護情報を追加	生活保護法において外国人生活保護を法定化し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する生活保護関係情報に、外国人生活保護情報(生活に困難する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日 社発第382号厚生省社会局長通知))を含めることを求める。	国の通知により生活保護事務での外国人のマイナンバーの取扱い、マイナンバーの利用範囲の対象外とされ、マイナンバーが紐付かない場合にはシステム改修でアクセス制御するが、独自利用条例で外国人のマイナンバー利用を規定する必要がある。独自利用条例を策定した場合は、生活保護法又は番号法が改正されるまで、当該条例を改正する必要がある。 ・外国人と日本人が婚姻している世帯の場合は、生活保護では世帯単位で保護を行うため、世帯単位で支給する生活保護費の額や、世帯の保護決定情報が外国人の情報も含むことから、情報連携ができず支障が生じている。 ・外国人と日本人が混在する世帯のみ法定化した場合は、日本人が死亡すると外国人のみの世帯となり、日本人が死亡してから情報連携の開始を行うまでの間は、違法に情報連携した状態が発生する。 ・日本人と外国人が混在する世帯の場合、日本人の生活保護関係情報は情報連携の対象となるが、外国人の生活保護関係情報は情報連携の対象外であるため、実務に支障が生じる。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
R1	75	01.土地利用(農地除く)	一般市	舞鶴市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号	区域区分に関する都市計画権限を都道府県から市町村へ移譲すること。	都市計画法第15条第1項第2号の規定する区域区分の設定を行う権限を都道府県から市町村へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 ①主体的なまちづくりと市民への説明責任 区域区分の設定に関するまちづくりについて、意見を持った市民が行うとしても、区域区分の決定は京都府が行うため、市としてはどうも意見は限定が難しくできない場合もある。 ②時間短縮による事務の簡素化と効率化 京都府に決定権限があるため、公聴会を経て市民意見を取り入れた原案を府の都市計画審議会に付議する前に、府の関係所管との事前協議や調整に多くの時間が必要とされる。 ③地形的特性 舞鶴市の様に、一市一郡計であり、隣接市町村と市街化区域が接していない場合、広域的な見地から区域区分の決定は必要ないと考える。 【現在の舞鶴市における区域区分見直しの取組】 平成29(6)月に、区域区分の見直し基準を策定した上で、市街化区域から市街化調整区域への編入を検討すべき候補地を公表し、同年7月から編入の要望を受け付け、地域と協議を進めている。		
R1	76	03.医療・福祉	一般市	苫小牧市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、回法施行規則	障害児通所給付決定における通所要否の判断基準等に係る一定の判断の基準等の周知	障害児通所給付決定における通所要否の判断基準、支給量設定の基準について、一定の判断の基準や認定の事例等の周知を求める。	障害児通所支援事業所の利用決定については、申請に基づき市町村が通所の要否を判断し実施している。保護者や本人との面談や障害児支援利用計画案、必要に応じて実施する専門家からの意見聴取等に基づいて、通所の要否を決定することとされているが、発達障害等多様な児童への対応が明確でなく、判断に迷う場面が多々ある。支給量の設定についても基準が不明瞭であることで適切な支給量設定が苦慮している。 また、近年の「預かり」ニーズの高まりを受け、本来の「療育」としての利用が主目的ではない利用希望への対応が増え、利用者や事業者の意識と制度とのギャップを感じている。そのほか、利用者数の増加によって、事務処理負担が増加し個別対応がますます難しくなっている。		
R1	77	08.消防・防災・安全	一般市	苫小牧市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混雑構造住家の判定方法の明確化	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混雑構造住家の判定方法の明確化を求め。	地震による住家の被害認定について、災害に係る住家の被害認定基準運用指針で判定方法が定められており、住家の構造については、“木造”と“非木造”(鉄骨造又は鉄骨コンクリート造)の2種類が定義されている。しかし、1階が鉄骨コンクリート造、2階が木造などの“混雑構造”については定義されていない。 平成30年度北海道東部地震において苫小牧市が行った住家被害認定調査では、“混雑構造”の住家が4件あったが、判定の出し方が不明瞭であることから対応に苦慮したところである。“混雑構造”の判定方法を確立するため北海道庁にヒアリングを行い、課内協議を経て判定方法を決定したことから、通常の住家より5日程度多く日数を要した。“混雑構造”の住家は判定方法が明確化されていないため、市町村ごとで判定方法が異なることが予想される。これにより、半端な半端に至らない等の判断が市町村に委ねられ、判定にバラつきが出ることが想定される。公平かつ迅速に被災証明書を発行するため、“混雑構造”の住家における判定方法を明確化することが必要である。	【内閣府】 (6)災害対策基本法(昭36法223) 木造・非木造の混雑構造の場合における住家の被害の状況の調査(90条の2)については、原則として、建物の住居構造に基づいて調査・判定することとし、主たる構造の考え方も含め、令和元年度中に地方公共団体に通知するとともに、災害に係る住家の被害認定に関する内閣府ホームページに掲載する。また、住家の被害認定調査業務に関する説明会等において周知する。		
R1	78	03.医療・福祉	一般市	米子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省通知(障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(平成30年4月1日))	放課後等デイサービス基本報酬算定指標と障害児の通所給付決定時の調査項目の統一	障害児の通所給付決定時の調査項目(5領域11項目の調査)のうち、⑤行動障害及び精神症状の設問について、放課後等デイサービス基本報酬算定指標と同一の内容とした上で、放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標として用いていること。	平成30年度の報酬改定により、放課後等デイサービスの基本報酬については、厚生労働省が示す指標に基づいて、基本報酬を算定することになった。この指標は、放課後等デイサービス利用児童の状態(障害の程度)に基づいたものであるため、放課後等デイサービスの利用希望があった場合は、指標に基づいた調査を行っている。 一方、従来より、障害児通所事業所の利用を希望する児童には、市町村が当該障害児の心身の状態を調査することとなっており、当該調査項目も厚生労働省により定められている。 上記2点の調査は、同様の項目も多く、二度手間となっている。	【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (1)障害児通所給付決定時の調査(21条の5の6第2項)と放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、障害児通所給付決定時の調査の一部項目に係る聞き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に利用可能であることを地方公共団体に令和元年度中に通知する。	
R1	79	03.医療・福祉	一般市	米子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者の人員、設備及び運営に関する基準	児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける従業員及び員数の基準の見直し	児童発達支援及び放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる場合以外)事業所における、従業員の人員基準について、看護職員に従業員の基準に含め、医療的ケアが必要な障害児の受け入れ体制を整える。	当市における児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所においては、重症心身障害児ではないものの、医療的ケアが必要な障害児の利用相談が増えている(当市にある医学部付属病院は本県のみでなく、地域の高度医療の中心となっていることも要因)。このように事業所においては、サービスを維持する上で看護職員の配置が効果的であるものの、基準で定められている配置すべき職員(児童指導員、保育士等)の員数に含めることができないため、たとえ看護師を配置したとしても、別途児童指導員等を配置する必要がある。しかしながら、児童指導員等の確保は人材不足のため困難であり、事業所の安定的な運営に支障が生じている。	【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (1)児童発達支援(5条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
R1	80	03.医療・福祉	一般市	米子市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、児童福祉法	子ども・子育て支援交付金交付要綱	一時預かり事業における補助区分の細分化	一時預かり事業について補助区分を細分化する等より受入実施に即した制度とすること。	一時預かり事業一般型は、利用児童数に応じて補助基準額が適用されるが、その利用児童数の区分や補助基準額の区分の幅が大きく、地方の実情に合っていない。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
R1	81	06.消防・防災・安全	施行時特例市	茅ヶ崎市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第232条の5	普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加	地方自治法第232条の5に限定列挙されている普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加することで、迅速かつ円滑な災害応対策活動の実施につなげたい。	過去に大規模災害発生時に、庁舎が被災し、財務システムが使用不可となり、通常の会計処理が不可能となった。また、地域も被災し、行政活動に必要なガソリン等の購入について納入可能業者から緊急に現金での購入の必要に迫られた。しかし、購入するための現金が無い状況であり、資金前渡をよりに金融機関も被災しているため、災害応対策活動に支障が生じていた。南海トラフ地震や首都直下地震の知覚度が指摘される中、これらの地域による被害が想定されている当中にあって具体的な災害応対策を検討する上で、同様の事例への対応が検討の支援となっている。なお、常時資金前渡のような方法では、いつ、どこで発生するか分からない災害に備えて職員が公金を常時携帯しておくことはできず、またインフラの寸断等により連絡が十分に取れない中で公金を配分することも、現実的でない。 【具体的な支障事例】 ・平成25年台風18号豪雨災害の対応において、床下浸水等の被害による衛生面を考慮した消毒薬の手配に苦慮した。 ・東日本大震災に係る災害対応において、津波に伴う公用車流出によるタクシー使用料や高速道路通行料、パンク修理等の手配に苦慮した。 【制度改正の検討経緯】 総務省にて、平成26年3月に「地方公共団体の財政制度の見直しに関する中間的な論点整理」がまとめられ、その中では、立替払いによる支出について、対象経費、限度額、要件等について検討する必要があるとされていた。しかし、平成27年12月に報告された「地方公共団体の財政制度の見直しに関する報告書」では、立替払いについての項目については記載がない。	5【内閣府(2)】【総務省(1)】 地方自治法(第224条7) 普通地方公共団体の支出の方法(232条の5第2項)については、災害時のやむを得ない場合に、地方公共団体の職員が、必要経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	
R1	82	03.医療・福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第49条、第49の2、第49条の3等	生活保護法による医療機関の指定更新に係る手続きの簡素化	生活保護法(以下「法」という。)による医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定更新手続きにおいて、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)の指定更新があるときは、その保険医療機関等は指定医療機関としての指定更新があったものとみなす措置。	医療機関の指定は、平成25年の「生活保護法の一部を改正する法律」により、健康保険法による保険医療機関等と同様、6年間の更新制となり、従来の指定申請の仕組みに加え、6年毎に指定更新手続きを要することとなった。一方、法第49条の2第2項1号において、「当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保健医療機関等でないときは、指定を要しない」と規定している。また、法第49条の3第1号において、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬等は指定医療方針及び診療報酬の例による。」と規定している。さらに、生活保護受給者の中には、健康保険に加入している者もおり、健康保険加入者は、健康保険と生活保護法による医療扶助を併用している。このことから、指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかである。しかしながら、現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある。 【参考(千葉市)】 ・平成30年度の指定件数:243件(内訳:指定:48件、更新:195件) ・令和元年5月末日現在の市内保険医療機関の指定率:91.1% (内訳)市内保険医療機関数1,718のうち指定医療機関数1,549		
R1	83	11.その他	都道府県	三重県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活基礎施設整備化等交付金交付要綱	老朽管更新事業及び水道管緊急改善事業の採択基準の変更	老朽管更新事業及び水道管緊急改善事業の採択基準である平均水道料金は、直近に行われた水道統計を基にしているため、例年11月頃に見直しされているが、前年度に行われた水道統計を基とする運用を見直し、予算編成時期である8月等できるだけ早い時期に公表すること。	A市においては、平成25年度から老朽管更新事業を実施している。平成30年11月に次年度の採択基準(平均水道料金)が見直しされ、A市は採択基準を満たせず、平成31年度は老朽管更新事業を実施することができなくなり、次年度の事業予算を急ぎ見直す必要がある。		
R1	84	11.その他	都道府県	石川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政不服審査法第85条	行政不服審査法改訂・答申検索データベースの改善について	「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について」(平成28年1月29日付総務省第6号通知)	「行政不服審査法改訂・答申検索データベース」について、PDFファイルの記載内容についても検索の対象とすること	【現行制】 不服申立をしようとする者の予見可能性を高めるために、不服申立につき裁決をする権限を有する行政庁は、裁決等の内容を公表する義務を負う(行政不服審査法)。総務省は、地方公共団体に対して、総務省が構築した「行政不服審査改訂・答申検索データベース」を活用した公表を促している(総務省通知)。 【支障事例】 データベースの検索方法は、「処分根拠法令」や「裁決等の内容」に関するキーワードを入力するもので、「裁決等の内容」の検索対象は文字入力された概要のみで、裁決書本体(PDFファイル)には検索対象外となっているため、事例の絞り込みが困難となっている。具体的には、不服申立がされた際の審理員としての意見書作成にあたって、データベースを活用し、過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る裁決事例を参考としているが、データベースのキーワード検索の対象は、「裁決情報詳細」の「裁決内容」欄に記載されている場合のみで、「処分根拠法令」欄に記載されていない場合は、「処分根拠法令」欄で絞りこむことができない。また、行政法の規定に基づき、相続人に対して未充当の費用弁償を求め、理葬費を行った市町村内で相続人調査を完了することができれば何も問題はないが、「相続人が自治町外に転出等している場合」や「(被相続人又は相続人の)本籍が自治市町村以外であり、戸籍簿本を他市町村へ取り寄せる必要がある場合」は、その権限が法定されていない、それ以上調査が進まないということになる(相続人に限らず扶養義務者に関して同一)。 よって、費用の充当の可否について判断が困難になり、前述理葬費用について市町村が負担せざるを得ないことがある。	5【総務省】 (17)行政不服審査法(平26法68) 行政不服審査改訂・答申検索データベースについては、事例の検索を容易にするため、地方公共団体等の事務負担に配慮しつつ、「裁決内容」欄の記載内容を充実する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、同データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体等の利用実態や支障等を踏まえ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	85	11.その他	都道府県	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 ・行踪病人及び行跡死亡人取扱法	・墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)において準用する行踪病人及び行跡死亡人取扱法(行踪法)における調査権限の制定	市町村が支出した費用の充当に必要な事項(遺留金銭や相続人調査)に係る調査権限を創設すること。	【問題の所在】 墓理法第9条第1項では、火葬を行う者がいないときは、死亡地の市町村長が行う旨規定されており、この場合は、同条第2項により行踪法の規定を準用して、その費用を充当することとなっている。行踪法では費用の充当に関しては規定があるものの、死亡人についての程度遺留金銭がある小等の調査権限が規定されており、そもそも充当すべき金銭等について、法の担保を受けた調査ができない。具体的には、調査権限の規定がないために、死亡人の住所等に立ち入り遺留金銭等があるか調査することが困難な状況にある。また、行踪法の規定に基づき、相続人に対して未充当の費用弁償を求め、理葬費を行った市町村内で相続人調査を完了することができれば何も問題はないが、「相続人が自治町外に転出等している場合」や「(被相続人又は相続人の)本籍が自治市町村以外であり、戸籍簿本を他市町村へ取り寄せる必要がある場合」は、その権限が法定されていない、それ以上調査が進まないということになる(相続人に限らず扶養義務者に関して同一)。 よって、費用の充当の可否について判断が困難になり、前述理葬費用について市町村が負担せざるを得ないことがある。	5【厚生労働省】 (1)行踪病人及び行跡死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(第23法68) 市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行踪病人及び行跡死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
R1	86	11.その他	都道府県	宮城県	金融庁、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 ・行踪病人及び行跡死亡人取扱法	・墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)において準用する行踪病人及び行跡死亡人取扱法(行踪法)における調査権限の制定	埋火葬費用に充当するため、市町村担当者に死亡者の遺留金銭を充当できることと定められていることから、銀行貯金や有価証券等について、相続財産管理人を選任せずに充当が可能であることを明確にすること。	行踪病人及び行跡死亡人取扱法(行踪法)において、市町村が繰り返し求めた埋火葬費用について死亡者の遺留金銭を充当できることと定められていることから、銀行貯金や有価証券等について、相続財産管理人を選任せずに充当が可能であることを明確にすること。	【問題の所在】 墓地、埋葬等に関する法律第9条に該当する死亡者の遺留金銭として銀行貯金がある場合、行踪法の規定に基づき遺留金銭、有価証券を当該埋火葬費用に充当することになるが、一般の銀行の場合、死亡者の相続財産管理人でなければ払い戻しができない。相続財産管理人の選任については、数十万円から数百万円と多額の費用がかかる。このため、貯金の額と比較して相続財産管理人の選任費用が多額である場合は相続財産管理人の選任を行えないことから、当該埋火葬費用を回収できず滞り欠損している市町村が存在する。 なお、ゆとり銀行においては、市町村担当者が死亡人の預金を払い戻すことを可能としている。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	87	11.その他	都道府県	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 ・行旅病人及び行旅死人取扱法第11条	DV等特殊事情がある場合における費用弁償先としての適用除外	行旅病人及び行旅死人取扱法(行旅法)において、費用弁償先として含まれている扶養義務者について、家庭内暴力等特殊事情がある場合はその適用を除外する旨の規定を創設すること。	【問題の所在】 行旅法の規定では、場合によっては扶養義務者にまで費用弁償を求めざるを得ない旨規定されているが、扶養義務者がDVの被害者だった等の特殊事情がある場合など、必ずしも費用弁償の請求先としてその者を含むことが妥当とは言えない場合がある。 一方で、行旅法では費用弁償の請求先が限られており、上記のような事例においても請求をしない、次の請求先に対して費用弁償を求められない可能性がある。	5【厚生労働省】 (1)行旅病人及び行旅死人取扱法(明22法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 市町村長(特別区の長を含む。)が行方火葬等2項又は費用を遺留金等として交付する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及び行旅死人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	88	03.医療・福祉	都道府県	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)附則第3条	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)における、附則第3条で定める「管理者が従業に係る経過措置」の改正	経過措置の期限を「平成33年3月31日まで」から「令和6年3月31日まで」に延長する。	平成30年4月の介護保険制度改正に基づき、平成30年4月1日から居宅介護支援事業における管理者の要件が「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」に変更され、当該要件に関する経過措置として平成33年3月31日までは介護支援専門員を管理者とすることができると規定された。 一方で、主任介護支援専門員になるためには「主任介護支援専門員研修」を終了する必要があるが、当該研修を受講するための要件の一つに「介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上と定められており、令和2年度末までこれに該当しない管理者の事業所が従業に追い込まれる可能性がある。(当該の確認では現時点で全74事業所のうち65事業所で主任介護支援専門員が確保できない恐れがある。)	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法129) (30)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和6年3月31日まで延長することを社会保険審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	89	02.農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	平成21年改正前の農地法(旧農地法)第78条	都道府県が管理する国有農地に関する通行認可	都道府県が旧農地法第78条の規定により管理する国有農地のうち、道路状になったり、住民の通行を法的に可能とする制度の創設。	旧農地法に基づき管理する国有農地については、一般住民による自由な立ち入りは認められないが、地元住民が公共の用に供される公衆用道路であると認識して通行している例が散見されている。現在の制度上、一般住民が自由に通行できるようにするためには、使用者に対する転用交付を行き、市町村等へ譲与する必要があるが、住民が認めるケースはほとんどなく、譲与についても市町村において、受け入れるための条件を課していないといった理由で譲与が断られるケースが多い。また、旧農地法等の処分が当たっては、財務省へ引き継いだ後、売り払い等の手続きを行うという制度となっているが、財務省においても、引き受け後の処分先が不明なまま、財産については引継ぎを待たないという実情となっており、処分も進まない状況となっている。 よって、一般住民の通行については「不法占用」扱いとなってしまうため、それを防止するために進入禁止種の設置等を行わなければならないが、地元住民の生活に支障が出てしまふことが予想されるため、非常に対応に苦慮している。	5【農林水産省】 (1)国有財産法(昭23法73)及び農地法(昭27法229) (1)旧市町村等が国から譲与を受けた道路等(農地法等の一部を改正する法律1条による改正前の農地法74条の2第1項)について、公共的性格があると認められる道路等の設置は、農業用以外であっても、農業も利用できるものである場合は、代管道路等の設置に該当し、国への返還を要しないことである旨を地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年11月29日付)農林水産省経局局長通知】
R1	90	02.農業・農地	都道府県	宮城県	財務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	旧農地法第74条の2、第80条第1項、農地法関係事務に係る処理基準について別第5(2)(平成12年6月1日12農改B第404号)、農地法関係事務処理要領の制定について4-(3)-ア	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原則、無償で国に返還することとなっているが、処分までの手続きに長期間を要するため、手続きの簡素化を求めている。 また、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還不要とできるよう運用の見直しを求めている。	旧農地法第74条の2の規定により国から市町村等に譲与された土地について、地元住民から市町村に対して払い下げの要請があった場合等、当該土地を処分するに当たっては、譲与条件に基づき国へ返還する、または、国へ返還せず都道府県知事の承認を受けて、用途廃止する必要がある。 【支障事例】 国(農林水産省)へ返還し、払い下げるには、農林水産大臣による不要地認定及び財務省への引継ぎが必要となり、財務省から地元の事務官が行うこととなる。財務省への引継ぎに当たっては、実地・境界線の復元・境界確定が求められており、引継ぎまでに最長でも2~3年の期間を要している。 また、国への返還不要の場合についても、国の事務処理要領において、譲与を受けた者による代替道路等の整備が条件として規定されているが、代替道路整備にも最低でも2~3年程度掛かる。 当該土地は元々農業用道路等、農業用に供すべきものとして譲与されたものであるが、現実には、譲与対象地周辺地域で住宅や商業が建てられている山形県野田村など、今後は用途の見直しも必要と見られること、返還処分が困難となっていることよって、地域における土地利用の促進に支障が生じている。また、公共事業用地に当該譲与対象地が含まれてしまう場合も上記の手続き等を要する必要があるため、事業が遅れる原因になることが予想される。 以上を踏まえ、返還時の処分までの手続きの簡素化、及び、代替道路を整備せず、かつ国へ返還しないで手続を進められるよう運用の見直しを求めている。	5【農林水産省】 (1)国有財産法(昭23法73)及び農地法(昭27法229) 都道府県等が国から譲与を受けた道路等(農地法等の一部を改正する法律1条による改正前の農地法74条の2第1項)について、公共的性格があると認められる道路等の設置は、農業用以外であっても、農業も利用できるものである場合は、代管道路等の設置に該当し、国への返還を要しないことである旨を地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年11月29日付)農林水産省経局局長通知】	
R1	91	02.農業・農地	都道府県	宮城県	財務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	旧農地法第78条第1項、第2項・第80条第1項 旧農地法施行令第15条、第16条第1項	旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を受けた国有農地等の管理に關する運用の見直し	旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣が不要地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理するよう運用の見直しを求めている。	旧農地法第78条の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業上の利用に供しないものとして旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣より不要地認定された事については、国有財産法第88条及び原則農林水産省から財務省へ引き継ぐこととなっているが、引継ぎの処分先が不明なものであることは、財務省に引継ぎを断られている。現状では財務省に引継ぎされないままに、継続して県が管理し続けられている。都道府県が管理する根拠である旧農地法第78条第2項による法定委託は「自作農の創設又はその経営の目的に供するため」(同法同条第1項)に行われているところ、不要地認定された土地は目的に合致してはいたないため、上記状況は適当なものとはいえない。 また、平成11年3月1日時点まで県が管理している国有農地は58筆、そのうち不要地認定済みが9筆あるが、なかには、平成23年8月現在、管理内容としては見回りなどの現地確認、隣接地権者等への境界確定の依頼への対応、草刈り、不法占有に対する対応、毎年度の台帳価格改定作業といった事務処理等を継続して行う必要があるが、人員不足の状況において、農の事務と直接関係のないこれらの事務を他の業務と併せて実施してはいるものの負担となっているため、見直しをいただきたい。	5【財務省(1)】【農林水産省(1)(i)】 (1)国有財産法(昭23法73)及び農地法(昭27法229) 都道府県等が国から譲与を受けた道路等(農地法等の一部を改正する法律1条による改正前の農地法74条の2第1項)については、公共的性格があると認められる道路等の設置に該当し、国への返還を要しないことである旨を地方公共団体に通知する。 ・引継ぎに当たっては、引継ぎの対象となる財産について、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などの状況を確認した後、速やかに財務局と調整を開始する。 ・農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めたとことから、地方農政局における都道府県からの引継ぎ書の受理までの期間(都道府県が行う事務に関する期間を除く。)について、都道府県の意見を踏まえつつ、標準処理期間を設定する。 ・地方農政局における都道府県からの引継ぎ書の受理から、財務局における地方農政局への引受けの受領書の送付までの期間について、標準処理期間を設定する。 ・その他引継ぎを円滑に進めるために必要な措置を講ずる。 【措置済み(令和元年11月29日付)財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課課長通知、令和元年11月29日付)農林水産省経局局長通知】

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調査結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	92	05.教育・文化	都道府県	愛知県	財務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	登録免許税法4条2項、同法表3・12の項(欄)1号、登録免許税法施行規則4条1号、昭和54年4月5日国税庁資産課税課長回答	宗教法人の境内地及び境内建物の登録免許税非課税要件の明確化	登録免許税を非課税とすべき境内地、境内建物についての詳細な基準や、具体的な事例集を作成するなど、非課税とすべき範囲を明確にする。	宗教法人が専ら自己又はその被包括宗教法人の宗教の用に供する境内地、境内建物については、所有権取得登記に伴う登録免許税は非課税とされており、「専ら」宗教の用に供する」か否かについては、宗教法人からの申請を受けて、都道府県知事が証明し、従来は目的用途に定めていた土地を宗教法人が新たに買増す場合に、どの程度の利用形態を予定していれば足りるか、非課税要件を満たすか否かの判断は困難な場合が多い。このことについて国税庁からは詳細な判断基準や事例集などは示されておらず、都道府県は手探りで判断せざるを得ない状況にある。このため、国で定めるところの登録免許税の課税について、都道府県によって判断が分かれかねない地、効率的に事務を進める事が困難である。	5【財務省(2)】(文部科学省(6)) 宗教法人法(昭26法26)及び登録免許税法(昭42法35) 宗教法人が受ける登記の非課税(登録免許税法4条2項)に係る都道府県の証明事務については、登録免許税及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合には、文化庁を窓口と相談に応じる。
R1	93	05.教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法施行令第12条、13条、17条、診療放射線技師法施行令第8条、9条、13条、臨床検査技師等に関する法律施行令第11条、12条、16条、理学療法士及び作業療法士法施行令第10条、11条、15条、視能訓練士法施行令第11条、12条、16条、歯科衛生士法施行令第3条、4条、8条の2、歯科技工士法施行令第10条、11条、16条、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条、3条、7条、柔道整復師法施行令第3条、4条、8条	文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請書及び変更承認申請書等の都道府県経由の廃止	看護学部等の大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等について、他の大学の学部と同様に、都道府県経由の義務付けを廃止し、国に直接申請することとする。	大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等については、各大学が直接、文部科学省に申請しているが、看護学部等の場合は、都道府県を経由して申請することとなっている。看護学部等の場合、実質的な審査やそれに係る認可等は文部科学省が行っており、当該学部等のみ都道府県を経由する必要性は低い。また、申請者にとっては、都道府県を経由することにより、認可等までの手続きに時間がかかっている。	5【文部科学省(4)】(厚生労働省(9)) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	94	11.その他	都道府県	愛知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域女性活躍推進交付金要綱第3、第17	地域女性活躍推進交付金の市町村事業に対する交付方法の見直し	地域女性活躍推進交付金の市町村事業については、希望調査や交付申請等のとりまめはこれまで通り都道府県が行うとして、県の予算計上を要することなく、国から市町村へ直接交付金の支払いをできるようにすること。	地域女性活躍推進交付金の市町村事業に対する交付金については、都道府県から交付することとされている。そのため、市町村の交付金活用希望を把握した上で、当初予算へ計上している。	5【内閣府(13)】 地域女性活躍推進交付金 地域女性活躍推進交付金の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う事業については、当該交付金交付要綱を改正し、都道府県の予算計上を要することなく国から市町村に当該交付金を直接交付することを令和2年度に実施する同事業から可能とする。
R1	95	06.環境・衛生	都道府県	愛知県	経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	工業用水法第25条第3項、大気汚染防止法第26条第3項、水質汚濁防止法第22条第4項、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第13条第3項、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第3項、自動車から排出される有害な物質及び有害物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第41条第5項、ダイオキシン類対策特別措置法第27条第5項、第4条第3項、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第92条第2項、土壌汚染対策法第4条第4項、土壌の汚染防止法第16条第7項、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30条第5項、騒音法第28条第2項、第35条第2項、自然公園法第17条第2項、第35条第3項、第37条第3項、第62条第4項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第75条第5項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第3項、容化浄化法第30条第3項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第25条第2項、使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第3項 【参考】環境衛生監視員を定める省令(昭52年厚生省令第1号)	環境省等所管法令における立入検査に係る身分証明書の内容の統合	個々の環境省等所管法令に基づき行う立入検査に係る身分証明書について、厚生労働省が定める環境衛生監視員等を参考に、1枚あるいは可能な限り少ない枚数の様式へ統合する。	環境省等が所管する法令に基づき、地方自治体職員が立入検査を行う際の身分証明書については個々の法令で定められている。このため、地方自治体においては一人の職員が複数法令に基づく立入業務を行うことが殆どであるにもかかわらず、職員一人について20種類もの身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。また、立入先の事業所においても複数法令による規制を受けることが多いため、職員に適正な立入権限があることを確認するには、一つ一つの立入証を示す必要があり、迅速な立入検査の妨げとなっている。	5【経済産業省(1)】(国土交通省(3))【環境省(1)】 温泉法(昭23法125)、自然公園法(昭32法161)、大気汚染防止法(昭43法97)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)、水質汚濁防止法(昭45法138)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭45法139)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、容化浄化法(昭52法43)、自動車から排出される有害な物質及び有害物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)、ダイオキシン類対策特別措置法(平14法105)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法6)、土壌汚染対策法(平14法53)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平17法51) 各法令で定められている立入検査に係る身分を示す証明書については、地方公共団体の事務負担の軽減を図る上、各法令の趣旨・目的を鑑み、様式・規格の統一化等について課題等を整理しながら検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	96	06.環境・衛生	都道府県	愛知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	クリーニング業法施行規則第3条	クリーニング師試験の受験額に添える写真の大きさの見直し	クリーニング師試験の受験額に添えることとされている写真の大きさについて、「手札形」とするクリーニング業法施行規則の規定を見直し、運転免許用等の大きさに揃えるようにする。	クリーニング業法施行規則において、クリーニング師試験の受験額に添える写真については、「手札形」(約11×8センチ)とすることが規定されている。手札形は一般に流通する写真規格より大きいために証明写真機でも対応していないことがあり、受験者は写真館で特注するなど、写真の準備に負担を要しているほか、受験者からはなぜこれほど大きいサイズかという声が出ている。受験額に添える写真は本人確認に用いるものだが、運転免許(3.0×2.4センチ)や建築士試験(4.5×3.5センチ)と比較すれば、手札形は過大であり、あえて手札形を用意しなければならない理由を受験者に説明するのが難しい。	5【厚生労働省(1)】 クリーニング業法(昭25法207) クリーニング師試験の受験額に添付する写真(施行規則3条2号)については、省令を改正し、写真の大きさを本人確認が可能かつ簡易に撮影ができるサイズに変更する。 【参考】クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年度厚生労働省令第75号)】

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】	
											地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	97	01.土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	不動産鑑定士の新規登録等に関する法律第17条、第18条、第19条、第20条	不動産鑑定士の新規登録等に関する法律第17条の改正	不動産鑑定士の新規登録、変更登録、死亡等の届出、登録の除(以下、「不動産鑑定士の新規登録等」という。))について、不動産の鑑定評価に関する法律第17条から第20条においてその住所簿を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、この不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県知事を経由する義務付けの廃止。	不動産鑑定士の新規登録等については、不動産の鑑定評価に関する法律第17条から第20条に基づき申請者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、申請書及び届出書の受付、国への提出事務を行っている。都道府県で受理する申請書・届出書については、記入漏れ等の形式チェックを行い、必要に応じて本人に修正等を指示している。但し発着者へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることになり、申請者・届出者にとって二度手間となっている。当該業務は法定受託事務ではあるが、実際に行っているのは簡形式チェックのみであり、都道府県の判断を要するようなものは含まれていないにもかかわらず、都道府県における事務処理に時間を要している。(受付状況:年間40件前後で、郵送が8割、押込が2割、受付から地方整備局へ提出までに約1週間を要している。)	5【国土交通省】 (17)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の新規登録、変更登録、死亡等の届出及び登録の消滅に係る都道府県知事事務については、廃止する。	
R1	98	03.医療・福祉	その他	沖縄県介護保険広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長	居宅介護支援事業所の管理者の要件について、離島・過疎地域については管理者要件の経過措置期間を6年以上(令和6年3月31日)延長していただいた。	沖縄県は、本土から遠隔にあり、東西約1,000キロメートル、南北400キロメートルに及ぶ広大な海域に散在する160の島々から成り立つ地域特性を有している。このような地域特性により介護保険事業においては、小規模な離島地域や過疎地域では介護・福祉人材の確保が難しく、利用者への介護サービスの確保が十分にできない状況にある。沖縄県介護保険広域連合は29市町村で構成しているが、組織内に離島地域10町村、過疎地域4町村を含んでおり、これらの離島・過疎地域の介護サービスの利用の困難な地域における介護サービスの提供確保について市町村と連携して必要な介護サービスの確保に努めているところである。平成30年4月の介護保険制度改正により、居宅介護支援事業所の管理者要件が主任介護支援専門員に変更になったことについて、当該連合内にある居宅介護支援事業所とその対象者を確認するためにアンケート調査を行った結果、管理者が経過措置期間である平成33年(令和3年)3月31日までに実務経験年数を満たせないことや、介護支援専門員が1人みの事業所のために研修を受講できる体制をとることが困難であることで、廃業せざるを得ない状況にたかねないことが判明した。これらの既存事業所が廃業すると離島・過疎地域においては参入する事業者も容易でないことから利用者にも多大な影響が懸念される。	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法129) (1)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和6年3月31日まで延長することを社会保険審議会介護給付費科会へ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
R1	99	05.教育・文化	都道府県	岡山県、兵庫県、中国地方知事会	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法施行令第12条、放射線技師法施行令第8条、臨床検査技師等に関する法律施行令第11条、理学療法士及び作業療法士法施行令第10条、視能訓練士法施行令第11条、歯科衛生士法施行令第3条、歯学技工士法施行令第10条、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第2条、柔道整復師法施行令第3条等	保健師助産師看護師法施行令第12条に基づく公立大学の申請・届出における都道府県長による事務の廃止。	保健師助産師看護師等の指定学校養成所を設置する公立大学が行う文部科学大臣への各種申請・届出における都道府県長による事務の廃止。	一般の大学の学部に係る各種申請・届出は、都道府県を経由しないにもかかわらず、保健師、看護師、助産師等の指定学校養成所のうち、設置者が公立大学(国立を除く)である場合は、所在地の都道府県を経由して文部科学大臣に各種申請・届出をすることとなっている。書類内容の実質的な指図書が大学と直接行っており、県経由後の補正や許認可後の最終書類は国から県に提供されることはなく、経由事務は形骸化している。なお、臨床工学士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士に関する事務は都道府県の経由が必要となっている。	5【文部科学省(4)】【厚生労働省(9)】 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法225)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県長事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
R1	100	09.土木・建築	都道府県	岡山県、中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路整備特別措置法第24条第1項の但書、同法施行令第1条、料金を徴収しない車両を定める告示第3号	災害救助等に使用する車両の有料道路無料化措置に関する告示(令和5年)の改正等を行うこと。	災害救助等に使用する車両の有料道路の無料化措置にあたり、被災直後の都道府県に高速道路会社等との協議等の事務が発生しないようにする。具体的には、被災都道府県に高速道路会社等との調整を待たず、災害救助法適用期間中など被災直後の一定期間内の災害の救助のための車両であれば、自動的に無料化措置がなされるよう、「料金を徴収しない車両を定める告示」の改正等を行うこと。	大規模災害が発生し、他機関等による災害救助等に際しては、被災都道府県が、対象の区間・期間・車両等を高速道路会社等に協議し、了解を得た上で、全国の自治体に災害派遣等従事車両証明書の発行を依頼することで、自治体の長から料金を徴収しない車両と指定された車両が高速道路等を利用できるようになる。料金を徴収しない車両を定める告示(第3号)によれば、「災害救助(中略)のために使用する車両(中略)で緊急自動車以外のものは料金を徴収しないものとされているが、実態はたとえ災害救助のために派遣された公的機関の車両であっても、無料通行の可否は被災都道府県と高速道路会社等との調整に委ねられている。【支障事例】2018年7月に本県で豪雨災害が発生した直後、日赤や地方公共団体等から、有料道路の無料化措置を講じるよう要請が多数あった。高速道路会社等との調整にあたっては、各社に対する個別の依頼文書送付などに時間を要したため、事務処理が完了した被災直後において、問い合わせたい交通機関の車両が無料措置を受けられない事態が発生した。その後も、受援体制の確立時など、災害対応の連携に応じて随時各社に連絡する必要があるなど、事務が発生した。また、都道府県庁舎等に甚大な被害が発生し機能不全に陥った場合などは、被災都道府県による応援要請などを必要とする同制度が活用できない事態の発生が見られる。	5【国土交通省】 (15)道路整備特別措置法(昭31法7) (5)料金を徴収しない車両を定める告示(平17国土交通省告示1063)3号に基づき、災害救助等のために使用する車両に係る高速道路の無料措置を実施するに当たっては、被災都道府県が行う高速道路会社等との調整については、被災直後にできる円滑な無料措置の実施に資するよう、その運用実態等を検証し、適切な取組事例等を都道府県及び高速道路会社等に令和元年度中に通知する。	
R1	101	07.産業振興	都道府県	岡山県、中国地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第122条、計量法施行令第52条、第42条、計量法施行規則第54条、様式第66	計量士登録申請書の「別紙様式」に使用する用紙の見直し	計量士登録申請書の「別紙様式」は、カーボン紙を使用した3枚複写の用紙を使用することとされているが、ホームページからダウンロードした様式を印刷した用紙等で対応可能とするよう求める。	計量士登録申請書の「別紙様式」(計量法施行規則様式第66)は、カーボン紙を使用した3枚複写の用紙を使用することとなっているため、計量管理センターまで執務時間内に限りに来てもっている状況であり、申請者にとって負担となっている。また、「別紙様式」は経済産業省が印刷しているため、在庫不足にたいては迅速な依頼が必要であり、県にも負担となっている。なお、計量法施行規則様式第66に別紙様式の記載事項が定められているが、カーボン紙を使用しなければならぬとの規定はない。	5【経済産業省】 (5)計量法(平4法51) 計量士登録申請書の「別紙様式」(計量法施行規則第54条第1項)の別紙様式については、申請者の負担と地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和元年度中に省令を改正し、所定の用紙以外の使用を可能とする。	
R1	102	02.農業・農地	都道府県	岡山県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4、同法施行令第1条の3、同法施行規則第2条の2	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に定める市町村計画を策定できる市町村の基準の見直し、飼養密度の基準を満たさなくても策定できるようにすること。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に定める市町村計画を策定できる市町村の基準を見直し、「飼養密度」の基準を満たさなくても策定できるようにすること。	酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画については、省令で定める市町村区域内の飼養頭数と飼養密度を策定できる市町村の基準を見直し、「飼養密度」の基準を満たさなくても策定できるようにすること。飼養密度の要件は満たさなくても、計画を作成できない市町村が存在する。実際に、計画を作成できるA市の7割の頭数を飼養できるB市や、計画を作成できるA市の2割の頭数を飼養しつつ養畜戸数も上回っているC市が計画を策定できないといった状況にある。これらの中には既に計画策定のニーズを有している市町村が存在する。計画を作成できないことで、近代的な酪農経営及び肉用牛経営を育成していくのに適した市町村と認められず、個別の補助事業対象にならないといった支障が生じており、市町村が、規模拡大を進めながら、畜産振興を図る上での障害となっている。	5【農林水産省】 (15)草地畜産畜産整備事業 (15)草地畜産畜産整備事業については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法32)に基づき市町村計画を作成することができる市町村の基準(同法施行規則第2条の2)を満たさない市町村においても、当該事業の活用により畜産振興が図られるよう、市町村計画の作成を必須とする実施要件を見直す方向で検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	103	11.その他	都道府県	岡山県	総務省	B 地方に対する規制緩和	平成30年12月25日総務省第265号「財政事情等及び特別交付税ヒアリングについて(原案)」	財政事情等ヒアリング1月実施分の意義の明確化	財政事情等ヒアリングは年3回(4月、9月、1月)実施されているが、1月実施分について、その意義について明確化を求め、また、9月ヒアリング以降、財政事情に特別な動きがないのであれば、当該調査を省略可とする。	1月ヒアリングの資料集は、予算編成業務のピークである12月に行う必要があり、担当者の長時間労働につながっている。 【作業期間】12月初旬～下旬 【必要人員】11名(財政課職員) ※さらに全局員に調査を依頼している。 【超過増加】40時間程度 【時間外勤務の状況等】 当初予算編成作業は11月末～1月初旬がピークであり、12月の通算時間は23時を超える日が続いている。また、ヒアリング当日に1日上京するため、さらに業務が圧迫されている。 1月ヒアリングの主な報告事項は、12月補正予算額及び9月ヒア時点から1月ヒア時点へ更新した今後補正見込額である。本県の場合、例年であれば、12月補正で大きな動きはな、また今後補正見込額も執行見込みの程度の高まりによる減補正の増である。特別の動きはないことが通常であり、1月ヒアリングの省略は可能であると考えられる。	【総務省】 (19)財政事情等ヒアリング 財政事情等ヒアリング(1月実施分)については、都道府県及び指定都市の事務負担が軽減を図るため、令和元年中に調査項目を削減するとともに、調査様式を簡素化する。
R1	104	05.教育・文化	都道府県	岡山県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策・不登校等支援等総合推進事業)交付要綱第20条に基づき「スクールカウンセラー等活用事業実施要項の2」	スクールカウンセラー等活用事業の補助事業者の見直し	「スクールカウンセラー等活用事業」については、事業主体は都道府県・政令市のみとなっており、学校の実態に応じた、より機動的な配置を可能とするため、実施主体に市町村を加えること	スクールカウンセラーについては、文部科学省の方針と同様、本県においては県内の全公立小中学校(指定都市を除く)に配慮している。しかしながら、県事業の予算規模を基に配置しているため、複数校を兼務させることで、全校配置を達成している。そのため、学校によって配置頻度が週1回～月1回と幅がある上、市町村が本来希望している頻度とも乖離があるのが現状である。県として、市町村に対して、スクールカウンセラーと連携した対応の徹底を働きかけるが、補助事業者が都道府県・指定都市に限定されていることから、各学校の現状に応じた、市町村による機動的な教育相談体制の構築に支援が生じている。	
R1	105	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2	首長申立てを行う市町村の基準の明確化	市町村長は、老人福祉法等により、65歳以上の者等につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、成年後見審判の請求をすることができる。対象者の現在地と居住地、保護元が異なるなど、複数の市町村が関与する場合、いずれの市町村が成年後見審判の請求を行うのか基準を明確にしたい。	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2により、それぞれ、市町村長が、65歳以上の者等の対象者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、成年後見審判の請求をすることができる。 市町村長申立権の根拠である老人福祉法等の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」との規定は、本人の意思能力や家族の無、生活状況、資産等から判断して、特に申立ての必要性がある場合に、市町村長の申立を認めたとと解される。このように理解すると、障害施設や介護保険の住所地特例対象施設に入所の方については、複数の市町村が市町村長による成年後見審判の申立てに関与することになると考えられ、この場合、対象者の状況を把握できる立場である措置業者、介護保険の保険者、あるいは自立支援給付の実施主体、生活保護受給者の場合は生活保護の実施機関となっている市町村が、申立てを行うことが妥当な考え方あり得るところである。 一方で、対象者の状況をよく知られる保護元の市町村が、対象者をよく知らない、事例がない、などの理由で申立てを断るケースもあり、いずれの市町村が申立てをするか調整に繋がることがある。その結果、調整に時間を要し、当該市町村間において事務が生じると、対象者の権利保護に影響を及ぼす可能性もある。	【法務省(2)】【厚生労働省(15)】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、知的障害者福祉法(昭35法7)及び老人福祉法(昭38法138) 市町村長(特別市区長を含む。)が、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときに行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2、知的障害者福祉法第28条及び老人福祉法第32条)については、市町村(特別市区長を含む。以下この事項において同じ。)の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	106	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)	特別障害者手当等所得状況届処理事務の簡素化	特別障害者手当及び障害児福祉手当において、受給者及び実施機関の負担軽減の観点から、個々に所得状況届を提出させるのではなく、実施機関による定期所得状況届関係連名簿の作成による事務処理を原則とするよう、省令を改正すべきである。	障害児福祉手当受給者は、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第5条の規定により、毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届を提出する必要があり、受給者にとって負担となっている。また、提出された所得状況届を処理する実施機関にとっても負担となっている。なお、特別障害者手当についても同様である。	
R1	107	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)	特別障害者手当及び障害児福祉手当認定基準の明確化	特別障害者手当及び障害児福祉手当認定基準について、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照する運用を定め、厚生労働省の通知を詳述するが、省令等で規定すべきである。	特別障害者手当及び障害児福祉手当の認定に当たっては、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」(昭和60年12月28日社第162号厚生省社会局長通知)及び「改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き」を参照して行っており、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』は施行されてから久しく改訂が行われていないことから出願もれやおらず、入手困難な状況である。昭和60年12月28日付厚生社会局長通知には「改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き」を参照して事務を進めることには明記されていないが、『改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き』には事務を行う上で必要な業務上の疑義解釈が掲載されており、それを参照しなければ、実質的には実務を行うことは困難であるため、仮に「改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き」を用いないのであれば、事務処理は困難なものになると考える。	
R1	108	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年3月3日付障発第0303002号)	自立支援医療費支給認定申請の簡略化	自立支援医療について、治療期間が長期に渡り、かつ、治療内容に大幅な変更がない者については医師意見書の提出頻度を現行よりも少なくさせるなど、申請手続きを簡略化すべきである。	自立支援医療の支給認定については「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年3月3日付障発第0303002号)に記載があり、例えば「腎臓機能障害における人工透析療法に係る再生医療や、精神通院医療については最長1年以内とされているが、人工透析療法や精神通院医療については、治療期間が数年に及ぶことがほとんどであり、1年以上更新申請を行うことが受給者にとっても行政機関にとっても負担となっている。なお、平成28年提案管理番号76「自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新手続きの期間延長」において、有効期間を現行の1年を延長する方針についての検討が示されているが、例えば人工透析療法など、治療期間が数年間に及ぶかつ治療内容に大幅な変更がないと思われる内容については、2年以上の長期の有効期間を設定することを検討しても良いのではないかと考える。	【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) (iv) 自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	109	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	移動支援事業について国が支給基準を定めた上で介護給付費に含めるよう法改正	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において地域生活支援事業とされている移動支援事業について、国が支給基準を定めた上で介護給付費に含めるよう法改正を行うべきである。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、移動支援事業は市町村が行うべき事業である地域生活支援事業とされているが、生活保護法で保障する「健康で文化的な最低限度の生活」に余暇活動が含まれるというのが通説であり、厚生労働大臣が定めた負担基準においても余暇活動に必要な費用も含めて算定されており、移動支援事業を市町村の裁量に委ねる現行制度では、外出困難な障害者等が最低限の余暇活動の外出支援を受けられない可能性があり矛盾を感じざるを得ない。	
R1	110	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第18号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第18号)	障害福祉サービス支給量の一時的な変更申請の際、市町村が必要と認めた場合のみサービス等利用計画の提出を求めるよう法改正	障害福祉サービス支給量の必要と認められた場合のみサービス等利用計画の提出を求めるよう法改正を行うべきである。	【法令改正の必要性】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、支給決定障害者等が現に受けている支給決定の内容を変更する申請をするに当たり、同法第24条第3項で同法第22条(第1項を除く)を準用することとなっている。この場合、支給量の一時的な変更を行う場合でも第22条第4項に基づきサービス等利用計画案を求めることとなり、市町村・指定特定相談支援事業者双方に大きな事務的負担となっている。 【支障の具体例】 日中に生活介護を利用している障害者等が体調不良のため通所を休んだ際、一時的に居宅介護を利用したケース(居宅介護の支給決定を受けている場合)や、月2日短期入所を利用している障害者等が介護者の体調不良によりその月だけ4日短期入所を利用するケース、毎週火曜日には障害福祉サービスを利用しているケースで、当該月に火曜日が5日ある場合等が考えられる。このような場合、法令が求める支給決定に関する勘案事項のうち、置かれている環境が軽微に変更しているだけである。しかし、サービス等利用計画案を作成するには、計画相談を利用している場合、相談支援専門員が支援者会議を開催してアセスメントを行い、当該利用が可能な生活介護の提供を指示することとなるので、相談支援専門員から事務負担が重畳されるとの意見を受けている。軽微な修正の場合、支援者会議を省略したり、従前のサービス等利用計画案の部分修正ができれば良いが、法令上、規定がない。	
R1	111	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療的ケア児保育支援モデル事業に係る国庫補助の協働について(厚生労働省「子ども家庭局保育課長通知」)	医療的ケア児保育支援モデル事業の事前協議様式の簡素化	様式の重複する設問をどちらかの設問に統一する等、様式の全般的な簡素化を求める。	事前協議時の提出書類のうち実施計画書について、記載事項が多く、担当課や受入れ施設の事務負担が大きい。モデル事業選定の際に、医療的ケア児受入れ時の安全確保・緊急時対応体制の確認が必要ことは十分理解できるが、実施計画書の中で重複する箇所も多い。例えば以下に示す重複項目については、どちらへの統一をしたとしても影響はないと思われるので、どちらかの設問に統一する等の検討の上、様式の全般的な簡素化を求める。 ＜重複による見直し箇所＞ 初版② 医療的ケア児保育支援モデル事業実施計画書 【1点目】基本情報4の②保育士加配に費用補助及び5医療的ケアを行う職員は、3-2具体的な事業の実施の2保育所等配置職員、3受け入れる医療的ケア児、4具体的な手法と一部重複している。 【2点目】3-1具体的な事業の実施の5緊急時対応の取決めを行っているか、3-2具体的な事業の実施の4具体的な手法と一部重複している。 ※上述、3-2具体的な事業の実施は、受入れ施設ごとに記載している。 なお、医療的ケア児の受入れに係る、各施設の人員配置(看護師等の配置)や安全確保・緊急時対応体制の適否については、モデル事業の申請や実施に際し、各自自治体で確認を行っているため、様式を簡素化したとしても、国が同事業の選定にあたって確認したい内容は担保されているものと考え。	【厚生労働省】 【42】保育対策総合支援事業費補助金 保育対策総合支援事業費補助金の交付対象事業のうち、医療的ケア児保育支援モデル事業については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、令和2年度から事前協議に係る実施計画書の記載内容の簡素化等を図る。
R1	112	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、保育所等整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	①申請書類や申請窓口の一本化 ②内示時期の統一	認定こども園の新増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があったため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることが、工期に影響が出ることがある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚労省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。	【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(第22法64)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図ると、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	113	11.その他	都道府県	岐阜県	総務省、財務省	B 地方に対する規制緩和	所得税申告書等の地方団体への電子送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総務令第72号 総務省自治税務局企画課長通知)	国税連携システムに係るデータ連携の拡大	税務署へ書面提出された添付書類についても国税連携システムでのデータ連携の対象とすることを求める	地方税の賦課徴収業務に要する所得税の申告情報については、国税連携システムにより、国税庁から地方公共団体にデータ提供していること。 現在e-Taxで申告された所得税申告書(第1表から第5表)と添付書類(所得税青色申告決算書)で納税者が入力したすべての項目、及び書面で申告された所得税申告書(第1表から第5表)のうち、国税総合管理(KSK)システムに入力された項目について、データの提供を受けている。(所得税申告書については、書面申告でKSKシステムに入力されない帳票であっても、画像イメージでデータ提供している。)一方、書面で申告された場合、添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書など)は、国税連携システムでデータが提供されていない。たとえば、個人事業税の賦課徴収業務等においては、所得税青色申告決算書等の添付書類が必要となるが、国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている。 確定申告時期の2月～7月までの期間に、各県税務所の作業は、多いところで職員2名が60日程度を要して行っている。	
R1	114	11.その他	都道府県	岐阜県	警察庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法附則第16条 平成31年3月20日付総務省大臣官務会議議、自治体事務局交付税課事務局(官庁会計システム(ADAMS II))による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払について	交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し	交通安全対策特別交付金(3月交付分)の交付決定日を早めることを求める。	交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び譲与税配分金特別会計)から、県・市町村に年2回(9月、3月)直接交付され、各市町村分については国の交付決定後に際して各市町村(全42団体)への交付手続きを行っている。各市町村へは当該年度内交付とされているが、3月の国の交付決定日は、例年3月7日(平成30年度は3月22日)であり、国の交付決定日から各市町村への支払日(平成30年度は3月28日)までは、開庁日中で3日しかなく、その間に国費会計システム「ADAMS II」を利用して職人繰出処理を行うとともに、各市町村への当該交付金の額の決定通知の作成、決裁及び発送を行わなければならない。	【警察庁(1)】【総務省(9)】 道路交通法(第35法65) 交通安全対策特別交付金(附則16条)の交付決定(3月交付分)については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	115	06.環境・衛生	都道府県	京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(特別措置法)第17条及び同法施行規則第26条第1項 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)第21条の3第1項 ・塗料の除去工事に伴い排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任について(平成17年2月26日付け環境省環境衛生・支援関係局廃棄物規制課長通知)	高濃度PCB廃棄物の処分手続きの簡素化又は対応事例等の提示	高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物について、処理が迅速に進むよう、特別措置法施行規則第26条第1項で定めるPCB廃棄物の譲渡等が認められる例外に、地方公共団体(PCR)所有者の場合は、廃棄物へ適正な処理を前提として、除去工事業者を当該工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者と定める規定の追加、または、契約などの事務手続きの簡素化に関する規定事例等の提示を求める。	高濃度PCB廃棄物の処分期限(西日本:令和2年度末)が迫る中、本年9月末を期限として、国により構築等の道路構造物その他の建設工事に関連する構造物に使用された当該廃棄物の調査がなされている。国による当該調査の進捗、構築等の公共施設の塗料に当該廃棄物を使用されていることが判明し、かつ、全国で多量に発見されたれば、処理期限も迫る中、廃棄物へ適正な処理を前提に、各地方公共団体では迅速な対応が求められることになる。現行、特別措置法施行規則第26条第1項で定める当該廃棄物の譲渡等が認められる例外に、除去工事業者を当該工事に伴い生ずる廃棄物の処理、地方公共団体が当該工事業者に、廃棄物の処理ができる業者であっても直接委託することはできない。業者選定に当たっては「廃棄物等実態調査報告書」及び「契約における譲渡」が適正な保管・処理を約束することを前提に、除去工事業者がPCR廃棄物を譲渡できるようにしていただきたい。また、契約などの事務手続きの簡素化に関する規定事例等を提示していただきたい。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	116	10.運輸・交通	都道府県	京都府、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	旅行業法第4条第2項、第6条第1項 旅行業法施行規則第11条の4、第1条の5 旅行業法施行規則 第二―3―4、第二―2―6 旅行業法に基づく旅行業者等の登録事務について(観光庁発行「旅行業法事務担当者研修資料 3―④」)	旅行業等の営業の登録等申請にあり、全役員分の添付が必要とされている宣言書の添付についての見直し	旅行業又は旅行業者代理業の営業の新規登録や更新等に係る申請にあり、現在、全役員分を自ら求めている宣言書の添付について、法人代表者分のみに変更することを求める。	当該宣言書については、旅行業法の登録及び更新にあたって、旅行業法施行規則第11条の4や第1条の5、観光庁が示すマニュアル等に基づき、不適合事由に該当しないことを証するため、監査役等非常勤の役員を含む全役員分の自筆による提出が求められている。 しかし、大企業では役員数が数十人になる場合があり、更新期限内での提出が難しくなるなど申請者の負担となっているとともに、都道府県においても、役員全員分が提出されているが登録簿と宣言書を突合したり、宣言書に不備がある場合は事業者へ連絡し、修正等を求めたりする必要がことから事務の負担となっている。(登録、更新に係る申請は年間100件程度であり、宣言書確認事務に要する時間11件当たり10分程度。) なお、他の登録業においても、役員が不適合事由に該当しないことの証明を、代表者のみの宣言で行い、代表者の責任において担保させている例もみられるため、それと同様の方法での証明が可能となるよう見直しを求める。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	117	03.医療・福祉	指定都市	堺市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法31条、43条	地域型保育事業の確保の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確保の効力について、特定教育・保育施設と同様、施設の所在市町村が確認を行うことと無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。	子ども・子育て支援法においては、児童が居住する市町村外(地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等)を利用するには、居住地市町村が、事前に施設の所在市町村の同意を得たうえで、当該施設要件等の確認(第43条)を行わなければならない。実際の利用決定は、それぞれの市町村の利用調整の担当者間で調整決定しており、利用の決定後、利用開始前までの間に、上記の同意や確認を行う必要があるが、利用決定を速認する形となり、形骸化している。 本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を超えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用も行われていることから、同意や確認については事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	118	11.その他	都道府県	埼玉県	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第20条の11、第382条第1項	不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする	不動産取得税については、固定資産税と同様に不動産の所有権移転登記に係る情報に基づき課税している。これは、不動産取得税も固定資産税に係る地方税法第382条第1項と同様の規定を設けて、都道府県も登記所からの通知が行われるよう地方税法を改正し、都道府県においてもオンラインにより提供される登記簿通知に係る電子データを活用できるようにする。	【現行制】 不動産取得税の課税資料収集にあたっては、地方税法第20条の11の規定に基づき、職員が登記所を訪問し、登記申請書を閲覧して不動産の取得について調査し、添付されている不動産の固定資産評価額等を含めて必要事項を手書きで写している。 【支障事例】 手書きで写すため多大な業務量となっている。これに加え、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員を確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。 このように、人的労力が多大となっている。 ※平成29年度収集実績:約11万5,000件/年(国税局の見直し)、登記所への出張回数:約1,000回 全国地方税務協議会が平成30年8月に都府県を対象に行ったアンケートでは、不動産取得税課税資料について、過去に法務局に電子データによる提供を求めたが、法的根拠がいため断られたと複数の県が回答した。 また、令和4年1月に登記情報システムが更改され、登記所から市町村への地方税法第382条第1項の通知についてはオンラインにより提供可能となる。これについて、本県税務課が法務省と照会し、都道府県にも提供されるか確認したところ、こうしたことは想定していない旨回答があった。 【制度改正の必要性】 上記の状況から、地方税法を改正し、固定資産税に関する同法第382条第1項と同様の規定を設け、不動産取得税に係る業務の効率化や適切な課税をより強力に担保すべきである。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	119	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県、茨城県、群馬県、川越市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、和光市、北本市、ふじみ野市、白岡市、千葉県、長野県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第15条、第19条第1項 社会福祉法施行規則第1条の2のな	生活保護ケースワーカーの資格「社会福祉士」資格の緩和	指定科目の読書範囲を拡大するなど、指定科目の履修について積極的に対応できるように、生活保護業務に従事するケースワーカーの任用資格の要件を緩和すること。	【現行制】 生活保護業務に従事するケースワーカーは、社会福祉士でなければならない。生活保護業務に任用するには、大学等(厚生労働大臣の指定する科目)を3科目以上修める必要がある。 この指定科目名と大学の科目名(原則同一科目)を同一回でなければならぬとされている。これについても一言一回でなければならないことが求められている。 【支障事例】 指定科目の認定が非常に厳格である。 例えば、指定科目「法学」については、「法学」以外でもその読書範囲として「法律学」「基礎法学」「法律入門」が認められるが、実質的に課税内容が同等の「法学(憲法を含む)」や「法学の基礎」は認められない。 そのため、実質的には任用に必要な知識を有しているにもかかわらず、社会福祉士として任用できない例があり、ケースワーカーに担当職員の確保に困難が生じている状況がある。 また、資格を有していない職員は、1年程度の通信課程を受講して資格を取得する必要があるが、通常業務が多忙な中で受講は多大な負担であるとの意見が複数の自治体から挙がっている。 【制度改正の必要性】 高齢化等により、被保護世帯が増加し続けていることから、より多くの適性のある職員をケースワーカーとして従事させる必要がある。 ※ 県被保護者世帯数 平成19年度:37,554世帯 平成29年度:73,870世帯	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	120	02.農業・農地	都道府県	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、さいたま市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、滑川町、鳩山町、皆野町、小廻町、美里町、長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第2条第1項、第9条第2項 多面的機能支払交付金実施要綱別表1の第8、別表2の第9 多面的機能支払交付金実施要綱第1の15(2)、第2の18(2)	多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合の手続きの簡素化	農業者等で構成する活動組織に対する多面的機能支払交付金を返還額が生じた場合、翌年度以降の交付金との相殺交付を可能とする。	【現行制】 多面的機能支払交付金は、国から都道府県、都道府県から市町村、市町村から活動組織への流れで交付されている。交付額は田畑等の面積に応じて算定交付されているが、活動の実績により執行残が生じる場合もある。その場合の執行残の取扱いについては、活動期間中、翌年度への繰越しは可能であるが、国の指導により増し額が多くなるなど返還を求められる。対象農地の減少による返還の場合には返還相当額を次年度の交付金と相殺することが可能となっているが、それ以外の場合は翌年度以降の交付金との相殺はできず、返還手続きを要する。 【支障事例】 活動組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続きを行う必要があるが、経由する市町村、県にとってもそれぞれ手続きが必要となり負担となっている。本県の例を挙げると、活動組織は県内47市町村に所在しており、執行残がある場合、①活動組織が市町村へ返還申請書を提出し、返還金を納入する。②次に、市町村が各活動組織からの返還報告書を基に市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納入する。③最後に、県が47市町村分の返還報告書を取りまとめ、国へ提出し、返還金を納入する。なお、一連の作業には3か月程度の期間を要する。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	121	10.運輸・交通	都道府県	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、川口市、神奈川県	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅宿泊事業法、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)	住宅宿泊事業(民泊)届出時の法定提出書類に「消防法令適合通知書」を追加	住宅宿泊事業法では、住宅宿泊事業(民泊)を行うに当たり、事業者は住宅宿泊事業法施行規則に定める書類を提出することとしている。その提出書類に「消防法令適合通知書」を追加すること。	【現行制度】 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊)を行うに当たり、事業者は住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項に定める書類を提出する必要がある。 【支障事例】 ガイドラインには法的拘束力はないため、消防法令適合通知書の添付がなくても届出を受けざるを得ない。本県では現時点での事例はないが、他自治体では発生している事例である。消防法令に適合しているか否かは、宿泊料を取って他人を泊める施設を運営するに当たり非常に重大な要件(特に、家主が不在の住宅に宿泊させる施設の場合)であり、提出を受けなければ、地方自治体として最低限の安全性を確保することが困難である。現行法上では問題がなくても、一時的な施設が、安全性を確保できない「民泊施設」の運営を容認している見受けられる。安全性確保は全国どこでも必要であり、このような重要書類は、ガイドラインや各自治体の条例に任せるのではなく、法令に基づいた添付書類として明確に提出を求めべきである。	
R1	122	11.その他	都道府県	埼玉県、神奈川県	総務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	競馬法第1条の2第2項、モーターボート競走法第2条	公営競技の施行団体の指定に関する都道府県経由の廃止	公営競技施行団体の指定申請において、政令市については、都道府県を経由することなく、国へ直接申請するよう制度を改正すること。	【支障事例】 市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。もともと都道府県は指定が不要である。県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめの上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出している。県意見書は市町村の財政状況等を勘案した指定の必要性を訴える内容となる。当該指定を受けている団体の中で、政令市であるさいたま市(浦和競馬組合等の構成員)が含まれている場合であっても例外なく、県経由で国へ提出している。しかし、政令市の決算統計(地方財政状況調査)や起債協議等の業務については県を経由せずに国に書類を提出しており、財政状況のヒアリング、事務調整等も総務省が行っていることから、県はさいたま市の財政状況等について直接関与していない。 【制度改正の必要性】 公営競技の指定とそれ以外(財政状況把握等)の事務について、整合性が取れていないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せず直接国に書類を提出すべきものとする。政令市は大都市に見合財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考える。	5【総務省(4)】【農林水産省(2)】【国土交通省(4)】 競馬法(昭23法158)及びモーターボート競走法(昭26法242) 競馬を行うことができる市町村(特別区を含む。)の指定手続(競馬法1条の2第2項)及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定手続(モーターボート競走法2条1項)において、指定都府が申請を行う場合の都道府県経由事務については、令和2年度分から廃止する。 [措置済み(令和元年10月28日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)]
R1	123	03.医療・福祉	都道府県	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法70条、75条、86条、89条、91条 介護保険法施行規則 老人福祉法14条、14条の2、14条の3、15条、15条の2、16条 老人福祉法施行規則	介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化	平成26年の提案募集において「介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化」が提案され、申請書の本体化や重複する書類の省略が示されたところだが、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」は認められなかった。 しかし、法の趣旨は異なるものの、実態として介護サービス事業者と居宅サービス事業者は同一であり、分けて申請等をする必要性に乏しい。 近年の働き方改革の流れからも事務の効率化、負担軽減を進める必要があり、また、届出忘れや届出先の間違いが頻発していることから、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」を設ける。		
R1	124	03.医療・福祉	都道府県	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34、第197条	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化 (1)市町村内で事業所を運営する場合の居宅介護支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。))	市町村に指定権限がある指定介護保険サービスのうち、地域密着型サービスについては、1)市町村内のみで事業所を運営する場合は、業務管理体制の監督権限等も事業所所在地の市町村となっている。 しかし、同じ市町村に指定権限がある介護予防支援については、1)市町村内のみで事業所を運営する場合でも、業務管理体制の監督権限等は県にある。 指定権限と監督権限等が分かれることで監督業務等が非効率となっているほか、事業者にとっても届出等を2か所に分けてする必要があるなど余計な事務負担となっていることから、1)市町村内で事業所を運営する場合の業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。	
R1	125	03.医療・福祉	都道府県	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34、第197条	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化 (1)市町村内で事業所を運営する場合の介護予防支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。))	市町村に指定権限がある指定介護保険サービスのうち、地域密着型サービスについては、1)市町村内のみで事業所を運営する場合は、業務管理体制の監督権限等も事業所所在地の市町村となっている。 しかし、同じ市町村に指定権限がある介護予防支援については、1)市町村内のみで事業所を運営する場合でも、業務管理体制の監督権限等は県にある。 指定権限と監督権限等が分かれることで監督業務等が非効率となっているほか、事業者にとっても届出等を2か所に分けてする必要があるなど余計な事務負担となっていることから、1)市町村内で事業所を運営する場合の業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。	
R1	126	11.その他	一般市	大府市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する省令 公的個人認証サービス事務処理要領	マイナンバーカード又は電子証明書の更新時期を迎えるにあたり、手続きの留意点を周知すること。	マイナンバー制度が導入され、最初のマイナンバーカード及び電子証明書の更新時期(発行の日から5回目の誕生日)が本年12月に到来する。 更新手続きは事務処理要領に基づいて行いが、マイナンバーカード等の暗証番号を失念している場合やマイナンバーカードを紛失している場合など様々な場合が予想され、確認に時間を要する他、更新時期が住民異動の時期及び人事異動の時期と重なるため、窓口の混雑は避けられないと予想している。 また、利用者が電子証明書の暗証番号を失念した場合、暗証番号を初期化し、再設定する必要がある。本市では初期化にあたって、マイナンバーカード以外の本人確認書類の提示を求めているが、市によって運用が違っているため、申請者からの問い合わせ対応に苦慮している。 更に、更新時期が近づくと、更新対象者から問い合わせが増えることが予想されるが、更新手続きに関する情報がマイナンバー関係のサイトに掲載されていないため、説明が困難である。マイナンバーカード等は全国統一の事務を行うことが求められるため、共通の事項に関してはホームページ等に掲載することを求める。 *2019年12月～2020年3月の電子証明書更新対象者:2,000人以上	5【総務省】 (12)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成15法15)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続きを円滑に行うことができるようにするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の定めた者に更新手続きの留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月5日付け総務省自治行政局長民権課事務連絡)]	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	127	03.医療・福祉	一般市	大府市	厚生労働省	A 権限移譲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条、第51条の2、第51条の3、第51条の4等	指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定の事業所が1つの市町村の区域に所在する場合の業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県知事から市町村長へ移譲する。	指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定の事業所が1つの市町村の区域に所在する場合の業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県知事から市町村長へ移譲する。	事業所の指定に関する事項は限知事有しているため、事業所が設置される市町村はどのような事業所が開設されるかわからないにも関わらず、障害福祉サービスの給付費の支払いを行っている。さらに、事業所が不正を行った場合、行政処分は県が行い、その処分には指定の請求書が市町村で行うことになっている。給付費の支払いや不正行為の調査の請求書の責任は、市町村にあるに関わらず、指定から監査、行政処分等を一貫して行うことができず、市町村が主体的に事業者を管理できていない。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容 4【厚生労働省】 (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法)に 指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者(全ての事業所が一市町村の区域内にあるものに限る。)による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(36条、51条の2、51条の3、51条の4等)に係る事務・権限については、当該権限を市区町村(指定都市及び中核市を除く。)に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	128	09.土木・建築	一般市	大府市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法	台風・大雨等の気候条件によらず、管理不全な空家等により、人の生命や財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が逼迫している場合、助言・指導、勧告、命令等の措置をとることなく、必要最小限の緊急安全措置が実施できる旨の指針を、空家等対策の推進に関する特別措置法に設けていただきたい。	台風・大雨等の気候条件によらず、管理不全な空家等により、人の生命や財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が逼迫している場合、助言・指導、勧告、命令等の措置をとることなく、必要最小限の緊急安全措置が実施できる旨の指針を、空家等対策の推進に関する特別措置法に設けていただきたい。	【支障事例】 空家の老朽化で外壁が前面道路に飛散しそうな状態において、台風等の強風により、通行人や地域住民等に被害をもたらす恐れがある場合、迅速な対応が求められるが、法に基づき空家の所有者に対して指導・助言等の措置を順次とっていくには一定の期間が必要である。本市においても、一昨年、台風が来る直前に、外壁が前面道路に飛散しそうな空家があるという通報を複数受け、かなり苦勞して所有者を探し出し、対応していただいたことがある。その際には、たまたま所有者が見つかり、かつ所有者が対応していただくことができたが、所有者が見つからなかったり、所有者に荷役を拒否された場合には、危険な状態が継続して、おこらざる。平成28年提案募集において、「台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例については、空家法に抵触しない限りで有効であることから、緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である旨の見解をお示しいただいたことは承知しているが、その解釈に基づけば、条例で規定することによる応急措置の実施が可能となるのは、農家に事業費負担を求めない、農地防災事業であることが可能となる措置である」という旨の回答が返ってきた。そのため、被害をもたらす恐れがある空家に係る通報を受けたとしても、対応まで時間がかりすぎる又は対応できないことが懸念される。	
R1	129	02.農業・農地	一般市	大府市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法85条の2 土地改良法85条の3	農家に事業費負担を求めない農地防災事業に係る土地改良法手続について、耐震に係る事業以外の地方自治体による申請制度の記定や3事業者(事業の施行に係る地域内にある土地の農家等)同意手続の省略など、法手続の簡素化に資する見直しを行うこと。	農家に事業費負担を求めない農地防災事業に係る土地改良法手続について、耐震に係る事業以外の地方自治体による申請制度の記定や3事業者(事業の施行に係る地域内にある土地の農家等)同意手続の省略など、法手続の簡素化に資する見直しを行うこと。	昨今の豪雨災害が頻発する中、浸水防除事業等の農地防災事業の実施は、宅地、道路、一般公共施設等にも防災効果が生じ、公共性が高いとともに、国土強靱化を推進するため、迅速な対応が求められる。しかしながら、耐震に係る事業を除くは従前通り、3事業者の同意が必要となっており、排水機場の施設整備と事業については、農家に事業費負担を求めない、農地防災事業であるにもかかわらず、広範囲な受益区域の同意徴集が必要となるため、迅速な対応に支障となる状況にある。土地改良法が申請する施設更新事業等の同意徴集手続の簡素化が可能となる法制度(法第85条の3)もあるが、土地改良法が管理する土地改良施設もしくは国県市町村が管理する施設の場合は土地改良施設と一体となって機能を発揮する土地改良施設が必要である。市町村が管理している排水機場を土地改良法が申請することはできない状況にある。排水機場の更新事業が遅れ、ひとたび豪雨災害によって浸水被害が発生した場合、東海豪雨の例によれば、農地の浸水のみならず宅地・工場なども影響を受け、近隣住民等の生命・財産を脅かす恐れもある。これらのことから、農家に事業費負担を求めない、浸水防除等の農地防災事業についても、耐震に係る事業と同様に3事業者の同意を必要としない制度への緩和を迅速に行っていただきたい。	
R1	130	11.その他	一般市	大府市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第3条	都市計画審議会の委員に議員を任命する定めを撤廃し、政令による委員の基準(議員を任命)の定めを撤廃する。これにより、市町村の議員は、委員に就任しないこととする。	都市計画法に基づき市が設置する都市計画審議会について、政令による委員の基準(議員を任命)の定めを撤廃する。これにより、市町村の議員は、委員に就任しないこととする。	議員が都市計画審議会の委員となることで、附属機関である都市計画審議会への監視・調査機能が阻害される恐れがある。都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、中でも、都市計画法第18条の2の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)については、平成25年の地方自治法改正において義務付け・特付けが廃止され、策定の任意化された「基本構想」に代わること、市町村にとって重要な計画であると考えられる。そのため、近年、地方自治法第96条第2項の規定により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」等を議会の議決すべき事件として追加する市町村が増加しつつある。都市計画が住民の権利・利益に多大な影響を及ぼすものであることから、最終的には、住民全体を代表する議決機関である議会の議決に付すべきではないと考える。都市計画審議会の各審議事項については、執行機関と議決機関の役割分担を踏まえつつ、地方の事情とその必要性に応じて、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件に追加する、又は追加しない等の判断がなされればよいものとする。	
R1	131	10.運輸・交通	施行時特例市	富士市、島田市、藤枝市、下田市、裾野市、伊豆市、牧之原市、東伊豆町、河津町、松崎町、長泉町、小山町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第4条、第5条、第6条 道路運送法施行規則第4条第5項	一般旅客自動車運送事業に係る許可の運行開始までに掛かる期間の短縮	道路運送法第4条による一般旅客自動車運送事業の申請について、具体的な路線・区域の計画がないため許可の申請ができない「申請あり」で、地方自治体が認める場合は、許可申請から運行開始までに必要となる手続の一部を事前に行うことを可能とすること等により、運行開始までの期間が短縮できるようにする。	本市では、新規にコミュニティ交通の路線を開通するにあり、事業者に委託を行っている。委託上とするが、既に許可を持っている事業者である場合は、受託後に新規路線の追加をすればよく、地域公共交通会議で協議・調整する場合は標準処理期間が概ね1ヶ月と定められており、速やかに運行開始が行い見通しが立つ状態で委託手続を進めることが可能である。一方、許可を持っていない事業者については、受託後に具体的な運行路線・区域の計画等を策定した上で新たに乗合許可申請を行うことになるが、地域公共交通会議で協議が整った場合には標準処理期間が概ね2ヶ月と定められており、審査中に多数の提出書類の審査や法令試験等があるため、それ以上の時間がかかることがある。また、書類の不備による再提出や法令試験の不合格による再受験が必要となった場合には、それ以上に期間が掛かることになり、当初予定していた運行開始時期に間に合わないおそれがある。このため、現状では、自治体が新たな委託先を選定する際、確実に運行開始時期に間に合う許可を持っている事業者を選定せざるを得ず、競争性のある業者選定ができない状態にある。これを解消するため、新規許可の場合には、法令試験等の一部の手続を許可申請の前に行うことを可能とすることを求める。	5【国土交通省】 (9)道路運送法(現26法183) (10)一般乗合旅客自動車運送事業の許可(4条)に係る手続のうち、同事業の運行に必要な法令の知識を有することを確認する試験については、許可の申請をしようとする者が地方公共団体を有する者の委託を受けようとする場合には、当該申請前の受験を可能とし、令和元年度中に必要な措置を講ずる。
R1	132	11.その他	一般市	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日田町、九重町、玖珠町	総務省	B 地方に対する規制緩和	住宅・土地統計調査規則 ・国勢調査(調査区設定の手引き)	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の調査エリアの改善	調査エリアと自治会エリアを一致させる、または、市町村の最量によって調査エリアと自治会エリアを一致できる等の修正・変更ができるようにする。	国が定める調査エリアは、地域コミュニティの基礎エリアとなる自治会エリアと大層に乖離し、複数の自治会にまたがっているため、調査員は各自治委員など多くの関係者と接触し、協力を求めながら調査を行っており、非常に効率が悪い。また、調査の集約にあたっては、地籍自治の基礎的なエリアとなる自治会の自治委員に依頼して、調査員を推薦してもらう方法で募集を行っている。しかし、近年の高齢化、集落の人口減のため、調査員の数が少なく、見つからない場合は、しかな自治委員にお願いで調査員をやっていたりすることが多い。そのような状況で、自治委員からは今のやり方では、調査区が自分の自治会の範囲を超えているので分らない。」自分の自治会のエリアの調査区なら何とか把握できるので調査員をしてもよい。報酬を下げてよりよい自治会単位の調査区にしてくれないか。」という声があがっている。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	133	11.その他	一般市	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	総務省	B 地方に対する規制緩和	・住宅・土地統計調査規則 ・国勢調査(調査区設定の手引き)	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の定義の改善	調査員の定数については、委託費の範囲内で市町村の裁量によって調査員1名の業務を複数名で分担できるようにする。	調査員を募る中で、限られた時間の範囲内なら調査員をやってもいいという方がいるが、統計局が示す市町村事務要領において、調査員は都道府県から示された人数を配置することとされており、市町村に裁量の余地がないため1調査区に複数の調査員をあてるなどの柔軟な対応ができない。	5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (1)住宅・土地統計調査の調査要の配布・収集等に関する事務については、都道府県から示された人数の範囲内で、市町村(特別区を含む。)における調査員の選考及び柔軟な配置が可能であることを明確化するため、令和5年の次回調査まで市町村事務要領を改正する。
R1	134	11.その他	一般市	豊後高田市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	総務省	B 地方に対する規制緩和	・統計法 ・統計法施行令	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)に係る調査員の民間委託	市町村が行うこととされている事務(法定受託事務)を、(市町村を経由しないで、)国が直接民間委託できるようにする。	本市では、調査員等の担い手を自治委員や地域の方へ探してもったり、登録調査員を活用しながら推進を行っているが、過疎・高齢化が進む中、担い手を確保することが年々難しい状況にある。また、インターネット回答の導入等により、事務が複雑化・煩雑化しており、市町村職員にとっても負担となっている。	5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (1)住宅・土地統計調査の調査要の配布・収集等に関する事務については、条例による事務処理特別制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により、市町村(特別区を含む。)が当該事務を処理する場合、民間事業者へ委託することが可能であることを地方公共団体に通知する。 〔措置済み(令和元年11月5日付)総務省統計局統計調査部国勢統計課事務連絡〕
R1	135	11.その他	指定都市	川崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方交付税法第17条の3	地方交付税法第17条の3における交付税検査の簡素化	地方交付税法第17条の3における交付税検査の簡素化 において、当該自治体がいずれの年度も普通交付税不交付団体(寄附金不交付含む)だった場合、実地検査ではなく書面検査を原則とするよう見直しを行う。 具体的には、各普通交付税不交付団体において自主的に検査対象期間の算定について検査を行い、総務省指定の調査様式にて結果を報告するとともに、必要な機密資料を送付する。質疑等があれば書面での取り扱える。総務省において書面検査のほかに実地検査が必要との判断に至った場合のみ、実地検査を行う方式に変更する。	検査は3年に1度、前年度検査年度以降3箇年分をまとめて行われる。実地検査に先立って事前調査様式の作成を依頼され、こちらをそれぞれの年度について作成し、基礎数値算定の根拠資料とともに当日、検査会場へ全て持ち込んだ上で基礎数値の錯誤等の確認を受ける。 検査対象となる基礎数値項目は各年度の交付税算定回数、膨大かつ多岐に渡るものであり、何千もの項目について数箇月程度をかけ、全庁的に確認作業及び調査票の作成を行う。その上で実地検査は2-3日かけて行われ、その間は膨大な資料の持ち込み、検査当日の説明、立ち合い、記録等、財政当局ほか各局連絡担当者及び担当項目の説明に係る所管部署担当者も数多く対応に当たる。実際の検査では当初算定から変動があった数値(錯誤)を中心に根拠資料をもとに一つ一つ説明する形が取りざっており、その場で突発的な指摘もしばしばあるため、広く準備を要するほか、その場で答えられないものについては後日対応となる場合もある。	
R1	136	11.その他	指定都市	川崎市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法	地方創生推進交付金申請時の事務処理期間の確保	地方創生推進交付金申請において、補助認定要件等について早期にその内容を示し、併せて実施計画の作成、地域再生計画の作成について地方自治体への通知を行うこと。また十分な事務処理期間を確保すること。	地方創生推進交付金申請には、実施計画及び地域再生計画を作成し提出する必要がある。補助認定要件は毎年変更されるため、その内容がわからないと調整に入ることができないが、国からの事務連絡は12月後半に発出され、県を經由して市に届くのは、年末明けになる。申請期間が年末年始を挟むため、その間に事前相談を行うなど、非常にタイムスケジュールになっている。また申請にあたっては、実施計画と地域再生計画の両方を作成する必要があるが、地域再生計画は実施計画と同様の記載をする項目が多く、実施計画が固まらないうち地域再生計画も完成しないが、内閣府からの依頼や提出先も別になっており、それぞれ決裁を取り、市長名の蔵文をつけて送付するなど負担となっている。	
R1	137	03.医療・福祉	一般市	玉野市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	老人福祉法第14条、第14条の2、第14条の3、第15条、第15条の2、第16条	老人福祉法の届出規定の見直し	老人福祉法に定められている施設のうち、介護保険法上の地域密着型サービスに該当する事業に係るものについては、届出先を都道府県知事から市町村長とする法改正を求める。	介護保険法上の申請があった場合には老人福祉法上の届出があったとみなす「みなし規定」の創設が、平成26年の提案募集においてなされ、これを受け、国の対応方針として、申請書の一本化や重複書類の省略等を周知する事務連絡が発出されたところであるが、老人福祉法第34条に規定されている大都市圏の適用を受けない一般市及び町村においては、両法の申請・届出は依然として都道府県と市町村に分かれたままであり、両法の所管が異なる以上、申請書の一本化や重複する書類の省略は現実的に不可能な状況である。そのため、地域密着型共同生活介護等の介護サービス事業者は、介護保険法上の申請等とは別に、老人福祉法上の届出を行う必要があるが、両法の所管は都道府県と市町村に分かれており、事業者にとっては届出事務が複雑・非効率となっている。	
R1	138	03.医療・福祉	一般市	玉野市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	老人福祉法第14条、第14条の2、第14条の3、第15条、第15条の2、第16条 老人福祉法施行規則第1条の9、第1条の14及び第2条等	老人福祉法の届出書類等の簡素化	介護サービス事業者の申請等に係る文書量の削減の観点から、介護保険法施行規則等の改正が行われたことを踏まえ、同様の観点から、老人福祉法施行規則を見直し、届出書類等の簡素化を求める。	介護サービス事業者は、介護保険法及び老人福祉法双方に規定される事業者であるため、それぞれの法律に基づく書類を作成する必要があり、申請や届出に際して大きな負担が生じている。また、自治体においても同じ事務処理負担が発生している。「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護サービス事業所に申し込めば国及び自治体が決める書類等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業者が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、根拠等の文書量の半減に取り組み。」とされ、これを受けて、介護保険法施行規則等が一部改正されている。この根拠等の文書量の半減の取組は、①政府をあげて取り組んでいる「介護離職ゼロ」の実現に向けた取組の一環であるとともに、②各介護サービス事業者や利用者の負担の軽減に資する取組であるが、介護サービス事業者は、老人福祉法上の書類を作成する必要もあるため、文書量削減の取組の効果を十分に発揮させるためには、老人福祉法施行規則の見直しも必要である。	5【厚生労働省】 (22)老人福祉法(昭38法133)

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に關する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	139	03.医療・福祉	一般市	むつ市、黒石市、五所川原市、三沢市、平内町、今別町、蓬田村、静ヶ沢町、深浦町、西目屋村、中泊町、野辺地町、六甲町、東北町、六ヶ所村、風間浦村、三戸町、五戸町、南部町、階上町、新郷村	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第115条の45第2項、第115条の46 介護保険法施行規則第140条の66 地域包括センターの設置運営について(平成18年10月18日厚生労働省通知)	地域包括支援センターの職員配置基準(主任介護支援専門員)の見直し	市町村直営の場合(第1号被保険者3,000人未満を除く。)は、一定の知識・経験を有する介護支援専門員を配置することを見直しをお願いしたい。	市町村直営のセンターの主任介護支援専門員に求められる、介護支援専門員に対する日常的な個別指導・相談については、事業所内の主任介護支援専門員が対応する(注)が効果的・効率的であるし、事業所内で解決できない場合は、地域ケア会議のネットワーを構築する等して、このネットワークに当該センターの主任介護支援専門員を配置し、指導を活用した指導・相談が実施されることにより、地域に必要となる相互支援が図られる。(地域ケア会議と事業所の介護支援専門員を構成し、このこととされているが、事業所によっては主任介護支援専門員が構成員となっているところもある。)また、2021年3月までに主任介護支援事業所の管理者には主任介護支援専門員の配置が必須となるため、事業所内において、より相談しやすい環境ができるものと考えられる。また、市町においては、主任介護支援専門員を採用することは困難であること、職員が資格を取得する場合は長期を要するがゆえに、いったん主任介護支援専門員として配属した場合は人事配置が固定化し、後任者の育成が困難となっている。	
R1	140	03.医療・福祉	都道府県	福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、南相馬市、本宮市、川俣町、鏡石町、天栄村、玉川村、平田村、三春町、広野町、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、日本創生のため特措法世代伝通知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、認定こども園施設整備に要する保育所等整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金の一元化等	①幼保連携型認定こども園の施設整備に関する所管や制度、財源の内閣府へ一元化の明確化補助にわたる文科省分の補助金について、保育の実施主体となる市町村への直接補助への変更	一つの施設を整備するに当たって、厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要があり、別々に修正等の指示があるため、厚生労働省からの指示により、文部科学省へ提出している協議書も修正となる場合が生じるなど事務が煩雑となっている。また、文部科学省の予算が不足し、平成29年度には5市町に施設で事業費280,679千円、協議額101,935千円を文部科学省に協議したが、内示率90%で91,739千円に内示額を圧縮された一方、厚生労働省の交付金は協議した金額で内示がなされた。平成28年度には厚生労働省からは内示されたが、文部科学省に内示を保留し事業に着手できない事例があるなど、交付金制度が2年に分かれていることによる財源の不安定感等が施設整備を進める課題となっている。加えて、厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題がある。 【県内共同提案団体からの主な支障事例】 ・幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼保連携機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」での申請が必要であり、それぞれ補助対象経費の算定にあり、施設の面積や利用定員等により事業費を区分し、2種類の事業を併せ行うことになるため、認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られる。 ・補助制度が2つになるため、事業者手続の二重化をまっかた進めるため、スケジュール管理が煩雑となっている。 ・一つの施設を整備するために厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要がある現状は事務が複雑となる大きな要因の一つである。また、当市においても過去に文部科学省分の予算不足のため、内定額の圧縮や内定を保留され事業に着手できない期間が生じた事例があったため、施設整備に関する事務一元化は必要である。財源の一元化には必要である。以上のような支障があるため、申請窓口の一元化等の事務手続の簡素化を通じて、解消することを求める。	5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金(保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金)については、申請に関する様式の共通化を図ると、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	141	09.土木・建築	一般市	高島市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法上の個人情報取扱についての見直し	空家等対策の推進に関する特別措置法において、行政が把握している相続人の情報を関係する他の相続人に提供する場合に、本人の同意を得なくても情報提供できる旨の規定を設けたことについて	問題が発生するような空家については、相続人が、自分が相続人であるということを行行政からの連絡を受けて初めて知り、相続人同士が連絡状態になってしまったらしいことが少なくない。本市においては、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項に基づく指導又は助言を行う際に、相続人に適正管理を促す連絡を出す、受け取った相続人から、自らだけでは判断がつかないもので、他の相続人の連絡先を知っていたら提供してほしいと求められることが多い。本市は他の相続人の情報を把握しているにも関わらず、第三者に対する情報提供が法の規定上可能ではないために、情報の提供を行うことができます。相続人同士の協議が進まず、空家対策が停滞する事態が生じている。また、ある相続人が、空家対策に消極的であるために情報提供に関する同意を拒否したために、積極的である他の相続人が行動を開始することができないというケースもある。同意を得る場合であっても、適正管理を促す連絡を受けてから、再度、他の相続人に対して、情報提供に関する同意依頼を发出し、同意を得た上で依頼人である相続人に対する情報を提供する、といった段階を踏んでいると、最初の適正管理依頼の連絡から、相続人同士の連絡体制が確保されるまでに、1～2週間を要することになってしまい、事務が非効率なものになってしまう。(同意依頼を发出しても、全ての相続人が返答してくれるとは限らない)また、適正管理依頼の发出後は、他の相続人の情報を求める電話への対応に追われることもあり、「相続人同士の連絡体制を整備する」という業務が、かなりの負担となっている。		
R1	142	01.土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲」一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	
R1	143	11.その他	一般市	松原市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法229条	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問するよう措置されたいこと。その理由については、右欄の「その他の(特記事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)においては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えられます。たばら、内閣府のホームページに記載されている子ども子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る場合は、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第5項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方、私立保育所(幼稚園)に係る場合は、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問することとなります。また、不服申立前置の弊害とはなかなかならぬものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じるとは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えられます。	
R1	144	11.その他	都道府県	千葉県	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第20条の11 地方税法第382条	不動産取得税に係る登記情報電子データの提供	不動産取得税の課税資料として、都道府県知事が登記情報の電子データの提供を受けられるよう、地方税法において、規定を創設していただきたい。(法務局と市町村間による登記情報の提供においては、同法第382条による規定が設けられている。)また、現行の制度内においても電子データを提供することが可能であるならば、その旨を関係機関(各都道府県等)に対し、通知等により周知していただきたい。なお、登記情報の電子データを都道府県が活用できることとなった場合は、月1回程度の提供を受けることが望ましい。	【課税別】 不動産取得税は、地方税法第4条第2項第4号の規定により道府県が課するものであり、不動産を取得した者に対して課される税金である(同法第73条の2第1項)。不動産の取得の事実については、不動産の取得者による申告(当該不動産の所在地の市町村を経由)又は不動産の所在する市町村長が自ら取得の事実を発生した場合に、都道府県知事へ報告する旨が規定されている(同法第38条の18)。 【支障となっている業務】 不動産取得税の適正な課税を行うに当たっては、申告があった場合はその内容が真正なものであるかを確認するため、また、申告がなされない場合は、所有権取得の事実を把握するため、官公署への協力要請(地方税法第20条の11)により県税事務所職員が法務局と一緒に、登記申請書等を入手し、所有権移転登記に係る登記簿謄本を請求し取り、膨大な作業を要している。(平成30年度における登記申請書の閲覧・書き写しについては、千葉県法務局及びその支所等15ヵ所へ、地域システム構築に係る県税事務所職員が毎月4回程度(1回に2～4人)赴き、約10万件を書き写している。) 【規制緩和の必要性】 この収集方法は、調査に多くの時間及び人員を必要とし、また、書き写し誤りによる課税誤りの恐れがある。 【解決策】 求める措置の具体的内容」とあり、	5【総務省(6)】【法務省(3)】 地方税法(昭25法226) 382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。以下この事項において「同。」)が令和元年1月の登記簿システムの変更によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを手入することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記簿から電子データを手入する方策について個別に法務局等と協議することがあることを、当該システムの変更の概要で地方公共団体及び登記所に周知する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	145	03.医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・医師法第6条第3項 ・歯科医師法第6条第3項 ・薬剤師法第9条	医師等に義務付けられている届出に関して、現状の紙で行われる届出に代えて、対象者各自が付与されている障害登録番号をIDとし、対象者各自がインターネットを使用して行う届出を可能とする。	都道府県(保健所)は、医師法等の規定により、2年ごとの年の12月31日現在における厚生労働省令で定める事項について、医師・歯科医師・薬剤師が行う届出を紙媒体により回収し、とりまとめ、厚生労働大臣に提出している。届出は、資格毎に異なる届出票で実施しているため、届出時の送付作業や回収作業(回収後の確認作業(対象者への電話連絡等)に労力をかけている。特に対象者が就労している場合、電話等の確認作業は時間的な制約を受けることになり、業務効率が悪く支障がある。	【厚生労働省】 (11)医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)及び薬剤師法(昭35法146)医師法(6条3項)、歯科医師法(6条3項)及び薬剤師法(9条)に基づく届出については、令和4年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
R1	146	03.医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・保健師助産師看護師法33条 ・保健師助産師看護師法施行規則33条	看護職員業務従事者届(保健師・助産師・看護師・准看護師調査)のオンライン化を希望する。障害登録番号をIDとし、氏名、生年月日を利用してログインし、そこから様式に定められている届出項目を入力・提出が可能とし、都道府県を経由して国への届出を可能とするシステムの構築	看護職員業務従事者届(保健師・助産師・看護師・准看護師調査)のオンライン化を希望する。障害登録番号をIDとし、氏名、生年月日を利用してログインし、そこから様式に定められている届出項目を入力・提出が可能とし、都道府県を経由して国への届出を可能とするシステムの構築	都道府県は法令の規定により、2年ごとの年の12月31日現在における厚生労働省令で定める事項について、保健師・助産師・看護師・准看護師に対して従事状況届出を規則第3号様式により実施している。都道府県では、従事者から提出された届出を、衛生行政報告例に定められている様式の内容ごとに集計し、集計結果を既定様式に記載して厚生労働省へ提出している。このほか、届出内容を正確に報告するための作業(対象者への電話連絡等)に労力が掛かっており、特に対象者が就労している場合、電話等の確認作業は時間的な制約を受けることになり、業務効率が悪く支障がある。オンライン入力が可能で、集計が自動でできるシステム構築により、都道府県職員の労力の軽減が図られることが期待できる。	
R1	147	08.消防・防災・安全	市区長会	中核市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法	(借り上げ型仮設住宅)の借り換えを柔軟に運用	災害救助法に基づく救助として行われる、応急仮設住宅の供与のうち、借り上げ型仮設住宅の借り換え要件に関して、家賃減額又は困難となり、かつ転居にかかる費用(引越し費用、敷金礼金、仲介手数料等)は自己負担とする場合については、公費負担が増大することは無く、災害発生後に個別案件の協議に要する時間も無いことから、転居を認める条件として追加することについて、要件緩和を求めるものである。	昨年の平成30年7月豪雨をはじめ、東日本大震災や熊本地震では、借り上げ型仮設住宅の入居申込みが短期間に集中し、申し込み世帯も非常に多かつたため、不動産業者は物件の内覧等に応じられない状況で、結果として、不便な物件を契約する被災世帯生活が広がる限度等も着いていくに伴い、通勤・通学や買い物等の利便性を求め、転居したいという声が上がったが、制度上、原則として借り換えはできない。また、被災市街地から離れた郊外型の仮設住宅等は、公共交通の便が悪く、顔見知りの人も少なく、近隣にスーパーや集える場所がほとんどないため、孤食等の二次被害を引き起こす可能性もある。	
R1	148	03.医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「介護給付費等の支給決定等について」(平成19年3月23日閣議第032302号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知)「介護給付費等に係る支給決定事務等について」(国の事務処理要領)	障害支援区分認定期間の見直し	障害支援区分の認定期間の上限を延長すること(例えば6年とする。)	国の通知及び事務処理要領において、「障害支援区分の認定の有効期間については、3年を基本とし、障害者の心身の状況から状態が変動しやすと考えられる場合等においては、審査会の意見に基づいて3か月以上3年未満の範囲で有効期間を短縮できる」と規定されている。更新の手続きにおいては、病院を受診する必要があり、特に知的障害者については、この更新のためだけに病院を受診するため、ご家族の大きな負担になっているのが現状であるが、障害支援区分6の方の場合は、状態に大きな変化はなく、再度障害支援区分6の認定になる方が大多数である。一方で、区分認定については、個々の状態に応じて判断する必要がある。そこで、区分6認定者については、認定期間の上限を延長もしくは撤廃し、認定期間については市長村審査会に委ねることを希望する。なお、認定期間が延長もしくは撤廃できた場合においては、各システム(各自自治体が入力するシステムや国保連システム)にて入力規制されていることが多く、入力制限を解除する対応が必要となる。 (備考) ※障害福祉サービス支給決定者 区分有3,200人 区分無2,930人 計6,130人 ※区分ごとの支給決定者数 1:63人、2:557人、3:538人、4:531人、5:508人、6:1,003人 計3,200人	【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法125) (注)障害支援区分の認定(21条1項)の有効期間については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における認定事務の実態等を踏まえつつ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	149	03.医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法施行規則、障害児通所給付費に係る通所給付費決定事務等について(事務処理要領)	障害児通所給付費における支給決定有効期間の見直し	障害児通所支援に係る支給決定有効期間の上限を延長すること(例えば3年等とする。)	障害児通所給付費決定の有効期間については、省令により、最長1年と定められている。そのため、最長でも1年毎に申請から支給決定までの手続きを行っている。これは、児童は成長とともに状態にも変化があるため、1年毎に、支給の要否を判断するべきだという考えに基づいたものである。しかし、現状として、一度障害児通所給付費の支給を受けた場合、その後は18歳到達や転出になるまで支給を継続していることが大多数であるため、1年毎の申請が保護者にとって負担となっている。また、増加し続ける支給決定者に伴い、事務量が膨大になることで、新規申請については最長で3か月程度の待機期間が発生している。 (備考) 障害児通所支援支給決定者数 平成29年3月末:2,318人 平成30年3月末:2,873人 平成30年9月末:3,168人 平成31年4月末:3,128人	【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (7)障害児通所給付費決定の有効期間(21条の5の7第8項)については、給付決定の実態等に係る調査を行い、制度運用の在り方について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	150	08.消防・防災・安全	指定都市	熊本市	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第3条の2第2項から第4項、第4条、第5条、第8条、第10条第3項、第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第16条の2第2項、第19条第2項、第21条第2項、第22条、第23条、第25条、第26条、第26条の2、第29条第1項、第32条第1項、第33条第1項から第2項、第34条第3項、第35条第1項、第36条第3項、第35条の2、第35条の3、第35条の5、第35条の6第1項、第35条の7、第35条の10第各項、第36条第1項、第37条の2第1項から第2項、第37条の3第1項から第2項、第37条の4第1項、第37条の5第3項、第37条の6第1項、同条第2項、第37条の7、第38条の3、第38条の10、第39条第1項から第2項、第39条第1項から第4項、第47条第1項から第2項、第48条第2項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第13条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第4条、第30条、第132条	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長へ移譲することを求める。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長へ移譲することを求める。	【支障の概要】 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、言わば高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者等の保護に関する部分を抽出し、詳細に定められたものであり、液化石油ガスを取り扱う事業者には同法だけでなく、高圧ガス保安法が適用される部分(移動、輸入、販売、受領、事故等)も多い。 このように適用範囲が複雑に入り組んでいる両法のうち、平成20年度から高圧ガス保安法のみが指定都市に権限移譲されたことで、事故対応や両法の適用を受ける施設の完成検査及び保安検査等において県と指定都市の間で判断の難い調整業務が新たに発生している。 また、事業者にとっても両法で窓口が異なることが負担となっている。	【経済産業省】 (1)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(同142法149) 液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の責を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲すること上の是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	151	08.消防・防災・安全	指定都市	熊本市	総務省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度消防施設整備計画実施調査の実施について(依頼)	消防施設整備計画実施調査の調査方法の見直し	消防庁が自治体に依頼する当該調査において、市街地及び準市街地の地図の作成に係る事務作業の負担軽減を図るため外国勢調査等の様々なデータを市街地及び準市街地の地図の作成できるシステムを導入し、それを全国の消防本部等が活用できるように対応していただきたい。	3年に一度実施されている当該調査において、市街地及び準市街地を多くの各消防本部(或いは市町村)が地図上(紙ベース)に手作業で区別けを行い、多くの労力・時間を費やしている。さらに市街地及び準市街地の定義は複雑で、その業務に精通していない所見が多い。職員が専用のシステム等ではなく、手作業で当該作業を行うことは、大きな負担となるだけでなく、ミスが生じるリスクが高い。 この作業において、ミスが生じれば消防庁(人員、施設、車両等)の算定や消防水利の整備率等が不正確なものとなる。	【総務省】 (20)消防施設整備計画実施調査 消防施設整備計画実施調査については、先進的な取組事例の調査及び技術的な検討を行った上で、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度実施予定の次回調査に向けて調査方法等の更なる改善・効率化を図る方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	152	09.土木・建築	指定都市	熊本市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条 〔特定空家等に対する措置〕に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	特定空家等に対する代執行時の不動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の特定空家等の中の不動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村が当該不動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。	代執行時の特定空家等の中の不動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がなく、ガイドラインにおいても、いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一のルールは明確にされていない。 本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく略式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家具等類の搬出は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。 所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点では無いものの、近いうちに取壊される可能性もあり、いつまでも保管しておくというわけではない。 本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。 一部の他団体の事例も把握しているが、不動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該地方が正當に行なったことを主張するに根拠となるものではないと考えている。 以上支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けると、保管期間等の統一のルールを明確にしていきたい。	【総務省(18)(ロ)】【国土交通省(19)(イ)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26法12) 代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の不動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(27国土交通省在任)を改訂し、市町村に令和2年度に増加する。また、不動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行われる際に併せて検討を行う。
R1	153	05.教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第51条 学校教育法施行規則第73条	標準授業時数の廃止	学習指導要領に定める学習内容を維持しつつ、標準授業時数を廃止を提案するもの。	児童生徒の学習の進度や興味・関心はそれぞれ異なり、全員が同一の授業時数を同一の時間帯に履修することで、同一の学習内容が身につくわけではない。学習指導要領に定める学習内容を真に定着させるためには、個別化・柔軟化した教育課程の編成を可能にする必要がある。 現行法では、教育課程の教科、時数等が定められており、より柔軟に個別化した教育課程を編成するためには支障がある。	
R1	154	05.教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	特別支援学校への就学奨励に関する法律	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等の定額支給化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象としているが、これを支弁区分に応じて定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。	特別支援教育就学奨励費(小中学校分)の学用品・通学用品購入費、新入児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者にレシートへの提出等を求め、それを学校職員が確認後、審査委員会で支給金額を決定している。そのため職員は、レシートの内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。 また、保護者は学用品等購入時のレシートの保存及び提出が負担となっている。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	155	05.教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条第5項	日本スポーツ振興センター災害共済給付金支給事務の自治体からセンターへの委譲	学校・園等の管理下における児童生徒等の災害に対し、給付される災害共済給付金の支給方法について、見直しを提案するもの。	現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターが設置者(各教育委員会等)及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校が保護者へ受渡しする際、各個人ごとに現金化し、受取りを約束した上で受渡しを行っており、各学校の負担が大きい。	
R1	156	11.その他	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度の対象分野・交付金使途等の緩和	地方創生推進交付金制度の対象分野・交付金使途等の緩和	地方創生事業について、地方が自身の創意工夫によって主体的かつ安定的に取り組むを進められるよう、地方負担の軽減や対象分野の制約の緩和など、着手の急い制度とする。具体的には、①対象分野の拡大 ②地域再生計画作成の簡素化 ③交付金使途の制約の緩和を図りたい。	地方創生推進交付金は、国指定分野(①創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくり)への該当や地域間連携や複数の政策目的を持つなどの先進性を有する事業でなければ採択されないなど、地方の主体的な取組みを促すものとなっているとは言い難い。 また、地域再生計画の作成にあたっては、「先進的な事業」の適用要件として、多岐に渡る要素を記載する必要があるなど、事務負担が生じているので、書類の簡素化を図りたい。 交付金使途の緩和として、例えば職員旅費についてはトップセールスに伴う随行旅費のみが対象となり、「大阪府プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」など、事業推進のために必要な職員の出張であってもその旅費が交付金の対象と認められない。また、移住・企業変遷タイプにおいては個人給付が認められている一方、先端タイプ・成長タイプでは、各種事業の参加者個人に対する旅費やインターンシップなど企業の個人向け給付に関する補助金なども対象にないなど、その促進に制約があるため、対象の拡大や緩和を図りたい。	
R1	157	11.その他	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	内閣官房、総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律 電気通信回線による登録情報の提供に関する法律	許認可事務における法人登記簿簿本(登記事項証明書)の添付の有無 登記簿簿本(登記事項証明書)の添付の有無 登記簿簿本(登記事項証明書)の添付の有無 登記簿簿本(登記事項証明書)の添付の有無	法人である事業者が許認可等の申請を行う場合、法令の規定により、添付書類として法人登記簿簿本(登記事項証明書)が必要となることが多く、複数の申請を行う事業者にとって、申請の度に法人登記簿簿本(登記事項証明書)を準備することは時間的、コスト的に負担となっている。 平成30年の地裁集約において、「登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登録手数料及び協会の登録手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求め、2020年度から運用を開始する。」とされ、その促進に制約があるため、対象の拡大や緩和を図りたい。	5【内閣官房(1)】【総務省(23)】【法務省(6)】 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書(商業登記法(第38法25)10条)の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の有無の状況を確認し、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
R1	158	03.医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間延長	平成30年度より、指定居宅介護支援事業所での管理者要件が主任介護支援専門員に改正され、当該要件の経過措置期間が平成31年3月31日までと規定された。当該改正により、従前から管理者であるものの主任介護支援専門員でない者は研修の受講が必要だが、受講に当たり5年以上の実務経験を要するため、3年の経過措置期間では要件を満たせず、廃業を余儀なくされる事業所も相当数発生する恐れがある。事業所の運営継続に支障をきたさないよう、制度改正が事業所の運営に与える影響の実態を検証し、必要な経過措置期間を6年以上とする。	主任介護支援専門員の資格を取得するためには、各都道府県の実施する主任介護支援専門員研修を修了しなければならない。 研修の受講に当たっては、5年以上の介護支援専門員としての実務経験を要する。 本府においては、制度改正以前より居宅介護支援事業所の管理者であるに限らず、3年間の経過措置期間中に主任介護支援専門員研修の受講要件を満たせなかった主任介護支援専門員の資格を取得できず、廃業を余儀なくされる者が約4,046名存在する。また、これら事業所の利用者は、約2,400名以上存在すると推定され、事業所が廃業となれば、事業所を変更させるを得ない。このため、これまで関係性を構築してきた介護支援専門員の変更を迫られることとなり、利用者及びその家族は、在宅生活を支えるための相談相手を失ったり、事業所変更に伴いケアプランの新規作成のため再度のアセスメントを受ける必要がある等、多大な不利益や負担を強いられることが考えられる。	5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (1)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和3年3月31日まで延長することを社会保険審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	159	03.医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法施行令第5条	指定保育士養成施設の指定に係る審査マニュアルの策定	指定保育士養成施設の指定等に係るマニュアル等を早期に発出されたい。	児童福祉法施行令第5条第1項の規定により、指定保育士養成施設の指定は厚生労働省令で定める基準に適合する施設について行われることとなっている。 指定等の基準については全国一律の必要があるが、現時点で、その運用・解釈が示されていない。 そのため、平成30年厚生労働省告示第216号の就業教科目等の改正に伴う学則変更の申請において、都道府県により審査の基準が異なり、承認手続きが滞る等の支障が生じた。	
R1	160	03.医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日内閣府告示第49号)第1条第35号の5	幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善加算Ⅱの研修要件の共通の取扱いについて	処遇改善加算Ⅱの正式な加算要件を定める通知を早期に発出されたい。 通知においては幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善加算Ⅱの研修要件の共通の取扱いとする。また、研修要件については現在の加算要件である保育士等キャリアアップ研修と同等の質の研修とされた。	研修に係る要件については、令和4年度を目途に必須化を目指すこととされている。平成30年12月5日付け事務連絡「処遇改善加算Ⅱの研修要件について」によると、施設種別により加算の要件として認められる研修形態に大きく差がある内容となっており、施設種別に問わず共通の取扱いとならない。事業者側で対応が生じる。また、認定こども園等の施設種別の要件が明確に示されていないことから、都道府県の計画的な研修実施体制の整備や認定こども園等の職員の計画的な研修受講に支障が生じている。 関係事務連絡によると幼稚園、認定こども園では保育士等キャリアアップ研修(以下「キャリアアップ研修」という。)以外の研修も幅広く認める予定とされているが、加算要件として認める研修は、現在の加算要件であるキャリアアップ研修と同等の質が担保されなければ、加算要件を完了す保育士等の質の担保がでないという懸念が生じている。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調査結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	167	11.その他	一般市	宇佐市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	総務省	B 地方に対する規制緩和	統計法	住宅・土地統計調査における調査表の二段階配布方式の見直し 平成30年住宅・土地統計調査市町村事務要領(第2.調査の準備事務一) 指導員事務打合せ会及び調査員事務打合せ会の開催(②調査員事務の説明に当たっては、以下の指導を徹底する。①インターネット上調査書は、調査票に先立って配布すること。)	住宅・土地統計調査の調査対象世帯に対して、オンライン回答用の調査書類(D+バスド等)を郵便受け等に配布後、一定期間経過した上で、調査対象世帯を訪問し、面談の上で紙の調査票を郵送する等の二段階配布方式の取組を促進し、調査書類等の取組の配布時におけるオンライン調査書類と紙調査書類の同時配布を可能とすること(平成25年度調査実施時は同時配布)。または、自治体ごとの裁量で選択可能とすること。	【制度概要】 平成30年度住宅・土地統計調査では、オンライン回答率の向上を図るため、調査対象世帯にオンライン回答用の調査書類を郵便受け等に配布後、一定期間経過した後、調査対象世帯を訪問し、面談の上で紙の調査票を配布する二段階配布方式を採用している。 【懸念材料】 オンライン回答率の向上が、二段階配布方式による効果によるものかは検証が難しく、インターネットに不慣れた高齢者等の世帯が多い地方での効果については、疑問が残る。 【支障事例】 二段階の手順を踏む本事務は、調査対象世帯の理解も得られず、調査現場での混乱を招く要因となっており、調査員の確保が困難な状況の中、調査員にかなりの事務負担を強い状況である。	【総務省】 (14)統計法(平19法53) (15)住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、令和2年の国勢調査及び住宅・土地統計調査に係る令和4年に予定される試験調査の状況を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	168	06.環境・衛生	都道府県	栃木県、茨城県、群馬県	農林水産省、環境省	B 地方に対する規制緩和	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(第5条)	外来生物法に基づく飼養等の許可制度の規制緩和 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」第7条 「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基本の種目等を定める件」二十二	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(第5条)について、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡易化するなど、基準の緩和を図ること。	本県では、特定外来生物による農業被害が発生しており、特にクビアカツヤカミキリの被害が増大している。クビアカツヤカミキリの効果的な防除方法の確立のためには、試験に供するために大量の飼養が必要となるが、現状では1頭ずつの増殖管理が求められている。 本県が直面しているように年間千頭以上の大量飼養が必要な状況下で、かつ、逸出防止措置をとっている公共の研究施設内における飼養については、少数個体の飼養や個人宅での飼養を前提としている管理方法と同様の、1頭単位、単単位での増殖管理を求めるとは、必要以上の時間と労力を要し、本来行うべき試験研究に関する業務の足かせとなっている。 また、クビアカツヤカミキリの幼虫は樹木内部に穿孔して生活するため、外部から観察しただけでは内部の個体の増殖(生死)把握が難しい。 地方公共団体による特定外来生物の研究成果は、地域農家等に還元されるものであり、民間企業が行う営利目的のものではないことから、機動的な対応が可能とすることを求める。	
R1	169	11.その他	都道府県	栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅宿泊事業法第3条、第13条、第11条 住宅宿泊事業法施行規則第4条、第11条 住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)2-1-1(1)～(3)、2-2-8)②	「民泊制度運営システム」により行われる、住宅宿泊事業者が掲げる標識発行に係る手続の簡便化	住宅宿泊事業者が掲げる標識について、知事が届出を受理した際には、標識発行に最低限必要な内容のみを「民泊制度運営システム」に入力すれば、同システムへの届出書類の登録を待たずに、標識が発行可能となるよう見直しを求め。	【現状】 住宅宿泊事業者は、事業を開始しようとする日の前日までに都道府県知事に届出を行い、事業開始時には届出住宅ごとに標識を掲げなければならない。 【支障事例】 現在、事業者から届出があった届出書類を含めた全ての書類を「民泊制度運営システム」に登録しなければ、同システムから標識記載事項(届出番号)を取得できず、標識を発行できない仕組みとなっている。 届出書類は紙媒体で提出がある場合も多く、その都度、紙媒体の書類をPDF化し、システムに登録する事務が生じているが、事業開始日の直前に届出があった場合や、同一の事業者から大量の届出があった場合など、これらの作業による担当する職員への負担も大きく、状況によっては標識の発行が営業開始予定日間に合わずおそれもある。 届出については、書類の内容が適正であるかを知事が確認すれば有効に受理することが可能であることから、書類をシステムに登録することは、事業が開始された後に行われても法律上問題がないはずである。また、申請書類は一般に公表されておらず、利用者(客)がそれら書類を確認することができないことから、利用者の利便性を損ねることもない。	【厚生労働省(36)】【国土交通省(20)】 住宅宿泊事業法(平29法65) 住宅宿泊事業者が届出住宅ごとに掲げなければならない「標識(13条)」の発行に必要な届出書類については、観光庁が運営する「民泊制度運営システム」に住宅宿泊事業者から届出があった届出書類の登録が完了していても、都道府県知事等において取得可能であることを、地方公共団体に周知する。 【措置済み(令和元年11月19日第11回住宅宿泊事業法関係自治体連絡会議)】
R1	170	07.産業振興	都道府県	栃木県、福島県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要綱	国庫補助を受けて建設した商工会館の地区に伴う申請書類の簡便化及びマニュアルの作成	国庫補助を受けて建設した商工会館の地区に伴う申請書類の簡便化を図るとともに、申請書類の具体的な記載方法を示したマニュアルを作成し、周知することを求める。	昭和40年代以降に国庫補助を受けて建設した商工会館について、老朽化が進み管理・修繕に係る負担が増大している。そのため、施設を処分し、他の施設を利用することを検討している団体も多数想定される。 施設の処分を行う場合は、国による承認を受ける必要があるが、当該承認申請に当たっては、マニュアル等が整備されておらず、担当者がメールにより必要書類の指図を受ける状況であった。 更に、建設から長期間が経過しているため、指示された書類を必ずしも揃えることができず、その都度代わりとなる書類を問い合わせる状況であった。また、記載例等が整備されておらず、担当業者との認識の違いなどから多くの手戻りも発生した。そのため、本県のケースでは、書類作成に半年を要した。	【経済産業省】 (6)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 小規模事業費支援事業費補助金及び小規模事業対策推進事業費補助金により取得した指導施設の財産の処分については、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理を図るよう、財産処分に係る申請手続や当該手続に必要な届出書類等の精査を行い、その内容を事務処理マニュアルとして取りまとめ、令和2年度中に都道府県に周知する。
R1	171	01.土地利用(農地除く)	指定都市	神戸市	財務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	財務省理財局長通知(平成13年3月30日 財理第1308号)	地盤固有公園における利用計画変更手続きの改善	国有土地無償貸付を受けている土地にある公園について、都市公園法の下、公園の適切な管理を行うため、公園の管理権限を委託していることもしくは、事前の利用計画の変更申請を廃止し、年度末に行っている利用状況報告に取り代わり形式とすること。	利用計画を変更する場合は事前に、変更となった利用計画を近畿財務局に申請し、その承認を受けなければならない。そのため、公園内でイベントを行なう場合でも、事前の承認が必要となっている。 利用計画の変更申請は、約1ヶ月前の提出を求められており、イベント企画者との直前の打ち合わせが難しく、修正も難しい。	
R1	172	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日 国道第52号) 厚生労働省社会・福祉局障害者保健福祉部長通知(平成15年11月6日 障発第1106002号)	障害者有料道路割引制度の事務及び市民の利便性の改善について	障害者有料道路割引制度について、申請の受け付けを郵送もしくはインターネットにより有料道路事業者が直接対応できるようにすること。	障害者有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所での案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。 更新(更新)の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増え、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできない」との声が少ない。 神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	173	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、第110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第24条、介護保険法施行令第42条	後期高齢者医療保険料の特別徴収対象年金の優先順位の見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる特別徴収対象年金の優先順位を支給額順に変更すること	後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が特別徴収の対象となる年金額の2分の1以上の場合、特別徴収ができない。そのため、優先順位が上位の年金で条件を満たさない場合は、下位の年金でこの条件を満たす場合でも特別徴収ができない。 例)老齢基礎年金(上):5万円、老齢厚生年金(下):5万円を受給しており、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が4万円を超える場合、特別徴収は不可となる。(←優先順位が支給額順にないため、老齢厚生年金が優先され、条件を満たし、特別徴収が可能となる。)被保険者としては十分な年金があるにもかかわらず、特別徴収されないことから、納付書または口座振替で納めることへの苦情も多い。	5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年甲を旨に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	174	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、第110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第21条、介護保険法第134～140条	後期高齢者医療保険料の特別徴収開始時期に関する見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる特別徴収の開始時期について、早期に特別徴収を行なうことができるようにすること	毎年5月に年金保険者から特別徴収候補者データを受け取り、7月に国民健康保険団体連合会を通じて年金保険者へ特別徴収の4期(10月支給の年金)に該当するか否かの連絡を行っており、該当しない場合は翌年の同タイミングの連絡まで特別徴収の開始時期を待たない。(例)生戻禁止、障害認定、口座振替等の停止等) 被保険者は特別徴収を希望しているにもかかわらず、普通徴収になることから、納付書または口座振替で納めることへの苦情も多い。また、普通徴収になっていることに基づかずには保険料を滞納している被保険者も多くなっている。	5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年甲を旨に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	175	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、第110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第21条、介護保険法第134～140条	後期高齢者医療保険料の特別徴収の金額変更に関する見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる本徴収のタイミングにおいても金額変更をできるようにすること	毎年5月に年金保険者から特別徴収候補者データを受け取り、7月に国民健康保険団体連合会を通じて年金保険者へ特別徴収額通知している。この場合、翌年度まで金額の変更ができた。また、当年度内に保険料額に変更があった場合は、両徴収への切替(特別徴収と普通徴収)、または全額を普通徴収に切り替えることかできない。 被保険者は特別徴収を希望しているにもかかわらず、普通徴収になることから、納付書または口座振替で納めることへの苦情も多い。	5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年甲を旨に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	176	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第13条の3、児童扶養手当法施行令第8条	児童扶養手当に係る2分の1の支給を停止する減額措置の見直し	児童扶養手当法第13条の3に基づく、「支給開始から5年」又は「支給要件に該当してから7年」を経過した受給者に対する手段の2分の1の支給を停止する減額措置に係る事務手続きの見直し	本市では、ほとんどの受給者が減額措置の適用除外を受けている実態(※)があり、受給者にとって毎年申請書類を用意し、手続きを行うことが負担となっている。 減額措置は、「離婚等の離別を一定期間内で緩和し、自立を促進する」という趣旨から設けられたものであるが、支給の継続を必要とする状況にある方には、その本来の趣旨の浸透が進みにくい実情があり、手続きが複雑化している。 また、地方自治体によっては、手続きが確実に行われるように、個別に案内する事務負担が大きくなっている。本市では、減額措置の対象者を選別した上で、実行時に持参していただく適用除外申請書類の案内文を郵送しているが、不足書類の催促を行うことが多く、特に、親友以外の事由で適用除外を受ける場合には、障害や疾病などの状況を案件時に聞き取り、その方の状況に応じた除外事由が必要書類等を精査した上で、追加の手続きを求められている。 さらに、受給者にとっても、追加の手続きのために複数回来行しなければならない場合もあり、負担となっている。 ※横浜市では、97.7%(5年満了対象9,299人、うち適用除外8,949人)(平成30年7月末時点) ※全国では、99.7%(全受給者約101万人、うち適用除外100万7千人)(平成29年3月末時点)	5【厚生労働省】 (21)児童扶養手当法(昭36法238) (1)児童扶養手当の一部支給停止の適用除外(13条の3)に係る届出については、受給資格者の届出書類の簡素化を図るが、受給資格者や届出を受理する地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	177	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	1. 医療法第30条の4 2. 医療法第30条の14、15、16	医療計画の策定等に係る権限の指定都市への移譲	医療計画の策定等に係る権限を、二次医療圏が甲種で完結している指定都市に移譲できるよう制度を改めること	横浜市は、市域で二次医療圏が完結しているが、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他地域と医療需要の動向が異なる。また、県からの権限移譲により病院の開設許可等を行い、市域の医療動向を把握しているほか、救急医療提供体制の整備など、効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開している。 1. 医療計画は都道府県が定めることとしており、本市が基準病床数の算定や厚生労働省との協議等を直接行うことができない。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置(地域医療構想調整会議の運営や、過剰な病床機能への転換及び不足する病床機能の充足が図れない場合の対応)は、都道府県及び都道府県知事が行うこととされ、本市の実情を踏まえた会議運営や地域の医療機関への対応は行えない。 このため、介護保険事業計画との整合性を図り、地域特性に応じて、2025年に向けた医療提供体制に取り組みよう。 1. 医療計画の策定等に係る権限を都道府県から指定都市に移譲できるよう制度を改めること。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置に関する都道府県及び都道府県知事の権限を指定都市に移譲できるよう制度を改めること。	
R1	178	11.その他	中核市	豊田市	法務省	B 地方に対する規制緩和	戸籍法第48条第1項・第2項、第25条第2項、第49条第1項、第2項第2号、第50条第1項、第2項第2号、第51条第1項、第2項第2号、第52条第1項、第2項第2号、第53条第1項、第2項第2号、第54条第1項、第2項第2号、第55条第1項、第2項第2号、第56条第1項、第2項第2号、第57条第1項、第2項第2号、第58条第1項、第2項第2号、第59条第1項、第2項第2号、第60条第1項、第2項第2号、第61条第1項、第2項第2号、第62条第1項、第2項第2号、第63条第1項、第2項第2号、第64条第1項、第2項第2号、第65条第1項、第2項第2号、第66条第1項、第2項第2号、第67条第1項、第2項第2号、第68条第1項、第2項第2号、第69条第1項、第2項第2号、第70条第1項、第2項第2号、第71条第1項、第2項第2号、第72条第1項、第2項第2号、第73条第1項、第2項第2号、第74条第1項、第2項第2号、第75条第1項、第2項第2号、第76条第1項、第2項第2号、第77条第1項、第2項第2号、第78条第1項、第2項第2号、第79条第1項、第2項第2号、第80条第1項、第2項第2号、第81条第1項、第2項第2号、第82条第1項、第2項第2号、第83条第1項、第2項第2号、第84条第1項、第2項第2号、第85条第1項、第2項第2号、第86条第1項、第2項第2号、第87条第1項、第2項第2号、第88条第1項、第2項第2号、第89条第1項、第2項第2号、第90条第1項、第2項第2号、第91条第1項、第2項第2号、第92条第1項、第2項第2号、第93条第1項、第2項第2号、第94条第1項、第2項第2号、第95条第1項、第2項第2号、第96条第1項、第2項第2号、第97条第1項、第2項第2号、第98条第1項、第2項第2号、第99条第1項、第2項第2号、第100条第1項、第2項第2号	戸籍法第48条1項受理証明書の請求者の拡大および同条2項届書記載事項証明書の特別の事由の明確化	受理証明書について、請求できるのは、戸籍法48条1項に規定されている届出人だけになっているが、出生や婚姻・離婚を証する証明書として受理証明書を求められるケースが多く、利害関係人にも発行できるように改正する。 また、届書記載事項証明書について、戸籍法48条2項に規定されている特別の事由が具体的にどのような場合か明確にされておらず、発行可否を判断できないため、明確化を求める。	身分関係を証明する書類の提示を求められるケースとしては、児童扶養手当を受ける場合や、携帯電話の家族割を申し込む場合等多岐にわたるが、戸籍がない外国人は、受理証明か届書記載事項証明書によってしか身分関係を証明できない。そうした中において、受理証明の請求は届出人本人にしか認められていないため、届出人の委任状が準備できない場合や届出人が死亡してしまったりした場合や、届出人でない父母や子が必要としても取得できないといった事態が発生している。 また、届書記載事項証明書は、在留資格の更新や婚姻・離婚の無効等、極めて限定された場合にしか取得できないことから、外国人住民は身分関係の証明が困難になっており、虚偽の使用目的で届書記載事項証明を請求し、トラブルとなる事態も発生している。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	179	03.医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基き指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について 第二〇(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基き指定障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について 第二〇(1)(4) 「障害福祉サービスに係るQ&A(指定基準・報酬関係)(VOL.3)」(平成20年3月31日付け事務連絡)前6	生活介護事業所が、サービス提供時間中、事業所外において定期的に社会参加活動等(※)を実施することができる旨を明確化していただきたい。 社会資源を活用したサービス提供や、公園の清掃活動等の地域活動、企業等と連携した有償ボランティアなど	【支障事例】 生活介護事業所が、サービス提供時間中、事業所外で社会参加活動等を実施する方法は、次の2通りである。 1 社会資源(既存施設)を活用したサービス提供を行う場合、当該既存施設を事業所の一部(出張所)として指定する 利用者の定着に配慮しながら、当該既存施設を事業所外の一部として指定する。 しかし、行事等で外出した場合として取扱いが可能な事例は示されていない。このこと、例えば以下の事例を行事等で外出した場合として取扱いが可能であるか疑義が生じている。 (1)特定の時期のみ事業所の敷地外にある農地において農作業を行う場合 (2)利用者の定着に配慮しながら社会参加活動等に参加する場合 上記(1)、(2)はいずれも行事等で外出した場合として取扱いが可能であると考えられる。しかし、そのことが明確に示されていないこと、指定権者毎に取扱いに差が生じ、事業所外における社会参加活動等の円滑な実施が妨げられる可能性がある。例えば、(1)のように一時的に使用する農地であっても出張所としての届出が必要であるという取扱いとすると、変更届提出の事務手続きが必要となり、事業者の負担が増加する。さらに、事業者が利用権を有しない(事業所の一部である出張所としての届出ができない)場所での活動が困難となり、利用者の活動内容が制限されてしまう。	【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (32)生活介護事業所外でのサービス提供時間中における社会参加活動等については、施設的事業計画又は利用者の個別支援計画に明記され、実際に職員が同行しサービスの提供を行っている場合には、当該施設利用者に係る職員を算定し差し支えないこと、地方公共団体に令和元年度中に周知する。
R1	180	09.土木・建築	中核市	豊田市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第4条、第6条ほか	建築確認に関する事務の権限を有する者の変更	建築確認に関する事務の権限を有する者を民間の指定確認検査機関と同等に特定行政庁も変更することを求める。	*建築基準法運用・解釈の明確化 建築基準法の運用が機関委任事務から自治事務に変わり、国からの指示である通達がなくなり、建築主事自ら採否を判断する技術的助言が変わった。このことにより国以下の組織で対応していた状況から、一個人に判断を委ねる制度に変更された。現在、各々の建築主事の解釈に広差が生じている状態である。豊田市では建築主事職を推進しているが、従来による建築主事判断で未消化の計画を蓄積した事もある。地域の実情にも対応した柔軟な法の運用や統一法的な運用がなされていない状態である。 *建築主事の担い手の減少 民間開放以降、平成14年から26年にかけて建築主事数は約2,000人から約1,500人に減少している。建築主事は確認済証の交付で市が知られることになり、民事訴訟の発展につながる可能性もあり、市の積極的な意欲に対して重圧を受けることもある。建築主事本人への負担が過大である実情をみて、豊田市では建築主事職は削減されて専任者以外の人材も存在する。また、建築主事が定年前に指定確認検査機関に転職したり、定年後も指定確認検査機関に再就職をしている状態である。	
R1	181	03.医療・福祉	村	島牧村	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスに要する費用の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年2月31日 老計発第0331005号・老発第0331005号・老老発第0331018号)	指定小規模多機能型居宅介護の定義29名を超えて35名まで登録しても、一定の期間は介護報酬の減算(70/100)を行わない。(過)の定員については、現行18人以下のところ、21人まで(遠隔地域指定や人口規模、サービス事業所の新規参入が見込めない等の条件付き)(関係法令に基づき、利用者増に対する職員の増員を行うこと、条件)	指定小規模多機能型居宅介護の定義29名を超えて35名まで登録しても、一定の期間は介護報酬の減算(70/100)を行わない。(過)の定員については、現行18人以下のところ、21人まで(遠隔地域指定や人口規模、サービス事業所の新規参入が見込めない等の条件付き)(関係法令に基づき、利用者増に対する職員の増員を行うこと、条件)	島牧村では平成28年度の提案募集制度により、小多機能施設内で「要介護＝小規模多機能ケア」、「要支援＝総合事業通所型サービス」によりサービスを提供できるようになったことから、島牧村の小多機能施設に登録できるのは「要介護」の方のみとすることになったが、2時間×365日のサービス提供となり、利用者の利便性が向上することから登録希望者が29人を超える可能性が危惧されている(今後、最大35人程度が見込まれる)。小多機能施設開設後に「要介護者」が村で受けられる他の在宅介護サービスは、村社会福祉協議会で行っている訪問介護(ヘルパー)だけという現状であることから、もし「通所介護(ケア)」や「短期入所(ショートステイ)」を必要とする要介護者が30人以上となった場合、あふれた人々を救済する術がない状況となってしまう。これらの問題の解決策として、サービス事業所の新規参入及びサテライト小規模多機能型居宅介護施設の活用について検討したが、現状、新規事業者の参入は見込めない状況であることや、新たな施設整備に伴う財政負担など解消が難しい課題がある。	【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (31)指定小規模多機能型居宅介護については、遠隔地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超えた場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずることについて検討し、令和3年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	182	03.医療・福祉	一般市	大分市、別府市、日田市、佐伯市、豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町、玖珠町	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	教育支援体制整備事業費補助金の運用の改善	「教育支援体制整備事業費補助金」において、医療的ケアのための看護師配置のための経費の実施対象に幼稚園を含むよう見直し。	たんの吸引等、日常的に「医療的ケア」が必要な児童生徒(医療的ケア児)が在籍する学校に看護師を派遣することで、児童生徒の教育機会の保障、保護者の負担軽減を図っており、文科省の「教育支援体制整備事業費補助金」を活用している(補助率3分の1)。 補助金のうち医療的ケアのための看護師配置のための経費における実施対象は「公立の小・中学校、中等教育学校(後期課程を除く)、義務教育学校及び特別支援学校、又は本要綱で定める学校法人」であり、幼稚園は対象となっていない(公立保育所については、障害者の保育対策総合支援事業補助金の「医療的ケア児保育支援モデル事業」により補助基準額が730万円の補助がある(補助率2分の1))。 医療的ケア児が幼稚園に該当する場合、現行は保護者が対応する必要があるため、就学前からの集団教育を受ける機会が妨げとなっている。大分市においても、早期の受入体制の構築が必要である。 【大分市の状況】 大分市において、日常的に医療的ケアが必要な未就学児が27人(平成29年度アンケート調査)あり、実際の受入相談もある。平成30年度は市立幼稚園にて2名の医療的ケア児を受け入れているが、対応は保護者および本人が行っている。	
R1	183	11.その他	一般市	大分市、別府市、日田市、佐伯市、豊後高田市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方税法施行規則第十條(別表(二)第十七号の二様式)地方税法第三百十七條の三の三地方税法施行規則第二條の三の六	公的年金の特別徴収における還付金の取扱いにかかる地方税法施行規則の改正	地方税法施行規則を改正し、年金支払報告書の様式に口座振替に関する項目を設けることで、市町村が日本年金機構等より情報提供を受けることが可能となるよう制度を改正する。また、併せて扶養親族等申告書の様式に口座振込に係る同意欄を設ける。	年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の徴収分において還付金が発生した場合、市町村において本人へ通知のうえ還付を行っている。 還付を行うに当たり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の認識的により届出エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。 また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。 なお、本市の還付対象は約6,000件(4月:2,000件、6月:3,000件、8月:1,000件)あり、振込エラーは100件程度発生している。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。	
R1	184	11.その他	中核市	尼崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第17条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備)	地方公共団体と民間企業との間の人事交流について、国と同様の人事交流の仕組みを構築	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公共団体において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	現在本市では、民間企業との間で研修派遣の形態による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給付責任の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分を有さない研修生の立場に限定された職責の範囲にとどまらざるを得ず、十分な人事交流が図れていない。 こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同様の制度の制定を求める。 民間からの受け入れを考えたときにも、任期付職員として採用しようとしても、民間を退職することは必須であり、そうなると民間が入っている退職金共済組合を脱退することになる。勤続期間が短くなり、民間からの派遣者の退職金算定に対して不利益を生じることになるため、民間の身分を持ったまま地方自治体を受け入れることができるようになることが必要である。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【関連結果】地方からの提案等に対する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	185	11.その他	中核市	尼崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第158条第1項	地方自治法施行令第158条第1項に「受講料及び入場料」を追加	地方自治法施行令第158条において、私人に徴収又は取納の事務を委託することができる内容が限定されており、徴収入となる受講料及び入場料は含まれていない。したがって、指定管理者に受付業務を委託した場合においても、市職員が受講料等を徴収するため指定管理施設にて徴収等の処理を行う必要があることから、「受講料及び入場料」を、私人に徴収又は取納の事務を委託することができる内容への追加を求める。	地方自治法施行令第158条において、私人に徴収又は取納の事務を委託することができる内容が限定されており、徴収入となる受講料及び入場料は含まれていない。したがって、指定管理者に受付業務を委託した場合においても、市職員が受講料等の徴収のため指定管理施設にて徴収等の処理を行う必要がある。	
R1	186	06.消防・防災・安全	中核市	尼崎市	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条の設計変更手続の迅速化	原形復旧に係る災害復旧事業と、同事業採択時の施設の形状・材質等を変更・追加し、施設の効用を増大させる他の事業とを併せて行う場合には、まず原形復旧に係る災害査定を受け、併せて合併施行に係る設計変更協議を受けなければならない。この合併施行に係る設計変更協議については、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施する等の柔軟な対応を可能とし、合併施行の場合であっても迅速な事業実施を可能とする。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法における災害復旧事業において、災害にかかった施設を原形に復旧することが可能な場合、復旧工法の採択限度は、原形復旧まで原則としているため、施設の効用を増大させる部分の事業については、地方単独で行うことになる。この場合の事務手続きについては、一度、原形復旧を行って仮の設計書を作成し、災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る本来の設計書を作成し、設計変更協議を行うなければならない。事務手続きが煩雑で多くの時間を要する。例えば、当市では、平成27年の豪雨による水位上昇で河川敷緑地の園路の土砂が流出し、原形復旧工事を施したが、昨年同様にも被災したため、再発の被災を防ぐべく、真砂土にセメントを配合し固化する事業を市単独で行うことを決めた。被災は昨年7月であり、災害査定は12月に実施されたが、その後の合併施行による設計変更協議は3月から始まり、5月末現在も続いている。このように、災害査定を行った上で改めて合併施行による設計変更協議を行う現行制度では、事業を早期に着手することができない。	5【農林水産省(4)】【国土交通省(7)】 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭62法7) 災害被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(第2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業とを併せて行い合併施行については、災害復旧事業費の決定(決定)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令第7条1項)の円滑化を図るよう、地方公共団体が合併施行予定している旨を報知し、その内容を併せて事前協議を行うことができると、地方公共団体に令和元年度中に通知する。
R1	187	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	・地域未来投資促進法第3条第2項第1号～、第11条第34項、第17条 ・地権における地域経済誘引事業の促進に関する基本的な方針(告示)第11～(2) ・農村産業法第5条4項第3号、第13条 ・農村地域への産業の導入に関する基本方針(告示)1(3)	地域未来投資促進法等に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で取壊を行う場合に限り、当該法の基本方針①農用地区域外での開発を優先する条件については、地域にわたられる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。	地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で取壊を行う場合に限り、当該法の基本方針①農用地区域外での開発を優先する条件については、地域にわたられる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。 ①農用地区域外での開発を優先すること ②周辺の土壌の農用上の富栄養化を総合的に利用に支障が生じないようにすること ③面積規模が最小限であること ④農地の整備を実施して8年経過していない農地を含めないこと ⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること	【支障事例】 当該法の基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な条件は、農振法第13条第2項で規定されている農用地区域からの除外の5条件とはほぼ同様であることから農用地区域からの除外が困難であり、地域の企業地ニーズに対応した土地利用ができていない。特に農用地区域外での開発を優先することの条件が一律に適用されており、工業団地の拡張時の支障事例となっている。加東市は工業団地の隣接地に企業を誘引し、予定地が農用地区域であるため、農村産業法の適用も視野に入れて調整を行った。しかし、用地造成に係る経済波及効果の立地ニーズは届かないため、農用地区域以外での開発を優先させるという要件を満たせず、計画の見直しをせざるを得ない状況となっている。また、農用地区域からの除外を行う場合、代替農地の確保が求められるが、市内には既に一回の新たな指定できる農地は残っていないことも大きな障壁となっている。	5【農林水産省(7)】【経済産業省(4)】 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112)及び地域経済誘引事業の促進による地域の成長発展の基礎強化に関する法律(平19法40) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(以下「農村産業法」という。)、に定められた基本方針(農村産業法3条1項)又は地域経済誘引事業の促進による地域の成長発展の基礎強化に関する法律(以下「地域未来法」という。))に定められた基本方針(地域未来法3条1項)に基づいて行い農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法8)8条2項1号)における工場や工業団地の拡張については、やむを得ず産業導入地区(農村産業法5条2項1号)又は土地利用調整区域(地域未来法11条2項1号)(農地を含める場合において、都道府県等が基本計画に具体的な方針を定めるに当たって考慮すべき事項を明らかにし、都道府県知事が、市町村が決定する実施計画(農振法5条1項)又は土地利用調整計画(地域未来法11条1項)に同意する場合の判断に当たって、地域の実情に応じた産業振興、地域全体の農業振興の土地利用調整の観点を踏まえ、地域の実態に即して都道府県知事が総合的に判断するものであることと併せて、地方公共団体に令和元年度中に通知する。また、工業団地等での開発を行った事例において、当該要請と判断された理由等の考え方について整理の上、併せて周知する。
R1	188	10.運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、豊岡市、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成18年9月15日付国土自第141号自動車局長通知)	市町村運営有償運送におけるIT機器等を活用した運行管理の実施	IT点呼が認められている営業車を有する一般旅客自動車運送事業者にも運行しは運行管理を委託する市町村運営有償運送については、IT点呼の実施を認めること。	【現状】 市町村運営有償運送において安全確保のための点呼は、運行管理者が運転者に対して対面で実施することが求められている。一方、一般旅客自動車運送においては、一定の要件を満たせばセンサー等の機器を活用したIT点呼が実施可能となった。 【支障事例】 自家用有償運送を実施している地域の多くは、採算性の問題から一般旅客自動車運送事業者によることが困難な地域であり、必然的に営業所が存在していない地域である。市が一般旅客自動車運送事業者にも運行しは運行管理を委託し、その管理の下で地域住民が行う場合は、事業者がIT点呼を認められている。運転手は点呼のために遠方の営業所まで赴く必要がある。これが地域内での運転手を確保する際の支障となり、運行経費増加の原因となっている。	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (1)市町村運営有償運送(施行規則9条1項)を実施する市町村(特別区を含む。)が行う、運転手等の医師等の有無の確認及び安全を確保するために必要な告示(施行規則51条の18第1項)については、地域公共交通連法(施行規則9条の2)等において対面の確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点から適当と認められた方法により必要な確認及び措置を行うことが可能とし、地方運輸局及び地方公共団体に通知する。措置要請(令和元9月5日付国土交通省自動車局長通知)
R1	189	10.運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、三田市、和歌山県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・平成30年3月30日付国土自第338号(道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について)	自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動に関する移動ボランティア活動に要する保険料の取付可能化	交通不便地または交通空白地において、市町の認める高齢者移動ボランティア団体が、地域公共交通会議に報告の上で行う自家用無償運送に限り、ボランティア保険料(自動車乗車中の事故に対する保険を含む)は無償運送の範囲内で取付できると経費とすること。	【現状】 自家用自動車で高齢者移動ボランティア活動を行う場合、①ガソリン代、②道路使用料、③駐車代については実費として、道路運送法の許可・登録なし無償運送の範囲内で収支できる。しかし、燃料費、保険料、カーナビの運送(運送期間のない)名簿で利用者が収支する場合であっても、運送による反対給付の関係を有する国が認めるとは、収支する金額がたとえ少額でも道路運送法の自家用有償運送の許可又は登録が必要とされている。 【支障事例】 過疎地や交通空白地以外の地域においても、バス等の公共交通機関の利用が困難な高齢者が増えつつある。高齢者の外出を支えるため、高齢者がバスやタクシーで移動する必要がある。地域の受け皿でボランティア活動組織の興隆によっては、当初から自家用有償運送による運行を実施するのではなく、段階的に導入できる新たな仕組みが必要となる。地域ボランティアによる自家用無償運送は、自家用有償運送と同様、公共交通を補完する有効な手段である。平成30年6月に、三田市において地域ボランティアによる自家用無償運送を開始した。地域内の入学生(臨時定員)については、2021年度まで都道府県一律に毎年原則10名を上限とされているが、現状においては医師の地域偏在を解消できない。それにもかかわらず、医師確保計画策定ガイドライン(平成31年3月)においては、医師の需給が均衡するとの前提で、2022年度以降、臨時定員による地域枠を要請できるのは、将来時点において医師が少数となる二次医療圏を有するが、恒久定員の5割程度の地域枠を設置しても必要な地域枠を確保できない場合に限定された。なお、2022年度以降の医師確保数については、「医師の働き方改革に関する検討会報告書」でとりえられた医師の働き方改革に関する結論、医師偏在対策の状況等を踏まえ、再度、医師の需給推計を行った上で検討を行うこととされているところである。 【支障事例】 本市の人口10万人当たりの医師数は、圏域別では神戸と阪神圏以外の8圏域で全国平均を下回っている。全国平均を下回っている地域を全国平均値(人口10万人当たり940.1人)にすするためには、1,291人の医師が必要である。しかし、本市が地域枠で養成した医師は133人にとどまり、医師の地域偏在を解消できていない。	5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (1)法における許可又は登録を要しない運送において収支可能とし、金銭に換算可能な運送(無償運送)の範囲内であることと併せて、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 【支障事例】 過疎地や交通空白地以外の地域においても、バス等の公共交通機関の利用が困難な高齢者が増えつつある。高齢者の外出を支えるため、高齢者がバスやタクシーで移動する必要がある。地域の受け皿でボランティア活動組織の興隆によっては、当初から自家用有償運送による運行を実施するのではなく、段階的に導入できる新たな仕組みが必要となる。地域ボランティアによる自家用無償運送は、自家用有償運送と同様、公共交通を補完する有効な手段である。平成30年6月に、三田市において地域ボランティアによる自家用無償運送を開始した。地域内の入学生(臨時定員)については、2021年度まで都道府県一律に毎年原則10名を上限とされているが、現状においては医師の地域偏在を解消できない。それにもかかわらず、医師確保計画策定ガイドライン(平成31年3月)においては、医師の需給が均衡するとの前提で、2022年度以降、臨時定員による地域枠を要請できるのは、将来時点において医師が少数となる二次医療圏を有するが、恒久定員の5割程度の地域枠を設置しても必要な地域枠を確保できない場合に限定された。なお、2022年度以降の医師確保数については、「医師の働き方改革に関する検討会報告書」でとりえられた医師の働き方改革に関する結論、医師偏在対策の状況等を踏まえ、再度、医師の需給推計を行った上で検討を行うこととされているところである。 【支障事例】 本市の人口10万人当たりの医師数は、圏域別では神戸と阪神圏以外の8圏域で全国平均を下回っている。全国平均を下回っている地域を全国平均値(人口10万人当たり940.1人)にすためには、1,291人の医師が必要である。しかし、本市が地域枠で養成した医師は133人にとどまり、医師の地域偏在を解消できていない。
R1	190	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・医療法第30条の23、第30条の24、第30条の27等 ・医師確保計画策定ガイドライン(平成31年3月29日)6-2	医学部(「地域枠」)入学生(臨時定員)の継続設置	地域枠を確保し確保できない場合は、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。このことから、二次医療圏としての医師が不足する場合は、必要な医師数を定量的に確保するため、地域の実情に応じた臨時定員による地域枠の設置を認めること。	【現状】 地域における医師不足解消に向け、医学部を有する大学が入学生員を増加を行うこととする場合、都道府県から修学資金の貸与を受ける代わりに、卒業後にその地域で一定期間働く「地域枠」の定員増が認められる。地域枠の入学生(臨時定員)については、2021年度まで都道府県一律に毎年原則10名を上限とされているが、現状においては医師の地域偏在を解消できない。それにもかかわらず、医師確保計画策定ガイドライン(平成31年3月)においては、医師の需給が均衡するとの前提で、2022年度以降、臨時定員による地域枠を要請できるのは、将来時点において医師が少数となる二次医療圏を有するが、恒久定員の5割程度の地域枠を設置しても必要な地域枠を確保できない場合に限定された。なお、2022年度以降の医師確保数については、「医師の働き方改革に関する検討会報告書」でとりえられた医師の働き方改革に関する結論、医師偏在対策の状況等を踏まえ、再度、医師の需給推計を行った上で検討を行うこととされているところである。 【支障事例】 本市の人口10万人当たりの医師数は、圏域別では神戸と阪神圏以外の8圏域で全国平均を下回っている。全国平均を下回っている地域を全国平均値(人口10万人当たり940.1人)にすためには、1,291人の医師が必要である。しかし、本市が地域枠で養成した医師は133人にとどまり、医師の地域偏在を解消できていない。	5【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) (1)医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医師従事者の増進に関する検討会(医師確保分科会)での令和元年度以降の医師確保数に関する結論を踏まえ、検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	191	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項	精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長	精神障害者保健福祉手帳の更新期間を現行の2年から4年に延長すること。	【現状】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、「2年ごとに政令で定められた更新の状況にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない」と定められている。 【支障事例】 精神疾患を起因として、思考、感情や意欲の障害を残している精神障害者は、症状が一时的に治まっても再発の可能性のある寛解状態が長期化し、障害が固定する身体障害者との差異は少なくなっている。 しかし、身体障害者手帳は有効期限が1年、精神障害者保健福祉手帳は2年に1回の更新が必要で、両手帳所持者には更新の管理、診断書等の準備、市区町村で手帳更新等の負担が大きい。 また、両手帳所持者は毎年増加しており、申請の増加に伴い、審査・判定と交付事務を行う精神保健福祉センターの事務量は急増しており、2年ごとに更新を行う現状では手帳の早期発行が困難な状況となっている。 手帳の更新状況を踏まえたところ、更新前の等級から変更となった人の割合は95%程度で、概ね等級変更がない状況となっている。また、2回の更新等級変更者がなく少なくとも4年間、同一の等級であった人の割合も90%程度であるため、更新期間を延長し手帳所持者数>平成27年末:24,227名→平成28年末:25,450名→平成29年末:27,033名→平成30年末:30,483名	【調整結果】 【5】厚生労働省 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (1)精神障害者保健福祉手帳の有効期間(45条4項)については、関係団体の意見を踏まえ、有効期間の延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	192	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・厚生労働省医政局長・老健局長通知(平成30年9月27日 医政発第0027第31号)老健027第6号) 病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について	病児保育施設を医療機関内に併設する条件についての介護保険施設等と同等化	病児保育施設についても医療機関内の設備(待合・廊下・トイレ等)の共用や職員の兼務により設置できる。介護保険施設等と同等の併設条件とする。	【現状】 介護保険施設等を医療機関内に設置する場合は、医療法解釈に関する国通知において一定の条件(医療に支障がない、管理者の明確化、利用計画の提出等)の下で、待合・廊下・トイレ等の設備の共用や職員の兼務が認められている。 【支障事例】 病児保育施設は医療と密接な関連がなく、介護保険施設等と機能的な差異がないにもかかわらず、国通知により待合・廊下・トイレ等の設備の共用や職員の兼務が認められていない。 【支障事例】 医療機関内に併設されている病児保育施設は、児童の預り前に医師の診察を要する等併設医療機関の管理下にある。このため、医療施設上、医療機関内へ患者利用スペースに併設可能な施設を設置することが想定されていないため、医療費を厳密に適用すると待合・廊下・トイレ等の専断分離等のために工事が必要となるなど、医療機関の構造や保健所の機量に左右され、医療機関が予見性を欠き病児保育施設の設置を躊躇することとなる。 現状では、病児保育施設の必要性を鑑み、特例的に一定の施設共用を認めるなどの配慮が行われているものの、政令指定都市・特別区・都府県庁所在地に限定されている。 例えば、県内A市が、市内に立地する病院内に、一部の病室を転用して病児保育施設を開設する計画を策定したが、構造上、階段・廊下等専断の分離ができず、保健所の指導の下、運用上の対応策を模索することとなった。対応の検討に時間を要し、半程度開設準備が完了した。また、病院内における病児保育施設の位置付けが明確でないことから、病院が一時的に開設し向きの姿勢を示すなどの弊害も見られた。	
R1	193	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、兵庫県市長会、兵庫県町村会、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・高齢者の医療の確保に関する法律第107条、110条 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第134条 ・介護保険法第110条～140条	後期高齢者医療制度における保険料の選付したの場合の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が選付した場合は、前年度2月に特別徴収されていた者について、当該年度の5月末までの間に年金が支給されるときは、市町は特別徴収ができる制度となっている。このため、所得の減少や世帯の変動等に伴い年間保険料が減少し、年度途中で過徴収となった場合は、10月から翌月の間の特別徴収額を0円に設定した場合、翌年度の徴収方法が特別徴収から普通徴収に切り替わる。 【支障事例】 特別徴収されていた年金受給者にとっては、自動的に普通徴収に変更されることへの理解が難しく、市町における円滑な保険料徴収事務の支障となっている。具体的には、被保険者からの問合せ対応、納付書送付事務及び経費負担、未納になった場合の催告や催告に要する費用負担が発生している。 また、後期高齢者には年金が不自然な方も多く、納付書による支払いが被保険者にとって負担となるため、特別徴収に再度切り替えるまでの間の保険料の未納に繋がることがある。 なお、今年度から低所得者に対する均等割軽減特例の見直しが行われ、保険料収納率の低下や一層の事務負担増が懸念される中、保険料の滞納防止につながる制度の見直しが急務である。	【調整結果】 【5】厚生労働省 (2)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) (14)高齢者医療保険料特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
R1	194	08.消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・災害救助法第4条 ・災害救助法施行令第3条	災害救助法における「救助」の範囲への家庭被害認定調査等の追加	災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与の範囲への家庭被害認定調査等の追加	【現状】 災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与、食品の供給、埋葬などに限定されており、これらの「救助」に要した費用は、災害救助費として全額支弁される。 また、応急仮設住宅への入居を行うためには、家庭被害認定調査に基づく罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるにもかかわらず、罹災証明書の発行やその前段となる家庭被害認定調査に要する業務は、応援職員も含めて災害救助費の対象外である。 【支障事例】 大阪府北部地震や平成30年7月豪雨の際、兵庫県及び県内市町から家庭被害認定調査及び罹災証明発行等業務のために、31日間で延べ300人・日の職員を派遣しており、応援自治体によって負担が大きい。 これまでの内閣府の調査は、家庭被害認定調査が災害救助費の対象とならざるままに市町村が行うべき事務であることなどから、平成30年7月豪雨等の大規模災害時は、被災世帯件数が多いことから多数のマニッパワーカーが必要となり、被災自治体だけでは家庭被害認定調査を迅速に実施するのが困難であることが改めて明らかになった。 また、罹災証明発行業務については、応急救助とは別に各種制度による支援のための証明書として多岐にわたる活用されることを理由に災害救助費の対象にできないとの回答であったが、罹災証明書の発行が遅れると多数の被災者が避難所での長期生活を強いられるため、救済費の対象とすべきである。 さらに、今後想定されている南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害では、被災自治体の職員だけで迅速な対応が困難であることは明らかであり、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があっても、負担が大きいため、被災地応援に二の足を踏むこととなる。 なお、これらの応援職員に係る経費は特別交付税で措置されるものの、通常は10.5、最大でも措置率0.8となっている。	
R1	195	08.消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・被災者生活再建支援法第2条第2項第2号 ・被災者生活再建支援法施行令第2条	被災者生活再建支援制度について、同一の災害により被害を受けた全ての地域が平等に支援対象とすること。 被災者生活再建支援法の拡大(被災全地域への適用、半壊世帯への適用)	被災者生活再建支援制度について、同一の災害により被害を受けた全ての地域が平等に支援対象とすること。 被災者生活再建支援法の拡大(被災全地域への適用、半壊世帯への適用)	【現状】 被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が一部の都府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことが適用要件となっている。このため、同じ災害による同じ被害であっても住所地による法的支援対象とならぬ場合がある。 また、法的に適用されず、半壊世帯も支援対象とする必要があるが、現行制度では支援対象とされていない。 全国知事会も平成30年1月に、①支給対象を半壊まで拡大すること、②一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合に、全ての被災区域を支援の対象とすることを提言している。 【支障事例】 平成30年7月豪雨災害において、兵庫県内では10世帯の全壊被害が発生した神戸市や災害市は法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった岩手県には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生した。 また、平成21年台風第9号災害においては、全壊189世帯、大規模半壊306世帯に対し、半壊659世帯となり、法制度の支援が受けられない世帯が多く発生した。	
R1	196	11.その他	都道府県	兵庫県、播磨町	総務省	B 地方に対する規制緩和	・公職選挙法第68条第1項第5号、第86条の4第4項 ・公職選挙法施行令第89条第2項第1号	地方議会議員選挙の立候補に必要な届付書類の減らし	立候補届書に記載された住所を確認するための書類の届付が法上義務づけられていないため、届出時において容易に住所が確認できるよう立候補に必要な届付書類に住民票を義務付けると。 届出による立候補を行うことを禁止し、住所に届義のある立候補届の少なくとも1通の届出をもって有権者の一票を無効にしないため、立候補者に住所等の届出内容が真実で、住所要件を満たしている旨の宣誓書を提出させるとし、選挙犯罪等による失権者と同様に虚偽の宣誓をした場合の罰則を定めるよう法改正すること。	【現状】 公職選挙法により、地方議会議員の被選挙権は同一自治体内に引き続き3ヶ月以上居住することが要件となっている。しかし、立候補に必要な書類は住民票は規定されており、客観的に住所を確認する資料がない状況にある。 ①立候補に必要な書類 (1)届出票 (2)届出票 (3)宣誓書 (4)所属党認別証明書 (5)戸籍の謄本または抄本 【支障事例】 町議会議員選挙において、県内に住所を有していないにもかかわらず県内に居住するとして立候補届を提出する事例が発生した。候補者が必要書類を形式的に不備なく提出した場合、立候補届出の受理に当たっては、候補者が被選挙権を有するか否か等実質的な審査をする権限を有せず、開票の際に、選挙会において被選挙権の有無を決定すべきとする最高裁判例(1964年)から、住所記載内容に疑義が生じた場合、立候補届の届出票の提出を要し、立候補届受理後に住所要件を満たさず被選挙権がないことが確認されれば、被選挙権のない候補者に対する投票は、公職選挙法の規定により全て無効投票として取り扱われることとなる。	【調整結果】 【5】総務省 (5)公職選挙法(昭25法100) (5)地方議会議員の選挙における候補者の立候補の届出(86条の4第4項)については、効率的な事務の実施に資するよう、9条2項及び3項に規定する住所に係る要件に開き、立候補の届出時の届付書類の見直し等必要な措置を講ずる。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	197	06.消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・公共土木施設災害復旧事業費用負担法第7条 ・公共土木施設災害復旧事業査定方針第1-1 ・大規模災害時の公共土木施設災害復旧事業査定方針	災害復旧事業における机上査定上限額の引き上げ	ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の的確な把握が可能となっていることを踏まえ、頻発する局地的大雨等による膨大な被害に対し、災害復旧事業を進捗させるため、現収2,000万円未満としている机上査定上限額を整備費査定の対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化する。こと。	【現状】 災害復旧事業費を決定する災害査定は、原則として実地に行うものであるが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合、現地土木事務所等で被災箇所を写真や設計書等の資料のみで確認する机上査定を実施することができるとされている。 【支障事例】 本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18.6%)に止まっている。(机上査定上限額が2,000万円未満に引き上げられれば、机上査定の実施が可能な被災箇所は173件(78.6%)になる。)今後とも災害が頻発することを考えると、現行の机上査定限度額では、災害査定の手続きを迅速に実施することができない。	
R1	198	11.その他	中核市	郡山市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、浅川町、三春町、小野町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	自動車登録令	自動車の登録・廃車等の申請時における印鑑登録証明書の廃止	自動車登録令第15条において、申請書には印鑑に関する証明書の添付を求めている。その証明は、住所地の市町村長が作成するものとして、自治体が発行する印鑑登録証明書となっている。これを添付不要とする。	自動車の新規登録・抹消・移動の際に印鑑登録証明書の添付が求められており、福島運輸支局管内においても年間約25万件的事務を処理している。両証明書は市町村の窓口業務においても負担となっているほか、住民・事業者にとっても手間となっている。なお、軽自動車の登録等の際には両証明書の添付は求められていない。	
R1	199	07.産業振興	中核市	郡山市、本宮市、大玉村、鏡石町、猪苗代町、平田村、浅川町、三春町、小野町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	工場立地に関する準則(備考)1	工場立地法に基づく準則条例における既存工場等の緑地等面積の計算方法の明確化	工場立地法に基づく準則条例における既存工場等の緑地等面積の計算方法について、当該条例が準則条例の通常計算(工場立地に関する準則における第1条から第3条までによる計算)で定める緑地等面積を上回る場合は、事業者等の判断で通常計算による計算(工場立地に関する準則における(備考)1による計算)によるか選択できる規定を当該条例に置くことが可能であることを通知等で明確化することを求める。	【制度の概要】 工場立地の準則等における特例計算は、一定の緑地等を直ちに整備することが困難である既存工場等のために、生産施設のビル・戸面積に応じた緑地等の整備を行うために設けられている。 【支障事例】 工場立地法に係る緑地面積率等については、国の準則に替えて準則条例を定めることが可能となっており、本市においても平成27年度に準則条例を制定している。当該条例では国の準則にない、既存工場等の緑地面積の計算に当たっては特例計算によることとしているが、緑地面積率等を厳制したことに加え、既存工場等でも通常計算による緑地面積を上回る企業が出てきている。そういった企業にとっては、複雑な特例計算を行うことと利点がないも関わらず、特例計算を行わざるを得ない。特例計算は複雑な計算式であることから、計算内容を理解し、正しく計算を行うことが事業者の負担となっている。また、特例計算は変更履歴を積み重ねて行うことから、過去の届出を数十年にわたって管理・保存しなければならず、過去の届出が見当たらない事業者も多かった。行政にとっては、企業が増設を行う時期が重なる(決算時期関係)場合が多く、その際に、既存工場等の特例計算を行うことは、過去の届出すべてのチェック、検算などが必要となり、通常計算に比べて負担が大きい。	5【経済産業省】 (2)工場立地法(昭34法24) 既存工場等(工場立地に関する準則(平10大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示)) (備考1)において、生産施設の面積(減少を除く)が行われるときの生産施設、緑地及び環境施設の面積の算定については、一定の条件を満たす場合には、既存工場等以外の工場と同様のより簡易な計算方法で算定できることをホームページで公表するとともに、その旨を地方公共団体へ今後実施する予定の説明会等を通じて周知する。 [措置済み(工場立地法FAQ集(令和元年8月経済産業省地域企業高度化推進課)]
R1	200	09.土木・建築	町	厚真町、安平町、むかわ町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法8条1項1号	災害公営住宅事業(一般災害)の指定要件の見直し	被災した戸数が被災地全域で500戸以上)となっている災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要件の一部を、「被災した戸数が被災地全域でおおむね500戸以上」とし、柔軟な適用を可能とする。	地震等天然現象の被害による災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要件は、公営住宅法第8条第1項第1号で、その被災した戸数が①被災地全域で500戸以上)又は②一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の1割以上)となっているが、胆振東部地域による北海道(被災地全域)の被害は「480戸」であるため、本事業の対象外となっている(なお、厚真町だけは指定要件②により本事業の対象となっている)。被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建が難しく、被災地域では、人口流出が課題となっている中、公営住宅を整備できない事態が、更なる人口流出を招いている。被災地の被災戸数については、激甚災害指定基準と同様、「おおむね」の戸数でも適用可能とし、地域の実情を踏まえた柔軟な適用を求める。	
R1	201	09.土木・建築	町	厚真町、安平町、むかわ町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法23条 公営住宅法施行令6条 (大規模災害の場合、被災市街地復興特別措置法21条の適用がある)	災害公営住宅の入居者資格要件の規制緩和	一般災害に係る災害公営住宅整備事業で建設する災害公営住宅の入居者資格要件について、公営住宅法23条の規定により一定の所得以下の方が対象となっているが、災害により住居が失った者を対象として、過去の大規模災害と同様に収入要件をなくす。もしくは「入居者資格要件」を、地域が自ら決められるようにする。	災害公営住宅整備事業(一般災害)の入居者資格として収入要件が規定されているため、2018年9月6日に発生した胆振東部地域において、住宅を失ったにもかかわらず、災害公営住宅に入居できない者がいる。被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建が難しく、公営住宅への入居を希望しているが、災害に伴う予算不足、既存の公営住宅や民間賃貸住宅の絶対数の不足により町単独では対応が困難となっている。被災地域では、人口流出が課題となっている中、公営住宅の収入要件が、更なる人口流出を招いている。	
R1	202	05.教育・文化	一般市	竹田市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則	部活動指導員の活用事例の周知	自治体は国のガイドラインに基づき導入を検討しているが、国の補助制度を活用した人材の確保が困難となっている。部活動指導員の導入事例を周知していただきたい。	国、県の補助制度を活用し部活動指導員を配置したいが、補助要件を満たす人材が見つからず配置が困難である。スポーツの指導をしている人材は存在するが、部活動指導員として位置付けることが難しい。	5【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26) 部活動指導員(施行規則78条の2)については、その確保が円滑に違わず、地方公共団体における取組事例を収集し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	209	11.その他	都道府県	静岡県、川崎市、行田市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、宮崎市、藤谷市、八潮市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、鳩山町、美蓮町、神川町、上里町、浜松市、沼津市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、静岡市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、伊豆市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、伊豆市、土肥町、香伊豆町、清水町、小山町、吉田町、森町	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	なし (上記法律で欠格要件を定めているのは民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る保護等に関する法律第8条及び第26条)	犯罪人名簿の調製に法律上の明確化	現在、法令等の根拠がなく、市区町村の任意の自治事務として実施している(大正6年4月12日付け内務省訓令第1号を根拠としているが文脈が「犯罪人名簿の調製」事務について、法律上の事務として位置付けられていること。	【支障事例】平成30年4月に施行された「民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る保護等に関する法律」の施行に関する平成30年3月9日付け厚生労働省子ども家庭局家庭給付局長通知(字第発0309第1号)によると、市町村長は、都道府県等や民間あつせん機関からの「犯罪情報の照会」を拒否している。情報提供を行うこととされている。静岡県内では、既に東京都内の民間あつせん機関から少なくとも2件の「犯罪情報の照会」が養親希望者の本籍地市町に来ている。しかしながら、「犯罪情報」は要配慮個人情報にあり、実際に当該法に規定された事項を確認するために「犯罪情報の照会」があった場合、通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定の下で提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。今このところ犯罪情報の提供が出来なかった実績はないが、犯罪情報の提供が出来なかった場合、養親希望者は養子縁組が出来ないため、時間的・金銭的な実害を被る。市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製」が行われているとの前提(養親人名簿の調製に必要となる)に立ち、当該法律の運用は、市区町村からの「犯罪情報の照会」を拒否しているが、任意の自治事務である以上、当該法律の運用が阻害されていない状態であると考えられる。(当該法律に欠格要件を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けていると考えられる。)	
R1	210	06.環境・衛生	都道府県	神奈川県、埼玉県、横浜市、相模原市、横浜狭山市、藤沢市、大阪府	厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	化製場等に関する法律第9条第1項、同条第2項	化製場等に関する法律に基づく飼養許可の見直し	化製場等に関する法律に基づく指定区域(同法第9条第1項)において動物の変護及び管理に関する法律に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項第24条の2)を得た者(同法第10条第2項第6号)に規定する飼養施設に限る。)は化製場等に関する法律に基づく飼養許可(同法第9条第1項)を得たものとみなす。	現在、動物の変護及び管理に関する法律(以下「動愛法」という。))に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録(同法第10条第1項、第24条の2)をする場合、化製場等に関する法律(以下「化製場法」という。))に基づく飼養の許可(同法第9条第1項)が必要となることとなる。また、化製場法に基づく指定区域(同法第9条第1項)において、動愛法に基づく飼養施設(同法第10条第2項第6号)内で10頭以上の犬を収容する場合、動愛法に化製場法に基づく飼養許可規制の目的が、公衆衛生にあるのに対し、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録規制の目的は、動物の健康・安全の保持等及び生活環境保全等であり、その規制目的を異にしており、重複規制とならなければならず、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録において満たすべき動愛法施行規則施設基準と、化製場法に基づく飼養許可において満たすべき都道府県条例施設基準は、共に一定の施設の衛生管理を求めたものとなっているため、動愛法のこのような状況下では、申請者が登録及び許可の2つの申請を行い、行政庁が登録及び許可の2つの審査を行っても、その手間が増えるだけで、非効率な事務運用となっている。	
R1	211	11.その他	都道府県	神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、愛川町、山梨県、愛知県	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等	マイナンバー制度における適切な情報提供	マイナンバー制度の見直し等を行う際には、実務が円滑に進むよう適切な情報提供及び地方との事前協議を行い、地方自治体への影響を検証した上で、導入を進めること。また、データ標準レイアウト改訂は自治体の予算編成に考慮し、早期に確定し、遅れる場合は、明らかな段階で自治体に情報提供すること。	令和元年7月版データ標準レイアウト改訂において、情報連携開始時期が事前調整なく6月中旬に前倒しされた。データ標準レイアウト改訂では、自治体に改訂内容に応じたシステム改修、前年と比較しての対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業負担が増え、自治体の負担が大い。また、7月からの年度システム改修等に際した予算調整を行うが、改訂内容が確定しない正確な積算ができない。そのため、見込み額で予算要求をせざるを得ず、他の事業予算を削る必要が生じるなど、影響がある。	【内閣府(17)】総務省(24)マイナンバー制度における情報連携に係るデータ標準レイアウトに関する事務情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改訂については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改訂に係るスケジュールを遵守するとともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係当局に意見照会等を行うなど、地方公共団体が改訂に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。
R1	212	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県、さいたま市、川崎市、相模原市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、愛川町、山梨県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認可外保育施設に対する指導監督の実施について(別添)認可外保育施設指導監督基準(平成13年3月29日雇発第177号)	認可外保育施設に関する指導監督の明確化	認可外保育施設について、保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」として運用している施設が国の指導監督基準を満たしている旨の解釈を明確にすること。	今後、認可外保育施設が幼児教育無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。現状、都道府県等の指導監督基準における保育従事者の配置に係る乳幼児の年齢の基準日については、厚生労働省に確認したところ、「都道府県等の数量により「年度初日の前日(いわゆる学年)」が「誕生日(いわゆる満年齢)」が定められている」との回答を得ている。しかし、都道府県等の指導監督基準で年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」とし、それに適合する施設を適当と認めたとしても、国の指導監督基準(年齢の基準日を「年度初日の前日(いわゆる学年)」で規定)を満たさない可能性があり、幼児教育無償化の対象とならざる可能性がある。都道府県等の指導監督基準を満たした施設が適切に幼児教育無償化の対象となるために、認可外保育施設について、保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」として運用している施設が国の指導監督基準を満たしている旨の解釈を明確にすること。	【内閣府(3)(1)】厚生労働省(5)(ii)児童福祉法(昭25法14)認可外保育施設における保育従事者の配置基準に係る子どもの年齢の基準日の判断については、その基本的な考え及び指導監督を実施する地方公共団体において施設ごとに行うことができることを明確にするため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改訂し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。
R1	213	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県、千葉県、川崎市、川崎市、相模原市、横浜狭山市、平塚市、藤沢市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第32条、第37条の2	学校給食費が公会計化に伴う生活保護制度における教育扶助(学校給食費)における支給方法の明確化	学校給食費が公会計化された場合における教育扶助(学校給食費)の支給方法について、現物給付によって行うことが可能である旨を明確化したいことにより明確化されている。	【支障事例】生活保護の一つである教育扶助(学校給食費)については、私会計であれば生活保護法第32条第2項の規定に基づき学校長に対して交付可能であるが、学校給食費が公会計化された場合、自治体の長やその長から委任された教育委員会(以下、「自治体の長等」という。))が受取者となるため、当該学校給食費は自治体の長等から交付することとなる。この場合、生活保護法第32条第2項には自治体の長等に交付できるとの規定がなく、また、生活保護法第37条の2に示される保護の方法の特例にも規定がないため、教育扶助(学校給食費)を自治体の長等に代理納付することができないといった事態が生じている。制度上、一旦学校長に交付し、そこから自治体の長等に納付することは可能であるが、学校の事務負担等の観点から現実的ではない。また、自治体の長等が教育扶助(学校給食費)の納付を受けるため、学校長から委任をもらっている事例もあり、学校等の事務負担が生じている。	【厚生労働省】(10)生活保護法(昭25法14)学校給食費をはじめとする教育扶助(13条)については、現物給付によって行うことができる旨を明確化し、地方公共団体に周知するとともに、公会計化に伴う学校給食費等を徴収・管理することとなった地方公共団体の長等に対して支拂うことを可能とする。
R1	214	08.消防・防災・安全	都道府県	神奈川県、藤沢市、小田原市、寒川町、愛川町、大阪府	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	気象業務法第24条、施行規則第13条第1項	津波警報等が発せられた場合の伝達手段として、観測の発出を可能とする通知の発出	津波警報等が発せられた場合、災害発生時における観測と視覚を利用した伝達手段が利用可能であることの明確化	津波警報の住民等への伝達手段としては、市町村の防災行政無線を利用したサイレンスや放送等の音声による伝達を中心とするが、カラスゴブツとしての人々、海や河川にいる人々には、振動やスピーカーからの伝達の問題で聞き取り難い場合があり、また、聴覚に障害のある方には聞き取りが困難であることから、観測と視覚に訴える伝達手段が求められる。しかし、気象業務法に基づく規定では、警報を伝達する標識は、サイレンスは構造と定められており、観測と視覚に訴える標識の利用が可能となるよう通知等の発出が必要である。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	215	02.農業・農地	都道府県	神奈川県、横浜市、海老名市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	植物防疫法第17条第1項、第19条第1項・第3項、第20条第1項・第3項 ブラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令第5条 消費・安全対策交付金交付要綱別表1Ⅲ-4-(4)	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定を実施すること。 都道府県や市町村に対し協力指示を発出する場合は、必要経費に係る予算の裏付けを徹底する	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定を実施すること。 都道府県や市町村に対し協力指示を発出する場合は、必要経費に係る予算の裏付けを徹底する	【現状】 本県は、植物防疫法第19条第1項に基づく国の協力指示に基づき、当該交付金を活用して特殊防除の緊急防除に取り組んでいる。具体的には、(国)植物防疫所が調査及び罹染植物の指定(罹染命令)を行い、県が損失補償及び伐採等廃棄を実施している。 【支障事例】 過去3年にわたり、年度当初配当額は事前協議時に提出した感染確認している樹木に係る処分費用の積算額を大幅に下回っており、また、年度途中にも国の指示に従い、その時点で不足している所要額を積算し、追加交付を要するものの、内示が遅れ、年度内の感染植物の伐採・廃棄等ができていない。 植物防疫所の検定結果、感染していることが判明した際には、植物防疫所の職員とともに感染樹木の所有者宅を訪問し、調査結果を伝えるとともに伐採協力と損失補償手続について説明しているが、内示の遅れにより廃棄手続を進めることができないことから、自治体に対して所有者からのクレームが多数寄せられているほか、訪問時点では伐採に了承していたが意見を翻す事例も発生し、その対応に時間を費やしている。また、予算の執行管理が煩雑になると、地方の事務執行に甚大な支障が生じている。	【農林水産省】 (1)消費・安全対策交付金 地方公共団体が農林水産大臣から協力指示(植物防疫法(昭25法151)19条1項)を受けて防除に関する業務上協力する場合の特殊防除に係る消費・安全対策交付金の交付については、あらかじめ防除の発生状況や防除措置の内容、スケジュール等を地方公共団体と協議し、交付金額及び交付時期について十分調整を行った上で、地方公共団体の事務の執行に支障が生じないよう速断が決定する。
R1	216	02.農業・農地	都道府県	神奈川県、埼玉県、さいたま市、藤沢市、小田原市、海老名市、寒川町、開成町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	【園芸用施設の使用等の状況把握】 園芸用施設の使用等の状況把握実施要綱 【地域特産野菜生産状況調査】 統計法第19条第1項 地域特産野菜生産状況調査実施要綱 【特産果樹生産動態等調査】 果樹農業振興特別措置法第6条 特産果樹生産動態等調査実施要綱	園芸用施設の使用等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査に係る都道府県及び市町村の事務の廃止	園芸用施設の使用等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査については、都道府県及び市町村の事務の廃止を要するため、必要な調査項目は農林家センサス等の別の調査に統合する等の見直しを行うこと、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	これらの調査については、園芸用施設の使用状況や地域の野菜・果樹の詳細な栽培状況等について調査するものであるが、都道府県及び市町村の調査対象または経由先としては行っていない。 一方で、調査項目は、県や市町村でも、新たな担い手の参入があった場合や、補助金を活用して施設を新設した場合に取得した情報も持つていない場合が多く、その他の情報も職員の個人的に見聞した程度のものに留まり、詳細かつ正確なデータを把握していない場合が多い。また、国の調査依頼が来たら、域内の農協等に確認を行う場合があるが、連絡・調整に膨大な時間が掛かっているとともに、この確認を行っても把握できない場合があるが実態である。 県としてはこれらの調査を実施する必要性を感じておらず、現にこの調査の結果を政策立案の根拠として活用しているわけでもないため、本調査について、農林家センサスや状況調査等の別の調査に統合する等の見直しを行い、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	【農林水産省】 (10)地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の使用等の状況把握 地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の使用等の状況把握における地方公共団体から国の回答内容については、調査の合理的かつ効率的な実施の観点から、地方公共団体が通常業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調査は不要であることを令和元年度中に地方公共団体に周知する。 また、地方公共団体の負担を軽減するため、それぞれの次回調査までに、調査項目や対象品目の削減等を行う。
R1	217	02.農業・農地	都道府県	神奈川県、さいたま市、藤沢市、寒川町、開成町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業次世代人材投資事業実施要綱 (平成21年4月6日付23総経第3543号農林水産事務次官依命通知)	農業次世代人材投資事業の要件確認に係る代替書類	農業次世代人材投資事業において、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有することを証明するものとして求められる農地基本情報の写しについて、他の書類で代替可能とし、代替書類を要綱に明記する。	農業次世代人材投資事業においては、準備期の就職状況報告や経営開始期の交付申請等の際、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有していることを証明するものとして求められる農地基本情報の写しを提出することが要綱に求められている場合がある。 この事業実施要綱の写しについては、農業委員会によって発行する様式等が異なり、本事業で求められている写しとの程度の情報を記載する必要があるが明かではないこと、農業委員会によっては、事業に直接関与していない農地の所有者の個人情報も記載されていることを理由として、写しの発行を拒否することも多く、書類整備に支障をきたしている。 農地基本情報の写しがなくとも、農地法第3条の許可を受けた賃貸契約書、公営のあった農用地利用集積計画や農用地利用区分計画等によって、所有権又は利用権の確認等の目的を達成することは可能であると考えられるため、これらの書類で代替することを可能としたい。	【農林水産省】 (13)農業人材強化総合支援事業 (1)農業人材強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業に係る交付申請時等に添付する農地の所有権又は利用権を有していることを証する書面については、農地基本情報の写しに限られるのではなく、農地法3条の許可を受けた賃貸契約又は公営のあった農用地利用集積計画や農用地利用区分計画等によって、所有権又は利用権の確認等の目的を達成することは可能であると考えられるため、これらの書類で代替することを可能としたい。
R1	218	01.土地利用(農地除く)	都道府県	神奈川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	土地地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について(平成15年4月8日 国国土第537号)申請手続(国一図-2)	土地地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の認定申請の手続きにおける都道府県経路の廃止	土地地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認定申請の手続きにおける都道府県経路の廃止	【現状】 国土交通大臣に提出する土地地区画整理事業に伴う測量成果の国土調査法第19条第5項指定に係る申請書その他の書類については、平成15年4月8日国土省通知(国一図-2)において都道府県知事(または政令市)を起由することとされている。 (認定申請手続全体を規定する平成15年4月8日国土第532号においては、都道府県経路は規定されていない) 【具体的な支障】 県経路時の書類管理や整理、書類間の数字や文言の突合等の形式チェック、国への送達書類等が大きな負担となっている。年3回程度、地方整備局から県へ対象案件のとりまとめ依頼があり、県から市町村(政令市除く)、組合等へ照会をかけ、とりまとめは約1か月の期間を要している。 年間数件程度の事務であることから書類管理や国への送達といった事務も含め、事務処理ノウハウの継承が負担となっている。県認可事業であっても、経路時は書類の形式チェック等を行うのみであるため、事業認可主体が行う必要はない。(中核市や事務処理特許市町村が認可しているもので、県が経路を行っている。) この事業経路廃止で、測量成果の内容を把握する必要がない。 事業者にとっても、県経路によって申請に時間を要することと迅速な指定が受けられない、また、申請書提出後の進捗状況が県が間知していることを承知しておらず、問い合わせ先等に関し混乱しているケースがある。	【国土交通省】 (8)国土調査法(昭26法180) (1)土地地区画整理事業の測量成果に係る県の認定の申請(19条5項)等の手続については、都道府県知事を起由しないこととし、「土地地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について(平成15国土交通省都市・地域整備局市街地整備課)を令和元年度中に改正する。
R1	219	11.その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第21条	地方独立行政法人(研究開発)の出資規制の緩和	試験研究を行う地方独立行政法人は出資を行うことが認められないため、これを規制緩和し、出資を行えるようにする。	【現状】 地方独立行政法人神奈川県産業技術総合研究所(以下「KISTEC」)では、大型研究プロジェクトや企業等と共同研究を実施しており、これまで研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手に期待される。KISTEC発のベンチャー企業の創出及び成長支援を行ってきた。 【課題】 KISTECには研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手となる役割が期待されているが、運営費交付金の財源が限られている中でその役割を果たすには、ベンチャー企業等を通じた社会還元が有効な手段として考えられる。また、外部資金の安定的確保についても保証がない現状では、出資の還元による自主財源の拡充も必須となっている。 しかしながら、現行法の枠組みでは、国の独立行政法人(研究開発型)における出資は認められているにもかかわらず、地方独立行政法人(研究開発型)による出資は認められていない。 そのため、出資によるベンチャー企業等への支援を行うことができず、地域におけるイノベーション創出を行う上で大きな障害となっている。 なお、地方独立行政法人である公立大学法人については、平成28年度に国立大学法人と同様に出資が可能となるよう法改正が行われている。 【解決案】 地方独立行政法人(研究開発型)による出資費が可能となるように、地方独立行政法人法を改正する。	【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (1)試験研究を行う地方独立行政法人による出資等については、国立研究開発法人の例を参考とし、これを可能とする。
R1	220	04.雇用・労働	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第19条、職業訓練推進要綱	公共職業訓練の受講あっせん区分のうち、受講推薦について、(シヨブカブメなどの県の就職支援機関での取扱)に加えて、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること。 併せて、県の受講推薦により職業訓練を実施することとしたため、県の受講推薦により職業訓練を実施するにあたっては、訓練手当や職業訓練受講給付金の支給要件を満たすことが事後に確認された場合には、ハローワークにおける手続により、支給可能となるよう措置すること。	公共職業訓練の受講あっせん区分のうち、受講推薦について、(シヨブカブメなどの県の就職支援機関での取扱)に加えて、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること。 併せて、県の受講推薦により職業訓練を実施することとしたため、県の受講推薦により職業訓練を実施するにあたっては、訓練手当や職業訓練受講給付金の支給要件を満たすことが事後に確認された場合には、ハローワークにおける手続により、支給可能となるよう措置すること。	【現状】 公共職業訓練の受講には、ハローワークによる受講あっせん(受講指示、支援指示、受講推薦)が必要であり、県による受講あっせんは出来ない。 【支障事例】 公職者の中には、ハローワークを利用せず県の就職支援機関のみを利用する者も一定数存在する。(主に、雇用保険が無い方。)その中には、職業訓練の受講が効果的と思われる者がいるが、ハローワークでの手続を促すほか、適時の訓練受講につながらず、訓練の受講機会の喪失に繋がる。(ハローワークにおいて、改めての就職相談(複数回)が必要。) 【権限付与後の対応】 権限付与の際は、就職支援機関のアドバイザーと高等技術専門校の就職推進員とが連携し、職業相談の実施等により就職率向上を図るとともに、訓練終了後の就職状況調査を実施していく。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
R1	221	05.教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	職業能力開発短期大学校生の能力向上や進路の幅を広げるため、現在は認められていない文部科学省系4年制大学への編入学が可能となる制度の定見しを求めるとともに、現状では、学校教育法に定められている次の学校のみ編入学の対象とされているが、職業能力開発短期大学校も対象を含めてほしい。 ・短期大学(同法108条) ・高等専門学校(同法第122条) ・専修学校(同法第132条) ・高等専門学校(同法施行規則第100条)	職業能力開発短期大学校で履修した単位については、平成26年9月1日付け文科省高等教育局長通知により、大学での単位として認められるようになったが、編入学については認められておらず、単位互換の実績をみて判断するとされて、継続検討となっている。しかしながら、時間割に余裕が無い、大学への移動に相当の時間を要するため、他校へ通学して単位を取得することは物理的に不可能である。 このため、単位互換の実績ではなく、専修学校と同等以上の水準を有していることをもって、編入学の対象とすべきと考える。 (専修学校の要件) ・修業2年以上 ・総授業時間数1700時間以上 ・単位数62単位 (熊本県立技術短期大学校) ・修業2年 ・総授業時間数2808時間 ・単位数78単位(大学設置基準ベース)	また、本県の職能校で行った受検者及び在校生アンケートによると、約半数の学生が大学への編入学制度の創設を希望しているが、現状では進学への道が開かれておらず、教育機関相互の連携が無いため、多様な学修機会が保障されていない。	
R1	222	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第59条の2	企業主導型保育事業における学童の受入れ	企業主導型保育事業において、当該施設を設置する一般事業主又は当該施設を運営している一般事業主が担うする職員の監視する学童及び地域枠で利用している者の監視する学童の保育を可能とすること。	企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法第59条の2に基づく仕事・子育て両立支援事業として実施されているが、当事業の目的は、「乳児又は幼児の保育」であり、就学する児童(学童)は含まれていないため、助成金により整備した施設で学童を受け入れると、施設の利用目的外となる。 例えば、夜間の保育コースがある学童であっても、当県では、学童が夜間利用できる認可外保育施設は2施設しかなく、十分に対応できていない。 一方で、就学前の子どもの夜間保育を実施している企業主導型保育施設(県内に2施設)においては、上記の規制により、就学児童の夜間保育を実施できない。 夜間は、兄弟でも未就学児は企業主導型保育施設に、小学生は認可外保育施設に別々に預けるか、又は子どもたちだけで留守番をしている。		
R1	223	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、認定こども園法、子ども子育て支援法	休日における共同保育の実施可能性	現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの	休日保育加算の要件は「年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること」となっており、1つの施設が年間を通じて日・夜間に関所する必要があるが、親族や保育士に負担が大きい手配の確保は難しい。 【具体的な支障事例】 休日保育を実施する施設は、保育士に散逸される傾向にあり、既に実施している施設においても、保育士の退職希望があり、休日保育の実施が困難となっている。また、実質的に年中無休状態となっており、施設長の疲労も大きい。そのため、自治体内で休日保育を引き続き可能とするために、複数施設において一定期間毎にローテーションで休日保育を実施したいと考えているが、休日保育加算要件(年間を通じて開所)を満たさないことから施設の経済的負担が大きく、休日保育が実現できていない。 【制度改正による懸念点】 休日保育加算の対象となる施設が増加し、ローテーションを行う場合、市が相対連絡調整事務が生じる。また、通常預かっている園児を他園の保育士が預かることが考えられ、引継ぎ事務が生じる可能性もある。	5【内閣府(11)(n)】【厚生労働省(33)(v)】 子ども子育て支援法(平成24年66)施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、子ども子育て意識の意見を聴いた上で、休日に関数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)	
R1	224	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等	施設型給付費等に係る加算項目の簡略化	施設型給付費及び地域型保育給付費に係る加算項目について、全国的にも実施率が高い項目(所長設置加算等)を基本単価に組み入れる。	施設型給付費及び地域型保育給付費の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況である。 【具体的な支障事例】 施設型給付費等に関しては加算項目も多く、単価もかなりの複雑となっており、市町村や県ごとに判断できない質疑を内閣府へ問合せ、場合も多数発生しており、このような作業が毎月生じることから保育現場の職員には本来業務がある中、かなりの負担が生じている。 また、確認監査を行う際のチェック項目が多岐にわたり、多大な時間を要し、万一、誤りが発覚した場合には返還業務が生じ、更なる時間を要する。 なお、国の通知で、各施設の利用状況や加算の認定状況等を把握することにより、職権で支弁できる場合には、請求を簡略化できる点があるが、職権で支弁した場合、実態に即していない加算が行われる可能性があり、その期間が長ければ返還に対応できないケースが生じることが考えられる。 【制度改正の概要】 施設型給付費等の算定について、全国的にも実施率が高いと思われる項目(所長設置加算等)を、基本単価に加える等することにより、加算項目を整理し、簡便な算出方法とする。 【制度改正による懸念点・解消策】 きめ細やかな給付額の積算ができなくなる可能性がある。		
R1	225	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査について(平成29年3月12日付け事務連絡)、私立高等学校等の実態調査について(平成30年5月31日付け文科省第191号)	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園等に関する耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容(様式)がそれぞれ異なるため、県内市町村及び施設の実負担になっている。 【具体的な支障事例】 調査のとりまめを行う際は、市町村及び施設の実負担のため、様式を一体化して照会しているものの、調査時点については、施設種別が1月1日付である(保育所から幼稚園型認定こども園)である場合などがあり、厚生労働省と文部科学省の調査時点(それぞれ3月31日と4月1日時点)が異なることで、回答する施設側の作業が煩雑になる例もある。 また、趣旨は同一と思われる調査であるが、調査内容が微妙に異なるため、それぞれの調査別に回答してはならず、事務が煩雑となっている。	5【文部科学省(12)】【厚生労働省(41)】 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。		
R1	226	11.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等の整備、防音設備及び防犯対策の強化に係る整備計画協議要綱、認定こども園施設整備交付金に係る整備計画協議要綱	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続の簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続の簡素化を図ること。	・認定こども園に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生省から支給される仕組みとなっており、交付申請等の際にも同じような申請を文科省、厚生省にそれぞれ提出する必要がある。 そのため、事業者、市町村、県は同一の資料を用意し、別々の窓口に提出しなければならないなど、過度な事務負担を強いられている。 ・文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚生省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両者で交付金の流れが違ふことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分岐により制度となっている。 ・両省の内示の時期にもずれが生じており、内示後でない工事で着工が許されていないことから、工期の適正な管理に支障をきたしている。(平成30年6月分内示 文科省:6月27日、厚生省:6月8日)	5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(同法56)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図ると、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に「関連方針(閣議決定)記載内容
R1	227	10.運輸・交通	知事会	九州地方知事会	国土交通省	A 権限移譲	軌道法、軌道法施行令、軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するものを定める政令、軌道法施行規則	軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令市への移譲	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許可事務や經由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	【現行制度】 軌道法及びその下位法令において、運輸開始の認可、道路の維持及び修繕の指示、一部の工事方法変更認可等については、都道府県知事が行うこととされ、これら認可等が行われたときは、道路法に基づく許可等が行われたものみなされている。また、工事進行認可や工事者と竣工の期限延長の決定と同一の国の事務に係る申請については、都道府県知事を經由して行うこととされている。 【支障事例】 政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、政令市内で完結する軌道についても、都道府県知事において許可等の事務を行うこととされており、現に道路を管理(直轄国道を除く)する政令市長が直接処理を行っていないため、事務が非効率となっている。	【4】国土交通省 (1)軌道法(大10法76) 軌道法に基づく都道府県知事が行える認可等の事務・権限(一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。)については、指定都市に移譲する。
R1	228	10.運輸・交通	知事会	九州地方知事会	国土交通省	A 権限移譲	鉄道事業法、鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令、鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設に係る都道府県事務・権限の政令市への移譲	鉄道事業法第61条ただし書に基づく、鉄道線路の道路への敷設(厳格的に敷設するものに限る)の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	【現行制度】 鉄道線路を道路に敷設する許可については、その敷設される道路の区間に存する都道府県を被括する都道府県知事を經由して申請書を提出し、都道府県知事は経由時に関係する道路管理者への意見聴取等を行うこととされている。 【支障事例】 政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、政令市内において道路に厳格的に敷設する鉄道線路については、都道府県知事が經由事務を行うこととされており、現に道路を管理(直轄国道を除く)する政令市長が直接処理を行っていないため、事務が非効率となっている。	【4】国土交通省 (2)鉄道事業法(同61法2) 鉄道線路の道路への敷設の許可(第61条ただし書)に係る都道府県知事の事務・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路が指定都市の区域内に存するものについては、政令を改正し、指定都市に移譲する。
R1	229	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条、27条	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準を明確にすること。	【現状】 法第26条では、「矯正施設長の長は、精神障害者又はその疑のある収容者を釈放、退院又は送所せよとせよときは、(略)都道府県知事に通知しなければならず」とされ、法第27条において、「都道府県知事は、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定官をして診察させなければならない」とされている。 【支障事例】 現在、通報対象者が明確でないため、矯正施設から単なる不眠により睡眠薬を服用している者についても、同法第26条に通報がなされている場合等があり、県及び矯正施設にとって必ずしも必要とは認められない事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体において、通報対象者一人一人に対する対応十分に行えず、支援が必要な対象者を見逃す恐れがある。	【5】法務省(1)【厚生労働省(14)】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(同25法123) 矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報(26条)については、通報の対象となる収容者を明確にするために、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年中に通知する。
R1	230	11.その他	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第8条第2項、第42条の2第1項・第2項・第5項、第80条 地方独立行政法人法施行令第2条 総務省告示(平成25年総務省告示第395号)	不要財産の納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各首長による議会の議決及び各首長の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各首長の認可を不要とすること。 地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や首長の認可を設立団体のみの届出に変更するなど。	【現状】 公立大学法人の定款の変更については、地方独立行政法人法(以下「法」という。))第8条第2項、第80条の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 法第8条第2項ただし書により、変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでないとの例外規定が設けられているが、法施行令第2条及び総務省告示(平成25年総務省告示第395号)で定める軽微な変更は、従たる事務所の所在地の変更や設立団体の名称の変更であり、適用範囲は限定されている。 【支障事例】 以下のような場合にも、議会の議決及び各首長の認可を受ける必要があり、県の事務的な負担が過大となっている。 不要財産の納付について、法第42条の2第5項の規定に基づき設立団体の長が認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。 不要財産の納付後、法第8条第2項に基づき定款別表を変更する際、改めて議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請が必要。 上記のとおり、議会の議決が2度必要なため、事務負担が過大となっている。また、当該事業に係る各首長への認可申請についても、不要財産の納付に係る設立団体の長の認可後の申請であることから、事後報告的な意味合いが強いものと史料される。	【5】総務省(13)(前)【文部科学省(9)】 地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時それぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年12月9日付総務省自治行政局行政経営支援庶務連絡)】
R1	231	05.教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の承認)、同法第22条(役員欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	宗教法人法を改正し暴力団排除規定を追加	宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等)に関する法律第二十六条に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「同」という。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。 【改正案】 法人の欠格事由として (1)役員に暴力団員等が含まれていること (2)暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること。 ※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同様の内容	【現状】 法定受託事務として各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認定などを所管している。宗教法人法には、暴力団員等についての欠格要件が規定されていないため排除することができない。 【支障事例】 (1)宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、規制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事業が過半数に発生している。 (2)現在においても、暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられている。 (3)既存の宗教法人に暴力団員等の関与が疑われる場合にも警察への照会を行うこともできず、暴力団員等であるかを確認することができない。 (4)暴力団員等と関わりのある団体の認証を拒否したが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあったとしても認証せざるを得ない。 このような法人に、適切な法人運営を期待することは困難である。 【類似法人の状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人があるが、これらは既に「所管法等」に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	
R1	232	11.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表) 「情報連携による世帯構成の確認方法について」(平成29年11月8日付事務連絡)	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」により取得する住民票情報と同一世帯番号の情報のみが見られるよう改善すること。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。))第19条第7号に基づく情報照会に際して行う、番号利用法第22の4項第4欄に規定する住民票関係情報の照会による世帯構成の確認については、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表)や「情報連携による世帯構成の確認方法について」(平成29年11月8日付事務連絡)で示された方法(以下「ガイドラインに基づく確認方法」という。))により、次のとおり実施していることである。 「ガイドラインに基づく確認方法」により行う「住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住民基本台帳NWS」という。))の「同一住所検索」により取得する情報は、申請書に記載された者と異なる世帯番号の者の情報が含まれていることがあるため、情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NWS」という。))で情報照会を行い世帯番号の確認を行う必要がある。 【具体的な支障事例】 ・情報提供NWSによる一括での情報照会は、照会結果の取得に1日の時間を要している。 ・住民票関係情報の取得に、住基NWSと情報提供NWSの2つのシステムを使用しており、効率的でない。 ・申請者が多数入居可能な施設に居住している場合等、同一住所検索の結果、表示可能件数を越えた場合は、表示すらされない。		

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	239	03.医療・福祉	指定都市	大阪市、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年3月31日内閣府告示第49号)	「賃借料加算」の地域区分の適正化	「賃借料加算」については、現在の区分設定の根拠を明確にした上で、地域特性が反映されるよう、市町村毎の設定とする。	賃借料加算については、現在の区分設定の根拠を明確にした上で、地域特性が反映されるよう、市町村毎の設定とする。 賃借料加算は、賃借料加算(a区分～d区分)がある。しかし、各区分は都道府県毎に定まっており、また区分設定の根拠も明確でない。例えば本市の場合は、a区分は1、9階であるが、加算区分はb区分となっている。また、賃借料加算は、賃借料加算が実施と合わせてないことが、市内中心区における保育所等の整備が進まない要因の一つとなっている。また、建物賃料が「賃借料加算」を大きく超える状態でも、結果的にその施設は公定価格の大部分を占める保育士等の人件費を減額して運営することになるため、保育士等の処遇改善が進まない。なお、「保育対策総合支援事業費補助金」のメニューの一つに、「賃借料加算」の額と実際の建物賃料との差が3倍を超える場合にその差額の一部を補助する「都市部における保育所等への賃借料支援事業」があり、本市でも令和2年度から実施する中であるが、3倍を超える施設と超えない施設との間に不公平が発生する懸念があることに加え、あくまでも補助事業であり、長期にわたる差額の補てんが確約されるものではない、事業運営の継続性を担保し、保育所等の整備を促進するためにも、公定価格で措置されるべきである。	
R1	240	05.教育・文化	指定都市	大阪市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第5条1項、同義務例第5条、同義務規則第2条	公立学校施設整備費国庫負担事業における「前向き整備」の算定上限の緩和	公立学校施設の整備に係る公立学校施設整備費国庫負担事業において、現行制度上、「最大3年先の学級数を限度」とする補正(前向き整備)について、児童数が急増している都心部の実態にあわせて、6年先程度の緩和を求めるもの	学校施設の確保と水準の維持向上を図る観点から公立学校施設の整備費用については、国が一部を負担しており、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等によって交付条件等が定められている。本市においては、市内中心部(都心部)において、大規模集合住宅(ワーケーション等)の開発が進んでいる。こうした住宅開発に伴って、当該地域では児童生徒が急増しており、小中学校において教室等が不足する事態が発生し、校舎増築等の児童数増対策が重要な課題となっている。こうした児童数増対策に際しては、限られた学校用地のなかで、児童生徒の教育環境を考慮のうえで対策を講じる必要がある。校舎増築についても、可能な限り運動場面積を確保するとともに、児童生徒数の増加が見込まれている場合は、将来を見越した教室増築で整備を確保する必要がある。しかし、現行制度では、「最大3年先の学級数(前向き整備)」でしか補助算定されないため、児童生徒の増加が継続している市内中心部では、3年毎に校舎増築が繰り返され、ただでさえ学校用地が狭い都心部において、ますます運動場が狭くなることや、工事が連続して続くことなど、児童生徒の教育環境への悪影響が懸念される。	
R1	241	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画策定の権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、策定権限の移譲を求める。	関西広域連合では、地方自治法に基づく「広域計画」を策定、推進している。国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」が10年毎の改訂である一方、「広域計画」は3年毎に改訂を行うなど時代の変化により的確に対応できる。「関西広域地方計画」の実施権限を関西広域連合に移譲することにより、同計画をさらに実効性のあるものとすることができる。広域連合では毎月、構成団体の長が一室に集って協議を行っており、計画策定に係る確実な協議・意思決定とともに、実効性を担保できるものとなる。また、関西広域連合は関西圏の都道府県・政令指定都市で構成されるとともに、経済団体や市町村の代表などで構成される協議会や両者との定期的な意見交換の場を有しており、これに国の地方支分部局を加えれば、「広域地方計画」策定手続きに必要な構成員はほぼ同じ構成となる。さらに、広域連合議会では、関係府県市の議員が兼職しており、議会を通じた住民の意見反映も可能となる。以上から、広域連合は関西における計画を推進する主体としてより適切である。	
R1	242	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止等	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定については、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求めるが、これが困難である場合、意見聴取の機会の付与を求める。	現在の「近畿圏整備計画」については、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する全国計画の地方版であると言わざるを得ない。この点について、関西広域連合は政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、近畿圏整備計画は三重県も対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能なおお、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、管内市町村の声を幅広く拾い上げることが可能である。	
R1	243	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複核府県に跨る都市計画区域の指定権限の移譲	複核府県に跨る都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定については、現在、二以上の府県にわたる場合は国の権限となっており、本来一体である地域が区域指定によって分断されることが望ましくなく、政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、府県域を複核区域指定についても、地方の自裁に立てられそれぞれの地域の実情を踏まながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりにも貢献することが可能となる。将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持つ力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	244	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	農林水産省	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	複核府県に跨る重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複核府県に跨るものは、関西広域連合への移譲を求める。	解除申請については、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで標準処理期間が定められているものの、実際はこれを大幅に上回る期間を要している。また、指定申請についても、進捗から予定通知までに1年6箇月を要している事例もあり、申請者からの問い合わせが多数発生している。加えて、現地を知らぬ林野庁本庁で審査をされるため、詳細な資料の作成が必要となっており、事務負担が増大しているのみならず申請処理期間の増加を助長している。この点について、農林水産復興を含む政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、円滑かつ効率的な処理が可能である。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。なお、過去の提案において懸念されている権限の移譲による国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来す事については、同意を要する国との協議とする等により解決されると考える。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に「調整方針(閣議決定)記載内容
R1	245	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。この点について、広域環境保全などの政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、円滑かつ効率的な処理が可能であると考えられる。将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	246	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっている。国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、充実した管理運営のため地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のインシシアティブが発揮できない。また、過去にも数回計画変更し約2年近く要するなど、機動的な対応ができていない。この点について、広域環境保全を含む政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理が可能であるほか、公園計画の決定者と公園の管理者を統一することで、より主体的で責任ある管理が可能となる。また、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することに変わりはない。一定の国の関与を確保する必要があるのであれば、両者をより協働で対応できると考える。将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	247	07.産業振興	その他	関西広域連合	農林水産省、経済産業省、国土交通省	A 権限移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第35条	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のように府県を駆逐するために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、その分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	248	07.産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1・3項	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限のうち、二次以降の振興計画の認定、変更の認定、認定の取消のみに府県を駆逐するために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、その分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還元につながる、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	249	07.産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	中小企業等経営強化法第8条第1・9項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収のみに府県を駆逐するために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、その分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還元につながる、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	250	07.産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(販売事業)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガス販売事業の登録、登録の取消、基準適合命令等のように府県を駆逐するために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、その分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還元につながる、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	251	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令等に付随する保安業務の移譲(保安業務等)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令等に付随する保安業務の移譲(保安業務等)	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間の関西の広域行政の責任主体として、その分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還元につながる、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	252	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	電気工業法の業務の適正化に関する法律第3条第1項、第10条、第14条、第16条、第17条第2項、第17条第2項、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条	電気工業法の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工業法の業務の適正化に関する法律に定める事務・権限のうち、電気工業法の登録、登録の取消、差止命令の付帯業務等に関する法律に定める事務・権限の移譲	電気工業法の業務の適正化に関する法律に定める事務・権限のうち、電気工業法の登録、登録の取消、差止命令の付帯業務等に関する法律に定める事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間の関西の広域行政の責任主体として、その分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還元につながる、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	253	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第58条の22、23の第1、3項、第58条の27、29、30、第61条第2項、第62条第2項等	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定および指定保安検査機関の指定による付帯業務の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間の関西の広域行政の責任主体として、その分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還元につながる、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	254	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	火薬類取締法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29第1、3項、第45条の30、31、33、34、36、第45条の37第1項、第53条第1項第1、5、7、8号	火薬類取締法に係る事務・権限の移譲	火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設や火薬庫に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定および指定保安検査機関の指定による付帯業務の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間の関西の広域行政の責任主体として、その分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還元につながる、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	255	09.土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	建設業法第3条第1項、第3条の2第1項、第5条、第7条、第11条第1項、第5項、第12条、第13条、第15条等	建設業法に係る事務・権限の移譲	建設業法に係る事務・権限のうち、建設業の許可、営業停止、許可の取消の付帯業務の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間の関西の広域行政の責任主体として、その分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還元につながる、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	256	09.土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	宅地建物取引業法第1条第1、3項、第3条の2第1項、第4条第1項、第6条、第8条第1、2項、第9条、第10条、第11条第1項、第25条第4、6、7項等	宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消の付帯業務の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間の関西の広域行政の責任主体として、その分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還元につながる、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	257	09.土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	不動産の鑑定強化に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第3項、第27条第2項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第1・2項、第32条第2項、第41条等	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告のよう府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一)府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、その分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還元につながる、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	258	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	土地収用法第18条第1項、第19条第1・2項、第20条、第21条第1・2項、第22条、第23条第1・2項、第24条第1・3項、第25条第2項、第25条の2第1項、第26条第1～3項、第26条の2第1項、第27条第1～4・6・7項 等	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理・申請書の欠陥の補正及び知下のよう府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一)府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、その分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還元につながる、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	259	09.土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第6条の2第1項、第7条の2第1項、第7条の18第3項、第77条の20、第77条の21第1～3項、第77条の22第1・2・4項、第77条の23第1項 等	建築基準法に係る事務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限のうち、建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理のよう府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一)府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、その分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還元につながる、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	260	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条、第11条第1項、第12条第1・3項、第14条第1項、第15条、第17条、第18条第1項、第19～21条、第22条第1項 等	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限のうち、大深度の使用認可のよう府県域を跨ぐために国土交通省の権限となっているもの(一)府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、その分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還元につながる、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	261	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	土壌汚染対策法第3条第1項、第55条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第44条、第54条第1・5項、第56条第1項	土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲	土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督のよう府県域を跨ぐために地方環境事務所等の権限となっているもの(一)府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、その分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持つ力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけでなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還元につながる、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。	
R1	262	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	調理師法第3条第2項	調理師試験受験資格の緩和	調理師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の卒業要件について厳格することを求める。	調理師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。よみながら、この卒業要件については、①義務教育課程以上の学力を有する者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を満たすことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、証明書発行に係る学校試験事務及び試験事務の負担軽減につながる。また、卒業証明書の発行手続きに加え、卒業証明書記載の氏名から変更がある場合の戸籍抄本等の発行手続きが不要となり、受験者の利便性の向上につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	263	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	製菓衛生師法第5条第2項	製菓衛生師試験受験資格の緩和	製菓衛生師試験の受験資格について、現行の規定より定められている(新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。)の受験要件について厳格することを求める。	製菓衛生師試験の受験資格としては、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度により入念の者が中卒程度を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考え。さらに、当該学歴要件を厳格することで卒業証明書が不要となり、証明書発行に係る学校事務試験事務及び試験事務の負担軽減につながる。また、卒業証明書の発行手続きに加え、卒業証明書記載の氏名から変更がある場合の戸籍抄本等の発行手続きが必要となり、受験者の利便性の向上につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件厳格を求める。	
R1	264	11.その他	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	港湾法第50条の4	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、政策の企画・調整の責務を積み重ねてきたことであり、港湾については、広域・シニア検討会の中に港湾部会を設置し、大阪湾港湾の連携や関西主要港湾の「防災機能」等の連携の方向性を取りまとめ、第3期広域計画においても機能強化の観点から進捗確保の方向性を掲げていること、としていることである。将来的に更なる人口減少が見込まれる地方においては、担う力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域全体の補完関係を構築する必要がある。関西には広域行政を担う関西広域連合がすでに存在することから、当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域補完の最適化につながり、地域の抱える構造的課題の解決に資すると考える。なお、協議会の事務局機能を関西広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり、行政の効率化を図ることとできることと考える。	
R1	265	11.その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項第291条の2	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで裁量権が実質的に行使できないことから、その範囲の見直しとともに、広域連合が要請を行うときは協議に応じなければならないことを求める。また、関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まらかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当な事項について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。	地方分権の観点から、国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで裁量権が実質的に行使できないことから、その範囲の見直しとともに、広域連合が要請を行うときは協議に応じなければならないことを求める。また、関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まらかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当な事項について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特別制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならぬ(同条第4項)とされている。一方、国の事務・権限移譲を受けられることとできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)現行規定では、移譲を求められることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、予め一定の事務を構成府県市町村から持ち寄ることが必要である。しかしながら、要請権行使の具体的な基準や手続等について明らかでない、要請権を行使したとしても、徒勞に終わる可能性があることから、法律に規定があるものの、形骸化している。また、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務についても、共同処理による制度的枠組みがないことから、その着手及び円滑な実施が難しい状況になっている。	
R1	266	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法施行令第3条	災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確保を行うこと。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされているが、気象、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。また、災害時には被災者のニーズに可及的速やかに対応すべきであり、都道府県内閣総理大臣への協議を必要とする現行制度は、現場の実情を踏まえたものとは言えない。実際、協議に時間を要しているとの意見や、過去の災害で認められた事例であっても特別協議を要するなど、被災地域に数量の余地がなく、被災地の実情に応じた対応が困難であったとの意見もある。したがって、災害救助法に基づく救助に関する、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確保を行うことを求める。なお、これまでの事例などから範囲を限定して内閣総理大臣の協議、同意を廃止することで、法律の趣旨を逸脱しない範囲で迅速かつ的確な被災者支援が可能と考える。	
R1	267	05.教育・文化	その他	関西広域連合	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条、第95条、私立学校教育法第4条、第8条、大学設置基準	大学の認可等の権限移譲	関西広域連合区域内に設置する大学に関する認可等の権限移譲を求める。	関西はひとりの経済圏及び生活圏であるとともに、環境・エネルギーやライフサイエンス分野において世界トップクラスの研究機関や企業の集積を活かしたオープンイノベーションの取組も進んでおり、研究開発や高等教育のグランドデザインを描くには最適な規模と密度を有している。関西広域連合及び広域連合の構成府県市においては、経済団体や業界団体と連携しており、産業界が求める人材ニーズや研究成果の実用化ニーズなどを把握することが可能である。広域連合の構成府県市では高校までの学校教育及び中堅人材を輩出する専門学校を所管しており、生徒の進学動向や学びのニーズを把握することが可能である。関西広域連合においては、これらを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興に取り組むことが可能である。	
R1	268	05.教育・文化	その他	関西広域連合	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条、第95条、私立学校教育法第4条、第8条、専門職大学設置基準	専門職大学の認可等の権限移譲	関西広域連合区域内に設置する専門職大学に関する認可等の権限移譲を求める。	今後の地方創生推進に向け、それぞれの地域特性に応じた人材育成のニーズが高まる中、そのための専門人材育成機関の認可等の事務は地域の将来像を描く自治体が担うことが望ましい。関西広域連合は複数の自治体で構成されており、既設の専門学校設置者が専門職大学の設置を目指すことも想定される中、現在専門学校を所轄している府県で構成する関西広域連合が審査者として適格である。関西広域連合は関西の経済団体などとのつながりも深いことから、設置(予定)者の人材育成方針の妥当性や将来性を的確に評価できるとともに、適切な実習フィールドや卒業後の進路等についての助言も可能である。関西広域連合においては、これらを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興に取り組むことが可能である。所管の窓口が関西にあることで、学校の設置(予定)者からの事務相談や事前相談に円滑に対応することも可能となり、より実現性の高い申請につながる。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	269	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・生活保護法第51条、第54条の2(別表第2) ・介護保険法	生活保護法における介護機関の指定に関するみなし規定の範囲の拡大	生活保護法第54条の2別表第2下欄に、介護保険法各条項に定められる「指定の効力の停止が行われた場合」を追加すること。	【制度改正の経緯】 生活保護法改正により、平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた場合は、介護サービス事業者からあらかじめ特段の申し出を要し、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとなる。 (生活保護法第54条の2第2項) 【支障事例】 別表第2には、より軽微な処分である「指定の効力が停止された場合」が含まれていないため、効力が停止された場合には、行政手続法に基づく処分手続を行う必要がある。 本市において、平成30年度に上記の事案が1件発生したが、処分にあたり、当該事案に対し弁明書の提出期限を2週間と定め弁明の機会を付与するなど、事案発生から処分通知を発出するまでは、内部の事務手続き等を含め1カ月要した。	5【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (1)生活保護法による指定介護機関については、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合には、変動して生活保護法による指定の効力も停止する。
R1	270	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第55条	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間等に関する延長	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間並びに自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認を現行の1年が2年に延長する。	・現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの期に必要な意見書を準備して利用者が、混乱やトラブルを招くと同時に利用者に不利益が生じている。 ・精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混乱が生じている。 ・更新書類に意見書添付不足と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。 ・近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。	5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法22) (5)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体等関係団体の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	271	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・老人福祉法第14条及び第15条等 ・老人福祉法施行規則第1条の9、第1条の14及び第2条等	老人福祉法施行規則に基づく届出書類等の簡素化	介護サービス事業者からの申請及び届出について、老人福祉法と介護サービス事業者からの申請・届出書類について、事業者は介護保険法及び老人福祉法双方に規定される事業者であるため、それぞれの法律に基づく書類を作成する必要があり、過大な負担となっている。また、受理・受領する側の行政についても同様である。 ・新しい「経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める書類等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、書類等の文書量の半減に取り組み」とされた。 ・これを受け、平成30年6月29日に「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、平成30年10月1日に施行されている。この省令は、文書量を削減する観点からの対応であり、介護保険法施行規則を含め4本の省令の改正が行われているが、老人福祉法施行規則の改正は行われていない。 ・老人福祉法施行規則においても文書量削減のための改正が行われていない限り、事業者及び行政双方の負担軽減に資することではないと考ええる。	5【厚生労働省】 (22)老人福祉法(昭38法133) 老人福祉法に基づく施設等の届出等に係る文書については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図る観点から、令和元年度中に省令を改正し、簡素化する。	
R1	272	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第49条、第49の2、第49条の3等	生活保護法による医療機関の簡素化	生活保護法(以下「法」という。)による医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定更新手続きにおいて、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)の指定更新があったときは、その保険医療機関等は指定医療機関としての指定更新があったものとみなす措置	医療機関の指定は、平成25年の「生活保護法の一部を改正する法律」により、健康保険法による保険医療機関等と同様、6年間の更新制だが、従来の指定申請の手続きに加え、6年毎に指定更新手続きを変更することとなった。一方、法第49条の2第2項第1号において、「当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、(保健医療機関等でないときは、指定を受けていない)と規定し、また、法第52条第1項において、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。」と規定している。さらに、生活保護受給者の中には、健康保険に加入している者もおり、健康保険加入者は、健康保険と生活保護法による医療扶助を併用している。このことから、指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではなくてはならないと明かである。 しかしながら、現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある。 【参考(千葉市)】 ・平成30年度の指定等件数:243件(内訳)指定:48件、更新:195件 ・令和元年度5月末日時点の市内保険医療機関の指定率:99.1% (内訳)市内保険医療機関数1,718のうち指定医療機関数1,549	
R1	273	09.土木・建築	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第52条 建築基準法施行令第2条	建築基準法上の容積率不算入部分として交通広場等を取り扱うこと。	建築基準法の容積率制限は道路、公園等の公共施設の供給、処理能力のウランスを保ち市街地環境の悪化を防止する目的として行われているものとされている。 一方で交通広場は実質的に建築利用の規模等への影響がほとんどなく、公共交通の利便性向上によって周辺の交通環境改善等につながることも、都市施設等に位置付けることで担保性、公共性が保たれたため、容積率算定から除外しても支障がないと考えられることから、交通広場等について地方自治体が都市計画の都市施設などに位置付けた場合に容積率不算入とする仕組みを定める。	本市の拠点駅周辺には既に土地利用が行われており、種々不況やコスト面等から、平面的に交通広場の面積を確保することが困難なため、交通結節機能の強化が図られている。 こうした状況下、「交通広場の土地利用」(平成23年3月)において、健健の駅前広場の上空に活用した結節点整備の推進が挙げられており、本市においても、立体都市計画制度を活用し、民間活力による交通広場の整備を検討しているが、敷地が大きく上空利用しない場合は交通広場も敷地面積に含まれ、床面積も生じないものの、限られた空間で建物と交通広場を複合整備する場合は、交通広場により容積率が圧迫される。 検討事項において地権者と協議を行う際、交通広場の空間の取扱いについて一定の理解を得るもの、交通広場が容積率対象とすることで地権者の土地利用に制約が生ずる、協議に支障をきたしている。容積率緩和も、手続の一つと考えられるが、検討段階においては周辺の交通基盤に与える影響が多々あることや、容積率緩和に対する住民の懸念が顕著なことから、困難な状況にある。	5【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (1)建築物の容積率(52条1項)の算定については、交通広場等を専ら道路交通の用に供する部分又は屋外の用途に供しない部分として判断できる場合、当該部分を床面積に算入しないことを、特定行政庁及び指定確認検査機関に令和元年度中に通知する。
R1	274	09.土木・建築	市区長会	指定都市市長会	総務省、法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	民法第25条～第29条(不在者財産管理人)、民法第951条～第959条(相続財産管理人)、空家等対策の推進に関する特別措置法	所有者不明空家に対する地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与	所有者不明空家に関し、地方公共団体(市町村)への財産管理人選任の申立権を付与することを求める。	所有者不明空家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(不在者財産管理人:民法第25条～第29条、相続財産管理人:民法第951条～第959条)の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人の選任に制約が生ずる。協議に支障をきたしている。 京都市では、空家対策の一環として財産管理人制度を活用するべく京都市裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空家でなければ利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。 一方で、所有者不明空家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条により空家対策を実施する責務を負う地方公共団体から財産管理人選定の申立ができること、同空家等の活用や除却の進展が滞り、空家問題に対する適切な対応が不十分なものとなる。 空家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっている。特に、所有者不明の空家は、そのまま放置されることで、空家特措法で規定される「特定空家等」にまで至ってしまふ危険性が高い。 平成20年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条において、所有者不明の「土地」について地方公共団体に申立権が付与されたことを踏まえ、空家法上の「空家等」についても同様の規定を設けていただきたい。	5【総務省(18)(1)】【法務省(4)】【国土交通省(19)(1)】 (18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (1)空家等対策における財産管理人の活用については、債権を有していない場合であっても、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行った不在者財産管理人(民法(第29条)25条1項)又は相続財産管理人(同法(952条1項)の選任の申立てが認められた事例を、空家等対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町村に令和2年度中に周知する。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	275	11.その他	市区長会	指定都市市長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	【各種選挙の投票用紙】 ・公職選挙法第71条 ・公職選挙法施行令第45条、第77条 ・昭和51年6月「教育市長選挙無効等確認請求事件」に係る名古屋高裁の判決 【国民審査の投票用紙】 ・最高裁判所裁判官国民審査法第24条 ・最高裁判所裁判官国民審査法施行令第7条	各種選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における未使用の投票用紙の保存期間の見直し	未使用の投票用紙の保存期間については、選挙等の効力の確定までの期間としていただきたい。	使用済み投票用紙の保存期間については、各種選挙は当該選挙の任期中、国民審査は10年間と規定されているが、未使用の投票用紙の保存期間については、法令に明文の規定はない。 昭和19年の名古屋高裁で未使用の投票用紙についても、投票関係書類に含む、上の判決が出れば、確定していることから、未使用の投票用紙と関係書類を併せて扱ってよいとされているが、本判決は投票の効力が確定する前に投票用紙(使用済み、未使用)とを廃棄した事案に係るものである。 未使用の投票用紙については、選挙及び当選並びに審査及び難免の効力の訴訟等が手続ができる期限以降であれば、廃棄したとしてもそれらの効力への影響はなく、保存する実益がないと考えられることから、効力確定後の未使用の投票用紙の扱いについて明確に示していただきたい。 市によっては、使用済み投票用紙の2倍以上が未使用となる現状において、保存の実益がないと考えられる膨大な量の未使用の投票用紙を長期保存するための広い保存スペースや多額の費用が必要となっている。	5【総務省】 (2)最高裁判所裁判官国民審査法(昭22法136)及び公職選挙法(昭25法100)最高裁判所裁判官国民審査及び各種選挙における未使用の投票用紙の保存期間(最高裁判所裁判官国民審査法施行令第45条)については、保存スペースの確保などの支障を踏まえ、法制的な面等から可能な方を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	276	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法31条、43条	地域型保育事業の承認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の承認の効力について、特定教育・保育施設と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされた。	子ども・子育て支援法においては、児童が居住市町村外に地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など)を利用するには、居住地の市町村が、事前に施設の所在市町村の同意を得たうえで、当該施設要件等の確認(法第43条)を行う必要がある。 しかしながら、実際の利用決定は、それぞれの市町村の利用調整の担当者間で調整・決定しており、利用の決定後、利用開始前までの間に、上記の同意や確認を行う必要があるが、利用決定を迅速する形での、形骸化している。 本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を超えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用も行われていることから、同意や確認については事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。	5【内閣府(11) (ロ)】【厚生労働省(33) (ロ)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む、以下の事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。
R1	277	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土交通省道路局長通知(平成15年10月30日(国道有第52号)) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(平成15年11月6日障発第1106002号)	障害者有料道路割引制度の事務及び市民の利便性の改善について	障害者有料道路割引制度について、申請の受け付を郵送もしくはインターネットにより有料道路事業者が直接対応できるようにすることも。	障害者有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社へ郵送することとなっている。 更新(2年毎)の届出証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増え、職員対応時間や事務量が非常に多くなっている。 市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少ない。 神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	
R1	278	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法24条の2、児童福祉法に基づく指定入所支援に関する費用の算定に関する基準、重度障害児支援加算費実施要綱	障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用要件の緩和について	重度障害児支援加算費の適用要件について、障害児入所施設の小規模グループケア化に対応できるよう、加算対象の施設要件を緩和する。	障害児入所施設において、重度障害児を受け入れたことによる報酬の評価(加算)については、障害児の支援に係る要件だけでなく、厚生労働大臣が定める施設基準①(重度障害児専用棟を設ける。②専用棟の定員20名以上とする。③居室については1階に設ける。等)が設けられている。 本市においては、障害児入所施設について小規模グループケア化を進めているところだが、上記の施設基準(専用棟の定員20名以上等)があるため、重度障害児を受け入れている小規模グループケアにおいて、重度障害児支援加算を受けることが出来ない場合が多く、運営面での負担となっている。 (参考)重度障害児支援加算の要件を満たす岡山市の重度障害児の福祉施設 児児施設入所者数(平成31年3月現在):25名 このうち、14名が重度障害児支援加算が受けられている。 国としても障害児入所施設について、小規模グループケア化を推進するよう示している一方で、重度障害児支援加算については定員を20人以上としていることは、制度として一貫していないと考える。	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (6)障害児入所施設(44条)における重度障害児支援加算に係る施設要件については、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」における議論を踏まえるとともに、地域の実情にも配慮した上で、小規模グループケアに対応した要件とするを含め検討し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	279	05.教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	*学校教育法第37条第2項、第13項 ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 *学校給食法第6条、第7条、第10条	栄養教諭等の配置基準の民設共同調理場への拡大	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準に民設民営の学校給食センター等を加えるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。 しかしながら、食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、給食調理施設が公設であるか民設であるかによって分かれており、著しく合理性を欠くものとなっている。 こうした中、本市では、現在、民設の給食調理施設を含めて、児童生徒へ給食を提供できる体制をとっており、配置基準の対象とされている民設民営の学校給食センターやクーパーの活用に対しては、単独時間により栄養教諭や嘱託の栄養士を配置し、食育の推進等を行っているが、栄養教諭が学校給食を活用し食に関する実践的な指導を行うことと定めた学校給食の規程や食育の推進、食物アレルギー対応における栄養教諭の必要性を踏まえれば、早急に改善が必要である。 【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校:児童生徒数 550人以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場:児童生徒数 1,500人以下が1人 1,501人~6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場:基準対象外	
R1	280	05.教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	*学校教育法第37条第2項、第13項 ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 *学校給食法第6条、第7条、第10条	栄養教諭等の配置基準の一本化	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、民設の共同調理場を対象とした上で、公設及び民設の共同調理場に係る配置基準の算定方法を、自校調理校と同様の学校単位の算定方法とするよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。 食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、単に学校給食が自校調理であるか共同調理であるかによって算定方法が大きく異なり、著しく均衡を欠くものとなっている。 平成17年度に食育基本法が施行されるとともに栄養教諭制度が創設され、従前の学校栄養職員に加え新たに栄養教諭が設けられ、栄養教諭は、従前に比べて重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、単に学校給食が自校調理であるか共同調理であるかによって算定方法が大きく異なり、著しく均衡を欠くものとなっている。 学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒1人1人に対応した業務の重要性は高まっており、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準が実態に即していないため、学校における役割を十分に果たせるものになっておらず、改善が必要である。 【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校:児童生徒数 550人以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場:児童生徒数 1,500人以下が1人 1,501人~6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場:基準対象外	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	281	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付厚労110000号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知)等により、身体障害者手帳等の提示のみで適用する方法に改めるよう求める。 また、ETC割引手続での「ETC利用者証明書」を省略し、既定の申請書に身体障害者手帳等のコピーを添付し、高速道路・有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)	有料道路における障害者割引制度の改善	有料道路における障害者割引制度について、割引を適用する際の指定及び申請日以降2回目の誕生日ごとの更新手続を撤回し、身体障害者手帳等の提示のみで適用する方法に改めるよう求める。 また、ETC割引手続での「ETC利用者証明書」を省略し、既定の申請書に身体障害者手帳等のコピーを添付し、高速道路・有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付厚労110000号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知)等」による市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付日本道路公団等策定)」により運用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けるに十分な収入が多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重症化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。 また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口へ送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。	
R1	282	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱ほか	幼保連携型認定子ども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化	幼保連携型認定子ども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。 (申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 (5)児童福祉法(附22法164)及び認定子ども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定子ども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
R1	283	09.土木・建築	市区長会	指定都市市長会	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法14条 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	特定空家等に対する代執行時の不動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法14条における代執行時の特定空家等の中の不動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該不動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。	代執行時の特定空家等の中の不動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間に係る統一のルールは明確にされていない。 本市においては、本年9月に、法14条第10項に基づく簡式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の不動産は市の所有財産の一部に、一時的に保管することとした。 所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点ではないものの、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまでも保管しておくというわけではない。 本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。 一部の他団体の事例も把握しているが、不動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。 また、不動産の取扱いは法で規定することについては、原則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行われる期間に併せて検討を行う。	5【総務省(18) (a)】【国土交通省(19) (a)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 代執行(14条9項)又は簡式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の不動産の取扱いについては、市町村において、廃業や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(平27国土交通省住宅局)を改正し、市町村に令和2年中に通知する。 また、不動産の取扱いは法で規定することについては、原則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行われる期間に併せて検討を行う。
R1	284	03.医療・福祉	中核市	東大阪市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	保育士宿舍借り上げ支援事業に係る①雇用年数の要件の撤廃、②待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定の撤廃等について。	保育士宿舍借り上げ支援事業に係る①雇用年数の要件の撤廃、②待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定の撤廃等について。	当該事業の補助期間は、その年度の待機児童数や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日から「10年以内」あるいは「5年以内」となっているが、年度によって対象者が異なるような取扱いは、市及び事業者にとって使いづらい。事業利用を始めた年度の違いにより、同一市内の施設でありながら、補助対象期間に差異が生じ、不公平な取扱いとなる。経過措置としての対応ではなく、短縮規定の撤廃を望む。 また、補助期間は最長で10年となっているため、入職した保育士が10年以降に他の施設へ転職してしまうなど中堅職員の離職が促されてしまふ。 以上のことから、雇用年数要件(若しくは待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定)の撤廃を望む。	
R1	285	03.医療・福祉	中核市	東大阪市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法施行令、同法施行規則、高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	母子家庭高等職業訓練促進給付金」の運用の改善	ひとり親の就労促進のため、必要な資格取得を目的として養成機関において修業する場合に支給する「母子家庭高等職業訓練促進給付金」について、地域の実態に即した給付金となるよう、運用の改善を行うこと。	母子家庭の母又は父子家庭の父が就労に必要な看護師等の資格を取得しようとする時は、修業と生活の両立を支援するために、母子(父子)家庭高等職業訓練促進給付金が支給される。 准看護師養成機関終了後引き続き看護師の資格を取得する場合、受給期間が平成30年度からは通算3年間に延長されたが、当該ケースでは通算4年間の修業が必要であり、期間を網羅できていない。 修業と生活の両立を支援するための給付金であるにもかかわらず、看護師養成機関の修了までの1年間は無支給となってしまうため、准看護師養成機関終了後に看護師の資格取得意欲があるにもかかわらず、進学を躊躇してしまう例がある。 准看護師養成機関終了者が引き続き看護師養成機関で修業する場合には、通算4年間の給付金を支給することとし、ひとり親が経済的に安定して修業できるようにする必要がある。	
R1	286	03.医療・福祉	中核市	東大阪市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法、企業主導型保育事業費補助金実施要綱	企業主導型保育事業に係る助成決定の迅速な情報共有	企業主導型保育事業に係る助成決定に係る(公財)児童育成協会より事業実施者から市町村へ迅速な情報提供を求める。	企業主導型保育事業について、(公財)児童育成協会から市町村への助成決定の情報提供が遅れたために、既に開設している当該保育施設を利用希望者に紹介できなかった。	5【内閣府(11) (a)】【厚生労働省(33) (b)】 子ども子育て支援法(平24法65) 企業主導型保育事業(59条の2)については、「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」における意見を踏まえ、保育施設への助成決定等に係る情報を企業主導型保育事業実施機関から地方公共団体へ提供するよう、令和元年度中を目途に企業主導型保育事業費補助金実施要綱等を改正する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	287	09.土木・建築	一般市	羽島市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法 固定資産税の課税のために利用目的を有する空家等の所有者に関する情報の内利活用等について(平成27年2月26日付国債第943号・総行地第25号)	未登記の空き家に係る不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)等に相当する固定資産税情報の調査権限の付与	未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)に相当する情報の調査権限を与えて欲しい。	問題となっている空き家の多くは未登記であり、構造や面積、建築年数を把握する術がない。法及び平成27年2月26日付国債第943号・総行地第25号により、空き家の情報については、固定資産税の課税情報のうち、所有者情報に限られており、課税情報から空き家の属性を知ることができない。現行法で特定空き家の情報のための出入調査により、これら把握する仕組みになっている。所有者の同意が得られれば課税情報の閲覧が可能にはないが、必ずしも所有者の同意が得られるも限らず、昨今の相続放棄が進む状況下では、空き家の所有者が当該家庭に詳しくとも限らない。特定空き家に至らない「千層戸」の適正管理の助言・指導をしているが、空き家の属性が分からないままに所有者と相談を行っても、解体や利活用の具体的な提案が難しかったため、助言・指導がスムーズに進まない状況が続いている。こうしたことから、不動産登記法上で義務付けられている表題部記載事項を、所有者が申請している事実を鑑み、当市の空家等対策条例の制定過程で所有者情報以外の情報利用について条文を盛り込もうとしたが、空家等対策推進協議会の弁護士及び市顧問弁護士より、前述の通知に「空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住居及び電話番号といった事項に限られる。」と明記されていることを前提に、法に違反するため不採用となった経緯がある。	5【総務省(18) (画)】【国土交通省(19) (画)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 特定空家等の発生を予防する観点から市町村が実施する空家等対策については、所有者の注意を喚起するための取組事例の公表及び所有者の同意がなくても固定資産税課税情報のうち空家等に係る基本的な情報(建築年数、構造、面積等)の利活用を行う必要性等について判断を行うための調査を市町村に対し行った上で、必要な方針について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づき必要な措置を講ずる。
R1	288	06.環境・衛生	都道府県	石川県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然環境整備交付金交付要綱	自然環境整備交付金の申請手続きの改善について	自然環境整備交付金について、交付申請時の本工事費内訳、測量設計費内訳等の添付を不要とする	【現行制度】 交付申請に係る事業費の添付資料として、本工事費内訳、測量設計費内訳等を提出しなければならぬ。 【支障事例】 環境省からの交付金額の内示を受けから申請作業に取り掛かるが、本工事費内訳の作成に時間を要するため、交付申請書の提出が5月中旬、交付決定日の連絡が5月下旬となり、6月に入札を行い、施工業者の決定が7月中旬となる。工事箇所が山岳地の場合、降雪期、積雪期を避けて工事を行わざるを得ないことから工期が7～10月中旬に限られているが、手続きに時間を要するため、7月からの事業着手が困難となっている。	5【環境省】 (5)自然環境整備交付金 自然環境整備交付金の申請手続きについては、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請時における経費の概算の簡素化が可能であることを、地方公共団体に周知する。 【措置済み(令和元年10月7日自然環境整備交付金等担当者説明会)】
R1	289	11.その他	中核市	宮崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第202条の5第2項	地域協議会構成員要件の規制緩和	地域協議会の構成員は、地域自治体の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任することになっているため、この住所要件の緩和を求めるもの。	本市では、地域自治体を設置しているが、地方自治法第202条の5第2項の規定により、「地域協議会の構成員は、地域自治体の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任することになっている。地域協議が多様化する中で、地域には、地域型プラットフォームの構築やミニシアター交通の確保など、高度な課題への対応も求められている。その解決には、事業を含む多様な主体の連携が必要になるため、地域協議会の構成員の住所要件を緩和し、当該地域自治体への通勤者や通学者も対象とすることを求めるものである。支障事例として、構成員に事業者の代表を選任していた地域協議会では、その後任に新たな代表を考えたが、当該地域自治体に住所を有せず、選任できない事態が生じているため、地域コースへの対応や継続した協議などにおいて、従来の機能を発揮できなくなり出ている。 各地域自治体には、「地域協議会委員推薦委員会」を設け、地域性を考慮し、地域協議会の構成員が推薦されているが、事業者の代表等を構成員に選任している地域自治体もあるため、今後、前例のような支障が生じることも考えられる。また、行政の附属機関としての位置付けを踏まえ、宮崎県地域自治体の設置等に関する条例で、「地域協議会の会長は、必要に応じて、委員以外の者を協議に招き出す。意見を求めることができる」と、オブザーバーの参加ができるが、地域の実情を共有し、必要な情報を取得することが目的であるため、オブザーバーに議決権はなく、意見を求められた場合のみ発言ができる。	
R1	290	06.環境・衛生	都道府県	山形県、山形市、鶴岡市、新庄市、村山市、天童市、東根市、河北町、西川町、最上町、大蔵村、高島町、川西町、三川町、庄内町	環境省	B 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金交付要綱第2-2 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領18-(1)、(2)	循環型社会形成推進交付金(廃止ごみ処理施設解体の補助対象の拡大)	「循環型社会形成推進交付金」については、廃止施設の解体のみを行う場合、交付対象となっていない。 ごみ処理施設が、更新前に要する用地での建設であった場合、敷地面積費用が支障とならず未解体となり、住民不安の一因となり、解体跡地の有効な利活用も困難となる。 ついでに、ごみ処理施設の解体跡地の廃棄物処理施設の仮置き場等への利活用を前提とした解体費を、交付対象に追加していただきたい。	【ごみ処理施設の解体に係る支障】 本県では、平成10年頃の新たなごみ施設の運用開始に伴い、未解体施設が1基増加した。また、設置後15年以上経過した施設が2基あり、将来的な未解体施設増加の懸念がある。 未解体施設は、老朽化による崩壊危険等により、周辺住民の不安を増大させるほか、周辺以外にも不安を与えるため、早急に解消する必要がある。また、跡地利用も困難となる。 【制度改正の内容】 【制度改正の内容】 交付対象として、廃棄物処理施設の仮置き場等への利活用を前提とした廃止ごみ処理施設の解体を新たに加える。	
R1	291	06.環境・衛生	都道府県	山形県、山形市、新庄市、村山市、天童市、河北町、最上町、西川町、大蔵村、高島町、川西町、三川町、庄内町、遊佐町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	採石法第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(第33条の4「採石採取計画」認可基準の「水質・水量・環境」の保護等、環境に配慮した項目を加える)より、採石法第33条の4を改正すること。 (もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する趣旨を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)とするより、採石法を改正すること。)	採石法において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水質等をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法は採石採取計画の認可基準に「水質・水量・環境」の保護等、環境に配慮した項目を加えるより、採石法第33条の4を改正すること。 遊佐町では、平成25年に「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」を制定し、当該条例に基づき、町が島海山麓での採石採取を規制対象事業に認定(事業実施を認めない)を行うことに対し、採石業者が処分取消しを求め裁判となっていた。 県は、上記事業者の採石採取計画の認可申請に対し、申請要件の不備(町の条例に基づき規制対象事業に該当しない旨の通知がない)を理由に、認可拒否処分(平成28年)を行ったが、業者は処分取消しを求め公害等調整委員会に裁定を申請し、同委員会から県に対し、採石法の認可基準に基づく実体的な審査を行うよう指示が出された(平成30年)。このように、条例を制定しても、採石採取計画の認可申請に対し、自治体は採石法の認可基準によるのみ判断せざるを得ない以上を踏まえ、自治体が地域環境の保全を理由とした判断を可能とするためには、根本となる採石法の認可基準に「水質・水量・環境」の保護等、環境に配慮した項目を加えるよう採石法を改正する必要がある。		
R1	292	11.その他	都道府県	山形県、新庄市、村山市、天童市、河北町、最上町、大蔵村、高島町、三川町、庄内町、遊佐町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	水産関係地方公共団体交付金等 水産関係地方公共団体交付金等 実施要領 水産関係地方公共団体交付金等 実施要領の運用について	「水産強化支援事業」における施設整備支援の対象となる「改築」の範囲の見直し 水産関係地方公共団体交付金等 実施要領の運用について	老朽化したサケふ化施設の機能を維持するための改築のうち、耐用年数を経過しているも、機能向上を併せて長寿命化が可能な施設の改築については、「水産強化支援事業」の交付の対象となるよう、同事業の施設整備支援の対象となる「改築」の範囲を見直すこと。	本県のサケふ化施設は昭和50年代に整備され、多くが築40年以上経過しており躯体等の大部分は継続使用に耐えうる状況にあるが、躯体や外装等躯体以外の修繕必要箇所が増加している。本県を含む日本海沿岸の各県では、歴史的に内水面の漁協あるいは転用施設であるサケふ化施設を、サケふ化事業者として運営してきた経緯があり、今後の安定的、継続的運営のために耐用年数を過ぎた設備の「改築」への支援が必要である。 しかし、現制度は比較的小規模の大きな経営体と合わせた制度設計となっており、小規模で経営基盤が脆弱なふ化事業者が多い本県では、当該制度の活用が困難な場合が多く、事業者は耐用年数を過ぎた施設設備を大事に使って運営してきた経過がある。「水産強化支援事業」の施設整備において対象となる「改築」は「新しい傾軋により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの」となっており、耐用年数の期間内であることが要件となっている。その結果、継続使用が可能な施設であるにもかかわらず、本事業の「新築」での対応が必要となり「改築」に比べ多額の費用を要するケースが生じることも考えられる。	5【農林水産省】 (12)水産強化支援事業 水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく水産強化支援整備交付金については、地方公共団体における円滑な事業の実施に資するよう、対象となる施設の改築の内容を明確化し、地方公共団体に令和元年度中に周知する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
R1	299	11.その他	都道府県	鳥取県	総務省	B 地方に対する規制緩和	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の国直接実施	個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金(中間サーバー改修費のみ)について、希望する自治体については、国が地方公共団体システム機構へ協賛交付する。	個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、都道府県が市町村(社会保障・税番号制度システム整備費補助金では市町村等又は協会等)の交付申請・実績報告の審査・とりまとめを行うこととされているが、そもそもこれら補助金は国の政策により行われているものであり、機構が実行するカード枚数に応じた補助金若しくは地方情報システム機構に置かれているサーバーの改修経費であり、取立てが市町村に回す必要が乏しく、ましてや都道府県が関与する必要はないと考えられる。更にこれら補助金事務は非常にタイトなスケジュールの中行わなければならないが、事務処理に忙殺されるなど、都道府県、市町村とも非常に大きな負担が掛かっている。	
R1	300	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、日本創生のための未来世代心援知事同盟	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第34条の12、児童福祉法施行規則第36条の35第1号	里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化について	一時預かり事業の利用対象児童について、里帰り出産時等な居住地の保育所(入所・在籍している乳幼児を居住地域外の保育所等でも受け入れ可能な)が明確になるとともに、受け入れた場合の補助金の全国統一単価の創設や施設型給付の取り扱いの明確化を求める。	里帰り出産等で里帰り先に帰った保護者は、自治体による児童福祉法の解釈によって、居住地の保育所等(園)に預けられ、一時預かり事業を利用することができない場合がある。仮に退所した場合、里帰り出産後に居住地の保育所等に再度入所できるとは限らず、利用者は退所(園)に帰らなければならない。自治体の判断によって、居住地の保育所等(園)せずとも一時預かり事業の対象とすることができるもの、一時預かり事業に係る広域利用の場合の補助金や入退所に伴う施設型給付の取り扱いについては不明瞭である。	5【内閣府(3)(a)】【厚生労働省(5)(b)】 児童福祉法(第22法164) 里帰り出産等における一時預かり事業(6条の3第7項)の実施については、里帰り先の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が適当であると判断した場合、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を当該事業の対象とすることが可能であること、この場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金(子ども子育て支援法(平24法65)68条)の対象になること等を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。
R1	301	03.医療・福祉	中核市	川口市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法施行規則第53条、保険医療機関及び保険医療費担当規則第3条	医療機関受診の際の、身分証の提示を求める権限の付与	被保険者証のなりすまし使用への対策として、患者から被保険者証の提示を受けた際、その内容に疑義があると医療機関が判断した場合、医療機関が患者に本人確認ができる身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示を求めることができる規定を設けるよう求める。	【根拠法令】 ・健康保険法施行規則第53条(抜粋) 保険医療機関等から療養を受けようとする者は、被保険者証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。 ・保険医療機関及び保険医療費担当規則第3条(抜粋) 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、その提出する被保険者証によって療養の給付を受ける資格があることを確かめなければならない。 【支障事例】 現行法上は被保険者証の提出のみで保険診療が受けられることになっているが、医療機関が被保険者証のなりすまし使用を疑った場合、医療機関が任意でその患者に写真身分証等の提示をお願いしているところである。しかし、医療機関が患者に対して身分証等の提示を求める行為、患者が医療機関の求めに応じて身分証等を提示する行為については、どちらも任意行為の範囲であり、身分証等の提示を拒否されることも起こり得る。結果として、医療機関は被保険者証の提示を受けた以上その者に対して療養の提供を行わざるを得ない状況にある。また、なりすまし受診については、実際に拒否することができたものの、実情が確認されている中で、血液型やアレルギー等の情報を取り違える可能性もあり重大な医療事故につながる可能性が無いとは言えず、これを防止する観点からも、本提案を行うものである。なお、本提案においては、マイナンバーカードを健康保険証として利用する取組みが浸透すれば解決するものと思料する。	5【厚生労働省】 (2)健康保険法(大11法70) 保険医療機関が行う療養の給付を受ける資格の確認(保険医療機関及び保険医療費担当規則(第22厚生省令15)3条)については、保険医療機関の判断により、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることが可能である旨を、保険医療機関等に令和元年度中に通知する。